離島等供給約款変更届出書

2023 年 5 月 19 日

東北電力ネットワーク株式会社

離島等供給約款変更届出書

東北電ＮＷＮＷＳ企第１号
２０２３ 年 ５ 月 １９ 日

経済産業大臣　西村　康稔　殿

仙台市青葉区本町一丁目７番１号
東北電力ネットワーク株式会社
取締役社長　　坂本　　光弘

電気事業法第21条第１項の規定により，次のとおり離島等供給約款を変更したいので届け出ます。

変更の内容	別紙　離島等供給約款のとおりであります。
実施期日	2023年６月１日

別　紙

離 島 等 供 給 約 款
［　低　圧　用　］

2023 年 6 月 1 日 実 施

東北電力ネットワーク株式会社

離 島 等 供 給 約 款［低 圧 用］

目　　次

Ⅰ　総　　則

1　適　　用 …… 1

2　離島等供給約款の届出および変更 …… 1

3　定　　義 …… 1

4　単位および端数処理 …… 2

5　実 施 細 目 …… 3

Ⅱ　契約の申込み

6　需給契約の申込み …… 4

7　需給契約の成立および契約期間 …… 4

8　需 要 場 所 …… 5

9　需給契約の単位 …… 5

10　供給の開始 …… 5

11　供給の単位 …… 5

12　承諾の限界 …… 5

13　需給契約書の作成 …… 6

Ⅲ　契約種別および料金

14　契 約 種 別 …… 7

15　定 額 電 灯 …… 7

16　従 量 電 灯 …… 9

17　時間帯別電灯 …… 13

18　季節別高負荷率電灯 …… 17

19　臨 時 電 灯 …… 19

20　公衆街路灯 …… 22

21　低圧高稼動契約 …… 25

22　低 圧 電 力 …… 28
23　低圧季節別時間帯別電力 …… 30
24　臨 時 電 力 …… 32
25　農事用電力 …… 34
26　深 夜 電 力 …… 36
27　融雪用電力 …… 38

Ⅳ　料金の算定および支払い

28　料金の適用開始の時期 …… 43
29　検　針　日 …… 43
30　料金の算定期間 …… 43
31　使用電力量の計量 …… 44
32　料金の算定 …… 45
33　日 割 計 算 …… 46
34　料金の支払義務および支払期日 …… 46
35　料金その他の支払方法 …… 47
36　延 滞 利 息 …… 48
37　保　証　金 …… 48

Ⅴ　使用および供給

38　適正契約の保持 …… 50
39　力率の保持 …… 50
40　需要場所への立入りによる業務の実施 …… 50
41　電気の使用にともなうお客さまの協力 …… 50
42　供給の停止 …… 51
43　供給停止の解除 …… 52
44　供給停止期間中の料金 …… 52
45　違　約　金 …… 52
46　供給の中止または使用の制限もしくは中止 …… 52
47　制限または中止の料金割引 …… 52

48　損害賠償の免責 …… 53
49　設備の賠償 …… 53
Ⅵ　契約の変更および終了
50　需給契約の変更 …… 55
51　名義の変更 …… 55
52　需給契約の廃止 …… 55
53　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算 …… 55
54　解　約　等 …… 57
55　需給契約消滅後の債権債務関係 …… 57
Ⅶ　供給方法，工事および工事費の負担
56　供給方法，工事および施設 …… 58
57　工事費負担金等の申受けおよび精算 …… 58
Ⅷ　保　　安
58　保安の責任 …… 59
59　調　　査 …… 59
60　調査に対するお客さまの協力 …… 59
61　保安に対するお客さまの協力 …… 59
62　検査または工事の受託 …… 59
63　自家用電気工作物 …… 60
附　　則 …… 61
別　　表 …… 73

Ⅰ　総　　則

1　適　　用

⑴　当社が，低圧で電気の供給を受ける一般の需要（当社以外の者から電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は，この離島等供給約款[低圧用]（以下「この離島約款」といいます。）によります。

⑵　この離島約款は，次の離島に適用いたします。

山形県　飛島，新潟県　佐渡島および粟島

2　離島等供給約款の届出および変更

⑴　この離島約款は,電気事業法第 21 条第 1 項の規定にもとづき,経済産業大臣に届け出たものです。

⑵　当社は,経済産業大臣に届け出て,この離島約款を変更することがあります。この場合には,電気料金その他の供給条件は，変更後の離島等供給約款[低圧用]によります。

3　定　　義

次の言葉は，この離島約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

⑴　低　　圧

標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。

⑵　高　　圧

標準電圧 6,000 ボルトをいいます。

⑶　電　　灯

白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

⑷　小 型 機 器

主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。

⑸　動　　力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

⑹　契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

⑺　契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって，定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し，お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

⑻　契 約 電 流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。

⑼　契 約 容 量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

⑽　契 約 電 力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

⑾　夏　　季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

⑿　そ の 他 季

毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。

⒀　再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。

⒁　貿 易 統 計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

⒂　平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし，毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間，2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間，3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間，4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間，5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間，6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間，7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間，8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間，9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間，10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間，11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。）をいいます。

4　単位および端数処理

この離島約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は，次のとおりといたします。

⑴　契約負荷設備の個々の容量の単位は，1 ワットまたは 1 ボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

⑵　契約容量の単位は，1 キロボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

⑶　契約電力の単位は，1 キロワットとし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。ただし，低圧電力，臨時電力または農事用電力Ａについては，22（低圧電力）⑷を適用した場合に算定された値が 0.5 キロワット以下となるときは，契約電力を 0.5 キロワットといたします。また，農事用電力Ｂで契約負荷設備の総入力が 0.5 キロワット以下となる場合は，契約電力を 0.5 キロワットといたします。

⑷　使用電力量の単位は，1 キロワット時とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

⑸　力率の単位は，1 パーセントとし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

⑹　料金その他の計算における合計金額の単位は，1 円とし，その端数は，切り捨てます。

5　実 施 細 目

この離島約款の実施上必要な細目的事項は，この離島約款の趣旨に則り，そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ　契約の申込み

6　需給契約の申込み

⑴　お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は，あらかじめこの離島約款，ならびに当社またはお客さまの需要場所を供給区域とする配電事業者（以下「当該配電事業者」といいます。）の託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。なお，当社または当該配電事業者が託送約款等を変更した場合には，変更後の託送約款等によります。）における需要者に関する事項を承認のうえ，次の事項を明らかにして，当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし，軽易な内容のものについては，口頭，電話等による申込みを受け付けることがあります。

契約種別，供給電気方式，需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい，託送約款等に定める供給地点といたします。），需要場所（供給地点特定番号を含みます。），供給電圧，契約負荷設備，契約主開閉器，契約電流，契約容量，契約電力，発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。），業種，用途，使用開始希望日，使用期間および料金の支払方法

⑵　⑴により需給契約の申込みをされる場合は，お客さまは，あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。

イ　お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合，当社が，需給契約の締結に必要な事項のうち，当該配電事業者が接続供給のために必要とする事項について，当該配電事業者に提供すること。

ロ　お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合，当該配電事業者が，接続供給の実施に必要なお客さまの情報を，当社に対し提供すること。

⑶　契約負荷設備，契約電流，契約容量および契約電力については，1 年間を通じての最大の負荷を基準として，お客さまから申し出ていただきます。この場合，1 年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて使用開始希望日以降 1 年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。

⑷　供給設備の工事を要する場合は，用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため，原則として，あらかじめ当社または当該配電事業者の供給設備の状況等について照会していただき，申込みをしていただきます。

⑸　電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，お客さまが保安等のために必要とされる電気については，その容量を明らかにしていただき，保安用の発電設備の設置，蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

7　需給契約の成立および契約期間

⑴　需給契約は，申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

⑵　契約期間は，次によります。

イ　契約期間は，臨時電灯，臨時電力および農事用電力Ｂの場合を除き，需給契約が成立した日から，料金適用開始の日以降 1 年目の日までといたします。

ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ　臨時電灯，臨時電力および農事用電力Ｂの契約期間は，需給契約が成立した日から，あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。

8　需 要 場 所

需要場所は，託送約款等に定めるところによります。

9　需給契約の単位

当社は，次の場合を除き，託送約款等に定めるところにより，原則として１需要場所について１契約種別を適用して，１需給契約を結びます。

⑴　１需要場所において，次の２以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の１契約種別（⑵の場合は，２契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合

臨時電灯のうちの１契約種別，臨時電力，農事用電力，深夜電力Ａまたは深夜電力Ｂのうちの１契約種別，融雪用電力Ａ，融雪用電力Ｂ

⑵　電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で，定額電灯，従量電灯のうちの１契約種別，時間帯別電灯Ａもしくは時間帯別電灯Ｂのうちの１契約種別または季節別高負荷率電灯と低圧電力または低圧季節別時間帯別電力とをあわせて契約する場合

10　供給の開始

⑴　当社は，お客さまの需給契約の申込みを承諾した場合には，お客さまと協議のうえ需給開始日を定め，供給準備その他必要な手続きを経たのち，すみやかに電気を供給いたします。

⑵　当社は，天候，用地交渉，停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって，あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には，その理由をお知らせし，あらためてお客さまと協議のうえ，需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11　供給の単位

当社は，託送約款等に定めるところにより，原則として１需給契約につき，１供給電気方式，１引込みおよび１計量をもって電気を供給いたします。

12　承諾の限界

当社は，法令，電気の需給状況，当社または当該配電事業者の供給設備の状況，料金およびこの離島約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，保証金，違約金，工事費負担金その他この離島約款から生ずる金銭債務〔以下「料金以外の債務」といいます。〕といたします。）の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には，需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，その理由をお知らせいたします。

13　需給契約書の作成

特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは，電気の需給に関する必要な事項について，需給契約書を作成いたします。

Ⅲ　契約種別および料金

14　契約種別

契約種別は，次のとおりといたします。

需要区分	契約種別	
電灯需要	定額電灯	
	従量電灯	A
		B
		C
	時間帯別電灯	A
		B
	季節別高負荷率電灯	
	臨時電灯	A
		B
		C
	公衆街路灯	A
		B
電灯電力併用需要	低圧高稼動契約	
電力需要	低圧電力	
	低圧季節別時間帯別電力	
	臨時電力	
	農事用電力	A
		B
	深夜電力	A
		B
	融雪用電力	A
		B

15　定額電灯

⑴　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量〔託送約款等に定めるところによります。〕によって換算するものといたします。）が 400 ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

⑵　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，お客さまに特別の事情がある場合には，交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

⑶　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

⑷　料　　金

料金は，需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表 2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　需要家料金

需要家料金は，1 月につき次のとおりといたします。

1契約につき	60円50銭

ロ　電 灯 料 金

(ｲ)　電灯料金は，各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの1灯につき	118円55銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	217円25銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	414円73銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	612円25銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	1,007円17銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	1,007円17銭

(ﾛ)　ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ﾊ)　多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示

されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ハ　小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）に応じ 1 月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	367円08銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	674円82銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	674円82銭

16　従 量 電 灯

⑴　従量電灯Ａ

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ)　使用する最大電流（交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。）が 5 アンペア以下であること。

(ﾛ)　定額電灯を適用できないこと。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。

ハ　契約電流

(ｲ)　契約電流は，5 アンペアといたします。

(ﾛ)　当社または当該配電事業者は，契約電流に応じた電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社または当該配電事業者は，電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ　料　　金

料金は，その 1 月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表 2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別

表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

最 低 料 金	1契約につき最初の7キロワット時まで	359円58銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	29円71銭

⑵　従量電灯Ｂ

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ)　契約電流が 10 アンペア以上であり，かつ，60 アンペア以下であること。

(ﾛ)　1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は，契約電流と契約電力との合計（この場合，10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし，1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等から当社または当該配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，(ｲ)に該当し，かつ，(ﾛ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社または当該配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ　契約電流

(ｲ)　契約電流は，10 アンペア，15 アンペア，20 アンペア，30 アンペア，40 アンペア，50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。

(ﾛ)　当社または当該配電事業者は，契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社または当該配電事業者は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶に

よって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(ｲ)　基 本 料 金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電流10アンペア	369円60銭
契約電流15アンペア	554円40銭
契約電流20アンペア	739円20銭
契約電流30アンペア	1,108円80銭
契約電流40アンペア	1,478円40銭
契約電流50アンペア	1,848円00銭
契約電流60アンペア	2,217円60銭

(ﾛ)　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	29円71銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	36円46銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	40円41銭

(ﾊ)　最低月額料金

(ｲ)および(ﾛ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その１月の料金は，次の最低月額料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1契約につき	359円58銭

⑶　従量電灯Ｃ

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ)　契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

(ﾛ)　1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は，契約容量と契約電力との合計（この場合，1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし，1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等から当社または当該配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，(ｲ)に該当し，かつ，(ﾛ)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社または当該配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契約容量

(ｲ)　契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし，差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は，契約負荷設備の総容量の算定（託送約款等に定めるところによります。）によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

(ﾛ)　お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には，契約容量は，(ｲ)にかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，契約容量および契約電力の算定方法（託送約款等に定める方法といたします。）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社または当該配電事業者は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

ホ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表 2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(ｲ)　基 本 料 金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	369円60銭

(ﾛ)　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	29円71銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	36円46銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	40円41銭

17　時間帯別電灯

⑴　時間帯別電灯Ａ

イ　適 用 範 囲

従量電灯の適用範囲に該当し，ニに定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要に適用いたします。

なお，負荷移行が可能な需要とは，その負荷の使用目的から，使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい，街路灯，看板灯，アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場

合には，交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

ハ　契 約 容 量

(ｲ)　契約容量は，原則として従量電灯Ｃに準じて定めます。

ただし，お客さまの希望により，当社もしくは当該配電事業者の電流を制限する計量器により電流を制限する場合，または当社もしくは当該配電事業者の電流制限器を取り付ける場合は，契約容量は，電流を制限する計量器により制限される電流または電流制限器の定格電流にもとづき次により算定いたします。

a　電流を制限する計量器による場合

$$\text{入力（キロボルトアンペア）} = \text{制限される電流（アンペア）} \times 100\text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

b　電流制限器による場合

$$\text{入力（キロボルトアンペア）} = \text{電流制限器の定格電流（アンペア）} \times 100\text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

なお，電流制限器とは，16（従量電灯）⑴ハ(ﾛ)および⑵ハ(ﾛ)における電流制限器をいいます。

(ﾛ)　別表5（夜間蓄熱式機器）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱式機器」といいます。）を使用される場合は，(ｲ)にかかわらず，契約容量は，原則として，次のａによってえた値に0.4を乗じてえた値がｂによってえた値以上となる場合は，ａによってえた値とし，それ以外の場合は，次の算式によって算定された値といたします。

ａによってえた値＋ｂによってえた値×0.1

a　契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器以外のものについて，原則として従量電灯Ｃの契約容量決定方法に準じてえた値

ただし，夜間蓄熱式機器を使用される場合で，お客さまの希望により夜間蓄熱式機器以外の機器について当社または当該配電事業者の電流制限器を取り付けるときは，(ｲ)に準じて算定いたします。

b　契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器の総容量（入力）

ニ　時間帯区分

時間帯区分は，次のとおりといたします。

(ｲ)　昼間時間

毎日午前7時から午後11時までの時間をいいます。

(ﾛ)　夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

ホ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）⑴ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表 2（燃料費

調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(ｲ)　基 本 料 金

基本料金は，契約容量に応じ 1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

a　契約容量が 6 キロボルトアンペア以下の場合

1契約につき	1,667円60銭

b　契約容量が 6 キロボルトアンペアをこえる場合

1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	2,376円00銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	369円60銭

(ﾛ)　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a　昼 間 時 間

最初の90キロワット時までの1キロワット時につき	31円26銭
90キロワット時をこえ230キロワット時までの1キロワット時につき	39円30銭
230キロワット時をこえる1キロワット時につき	44円00銭

b　夜 間 時 間

1 キロワット時につき	27円68銭

ヘ　そ の 他

(ｲ)　当社は，33（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。ただし，昼間時間における料金適用上の電力量区分の日割計算は，別表 6（日割計算の基本算式）⑴ロ(ﾊ)によるものといたします。

(ﾛ)　夜間時間以外の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。

(ﾊ)　夜間蓄熱式機器の取付けもしくは取替えまたは取外しをされる場合は，当社に申し出ていただきます。

(ﾆ)　当社は，別表 5（夜間蓄熱式機器）に定める夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

(ﾎ)　Ⅶ（供給方法，工事および工事費の負担）に定める事項については，契約負荷設備を

増加されたにもかかわらず契約容量が増加しない場合は，契約容量が増加したものとして，従量電灯Ｃに準じて取り扱うものといたします。

(ﾍ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。

⑵ 時間帯別電灯Ｂ

イ 適 用 範 囲

従量電灯の適用範囲に該当し，ニに定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要に適用いたします。

なお，負荷移行が可能な需要とは，その負荷の使用目的から，使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい，街路灯，看板灯，アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契 約 容 量

契約容量は，時間帯別電灯Ａに準じて定めます。

ニ 時間帯区分

時間帯区分は，次のとおりといたします。

(ｲ) 昼 間 時 間

毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。

(ﾛ) 夜 間 時 間

昼間時間以外の時間をいいます。

ホ 料 金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表 2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(ｲ)　基 本 料 金

基本料金は，契約容量に応じ１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

a　契約容量が６キロボルトアンペア以下の場合

1契約につき	1,667円60銭

b　契約容量が６キロボルトアンペアをこえる場合

1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	2,376円00銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	369円60銭

(ﾛ)　電力量料金

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a　昼 間 時 間

最初の80キロワット時までの1キロワット時につき	33円17銭
80キロワット時をこえ200キロワット時までの1キロワット時につき	41円92銭
200キロワット時をこえる1キロワット時につき	47円02銭

b　夜 間 時 間

１キロワット時につき	27円99銭

ヘ　そ の 他

(ｲ)　当社は，33（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。ただし，昼間時間における料金適用上の電力量区分の日割計算は，別表６（日割計算の基本算式）⑴ロ(ﾆ)によるものといたします。

(ﾛ)　夜間時間以外の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。

(ﾊ)　夜間蓄熱式機器の取付けもしくは取替えまたは取外しをされる場合は，当社に申し出ていただきます。

(ﾆ)　当社は，別表５（夜間蓄熱式機器）に定める夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

(ﾎ)　Ⅶ（供給方法，工事および工事費の負担）に定める事項については，契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約容量が増加しない場合は，契約容量が増加したものとして，従量電灯Ｃに準じて取り扱うものといたします。

(ﾍ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。

18　季節別高負荷率電灯

⑴　適 用 範 囲

イ　従量電灯の適用範囲に該当し，夏季からの負荷移行が可能な需要に適用いたします。

ロ　季節別高負荷率電灯から他の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては，原則として季節別高負荷率電灯を適用いたしません。

⑵　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

⑶　契 約 容 量

契約容量は，原則として従量電灯Ｃに準じて定めます。

ただし，季節別高負荷率電灯適用の際現に取り付けられている当社もしくは当該配電事業者の電流を制限する計量器または当社もしくは当該配電事業者の電流制限器を継続して使用することを希望される場合は，契約容量は，原則として電流を制限する計量器により制限される電流または電流制限器の定格電流にもとづき次により算定いたします。

イ　電流を制限する計量器による場合

$$\text{入力（キロボルトアンペア）} = \frac{\text{制限される電流}}{\text{（アンペア）}} \times 100\text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

ロ　電流制限器による場合

$$\text{入力（キロボルトアンペア）} = \frac{\text{電流制限器の}}{\text{定格電流（アンペア）}} \times 100\text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

なお，電流制限器とは，16（従量電灯）⑴ハ(ﾛ)および⑵ハ(ﾛ)における電流制限器をいいます。

⑷　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表 2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基 本 料 金

基本料金は，契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

1契約につき最初の6キロボルトアンペアまで	3,009円60銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	501円60銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	39円21銭	36円66銭

⑸　契約期間

契約期間は，7（需給契約の成立および契約期間）⑵にかかわらず，次によります。

イ　契約期間は，需給契約またはその変更が成立した日から，料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。

ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ　契約期間満了に先だって，原則として他の契約種別に変更することはできません。

⑹　そ　の　他

イ　当社は，33（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。ただし，32（料金の算定）⑴ロに該当し，料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。

ロ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。

19　臨時電灯

⑴　臨時電灯Ａ

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が１年未満の需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）が３キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあり

ます。

ハ　料　　金

料金は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）によって，1 日につき次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表 2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	11円74銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	23円47銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	23円47銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	234円88銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	234円88銭

ニ　そ　の　他

(ｲ)　当社または当該配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしません。

(ﾛ)　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが 1 年未満となるときは，臨時電灯Ａを適用いたします。

(ﾊ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，定額電灯に準ずるものといたします。

⑵　臨時電灯Ｂ

イ　適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が 1 年未満の需要で，契約電流が 40 アンペア以上であり，かつ，60 アンペア以下であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

ロ　契 約 電 流

(ｲ)　契約電流は，40 アンペア，50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。

(ﾛ)　当社または当該配電事業者は，契約電流に応じて電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社または当該配電事業者は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ハ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表 2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(ｲ)　基 本 料 金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電流10アンペアにつき	406円56銭

(ﾛ)　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	43円40銭

ニ　そ の 他

(ｲ)　当社または当該配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしません。

(ﾛ)　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが 1 年未満となるときは，臨時電灯Ｂを適用いたします。

(ﾊ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｂに準ずるものといたします。

⑶　臨時電灯Ｃ

イ　適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が１年未満の需要で，契約容量が６キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として 50 キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

ロ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(ｲ)　基 本 料 金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	406円56銭

(ﾛ)　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	43円40銭

ハ　そ　の　他

(ｲ)　当社または当該配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしません。

(ﾛ)　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが 1 年未満となるときは，臨時電灯Ｃを適用いたします。

(ﾊ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。

20　公衆街路灯

⑴　公衆街路灯Ａ

イ　適 用 範 囲

公衆のために，一般道路，橋，公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯，消火せん標識灯，交通信号灯，海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）が 1 キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし，昼間にも継続して使用されるものについては，お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Ｂを適用することがあります。

ロ　料　　金

料金は，需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表 2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(ｲ)　需要家料金

需要家料金は，1 月につき次のとおりといたします。

1契約につき	55円00銭

(ﾛ)　電 灯 料 金

a　電灯料金は，各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの1灯につき	111円56銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	205円48銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	393円39銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	581円34銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	957円12銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	957円12銭

b　ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

c　多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ﾊ)　小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）に応じ１月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	345円63銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	638円52銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	638円52銭

ハ　そ　の　他

(ｲ)　広告用の電灯等を使用される場合は，配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき，それぞれについて 1 需給契約を結びます。ただし，技術上，経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は，一括して公衆街路灯Ａを適用することがあります。

(ﾛ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，定額電灯に準ずるものといたします。

⑵　公衆街路灯Ｂ

イ　適 用 範 囲

公衆街路灯を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ)　契約容量が１キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

(ﾛ)　公衆街路灯Ａを適用できないこと。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧 200 ボルトまたは交流３相３線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ　契 約 容 量

契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）といたします。ただし，契約負荷設備の総容量が１キロボルトアンペア未満の場合は，１キロボルトアンペアといたします。

ニ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶に

よって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(ｲ)　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	336円60銭

(ﾛ)　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	28円81銭

(ﾊ)　最低月額料金

(ｲ)および(ﾛ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その１月の料金は，次の最低月額料金および別表１(再生可能エネルギー発電促進賦課金)⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1契約につき	333円18銭

ホ　そ　の　他

(ｲ)　広告用の電灯等を使用される場合は，配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき，それぞれについて 1 需給契約を結びます。ただし，技術上，経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は，一括して公衆街路灯Ｂを適用することがあります。

(ﾛ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。

21　低圧高稼動契約

⑴　適 用 範 囲

イ　次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ)　電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要であること。

(ﾛ) ⑷に定める契約電力が30キロワット以上であり，かつ，50キロワット未満であること。ただし，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等から当社または当該配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，契約電力が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社または当該配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

なお，電灯または小型機器の基準電力（⑷イを適用した値といたします。）および動力の基準電力は，50キロワット未満といたします。

ロ 低圧高稼動契約から他の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては，イにかかわらず，低圧高稼動契約を適用いたしません。

⑵ 供給の単位

当社または当該配電事業者は，11（供給の単位）にかかわらず，原則として，1需給契約につき，2供給電気方式，2引込みおよび2計量をもって電気を供給いたします。

⑶ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式，供給電圧および周波数は，次のとおりといたします。

イ 電灯または小型機器への供給は，交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ロ 動力への供給は，交流3相3線式標準電圧200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

⑷ 契 約 電 力

契約電力は，次に定める電灯または小型機器の基準電力と動力の基準電力との合計といたします。

イ 電灯または小型機器の基準電力

電灯または小型機器の基準電力は，時間帯別電灯Ａに準じて定めます。この場合，1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。

ロ 動力の基準電力

動力の基準電力は，低圧電力の契約電力決定方法に準じて定めます。

⑸ 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定さ

れた平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基 本 料 金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,577円12銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏　季　料　金	その他季料金
1キロワット時につき	29円99銭	28円28銭

ハ　力率割引および割増し

電灯または小型機器の力率と動力の力率とをそれぞれの基準電力によって別表 4（加重平均力率の算定）⑵ハにより加重平均してえた値が，85 パーセントを上回る場合は，基本料金を 5 パーセント割引し，85 パーセントを下回る場合は，基本料金を 5 パーセント割増しいたします。この場合，電灯または小型機器の力率および動力の力率は，別表 4（加重平均力率の算定）⑵イまたはロにより算定いたします。

なお，まったく電気を使用しないその 1 月の力率は，85 パーセントとみなします。

⑹　契 約 期 間

契約期間は，7（需給契約の成立および契約期間）⑵にかかわらず，次によります。

イ　契約期間は，需給契約またはその変更が成立した日から，料金適用開始の日以降 1 年目の日までといたします。

ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ　契約期間満了に先だって，原則として他の契約種別に変更することはできません。

⑺　そ　の　他

イ　33（日割計算）に定める事項については，低圧電力に準ずるものといたします。

ロ　低圧高稼動契約の適用を受けるお客さまは，定額電灯，従量電灯，低圧電力，時間帯別電灯Ａ，時間帯別電灯Ｂ，季節別高負荷率電灯または低圧季節別時間帯別電力をあわせて契約することはできません。

ハ　夜間時間（毎日午後 11 時から翌日の午前 7 時までの時間をいいます。）以外の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。

ニ　夜間蓄熱式機器の取付けもしくは取替えまたは取外しをされる場合は，当社に申し出ていただきます。

ホ　当社は，夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

ヘ　Ⅶ（供給方法，工事および工事費の負担）に定める事項については，契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約電力が増加しない場合は，契約電力が増加したものとして，低圧電力に準じて取り扱うものといたします。

ト　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃまたは低圧電力に準ずるものといたします。

22　低 圧 電 力

⑴　適 用 範 囲

動力を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ　契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

ロ　1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は，契約電流（この場合，10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合，1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。

ただし，1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等から当社または当該配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，イに該当し，かつ，ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社または当該配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

⑵　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

⑶　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

⑷　契 約 電 力

イ　契約電力は，契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(ｲ)の係数を乗じてえた値の合計に(ﾛ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし，電気機器の試験用に電気を使

用される場合等特別の事情がある場合は，その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき，その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合，その容量は契約容量および契約電力の算定方法に準じて算定し，(ﾛ)の係数を乗じないものといたします。

(ｲ)　契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント
	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

(ﾛ)　(ｲ)によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

ロ　お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には，契約電力は，イにかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，契約容量および契約電力の算定方法により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社または当該配電事業者は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

⑸　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表 2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基 本 料 金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの

場合の基本料金は，契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,300円89銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏　季　料　金	その他季料金
1キロワット時につき	27円22銭	25円77銭

ハ　力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表 4（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が，85 パーセントを上回る場合（⑷ロにより契約電力を定める場合を含みます。）は，基本料金を 5 パーセント割引し，85 パーセントを下回る場合は，基本料金を 5 パーセント割増しいたします。この場合，電気機器の力率は，進相用コンデンサ取付容量基準（託送約款等に定めるものといたします。）に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては 90 パーセント，取り付けてないものについては 80 パーセント，電熱器については 100 パーセントといたします。

なお，まったく電気を使用しないその 1 月の力率は，85 パーセントとみなします。

ニ　そ　の　他

時報用または警報用のみに使用する場合は，基本料金のみといたします。この場合の力率は，85 パーセントとみなします。

⑹　そ　の　他

変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。

23　低圧季節別時間帯別電力

⑴　適 用 範 囲

イ　低圧電力の適用範囲に該当する需要に適用いたします。

ロ　低圧季節別時間帯別電力から他の契約種別に変更された後 1 年に満たないお客さまについては，イにかかわらず，低圧季節別時間帯別電力を適用いたしません。

⑵　契 約 電 力

契約電力は，低圧電力に準じて定めます。

⑶　時間帯区分は，次のとおりといたします。

イ　昼 間 時 間

毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。

ロ　夜 間 時 間

昼間時間以外の時間をいいます。

⑷　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基 本 料 金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は，契約電力が １ キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,409円10銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(ｲ)　昼 間 時 間

昼間時間のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏　季　料　金	その他季料金
1キロワット時につき	27円46銭	25円93銭

(ﾛ)　夜 間 時 間

1キロワット時につき	25円15銭

ハ　力率割引および割増し

力率割引および割増しは，低圧電力に準ずるものといたします。

⑸　契 約 期 間

契約期間は，７（需給契約の成立および契約期間）⑵にかかわらず，次によります。

イ　契約期間は，需給契約またはその変更が成立した日から，料金適用開始の日以降 1 年目の日までといたします。

ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ　契約期間満了に先だって，原則として他の契約種別に変更することはできません。

⑹　そ　の　他

イ　お客さまが契約電力を新たに設定し，または増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとし，または契約電力を減少しようとされる場合には，53（需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算）に準じて精算いたします。

なお，この場合，契約電力を減少しようとされるときの各時間帯別の使用電力量は，精算対象とされる契約電力分と残余分の比であん分したものといたします。

ロ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

24　臨 時 電 力

⑴　適 用 範 囲

動力を使用し，契約使用期間が 1 年未満の需要で，契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

⑵　契 約 電 力

契約電力は，低圧電力に準じて定めます。

⑶　料　　金

契約電力が，5 キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし，5 キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

イ　定額制供給の場合

料金は，次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の料金は，契約電力が 1 キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また，別表 2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス

調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

契約電力1キロワット 1日につき	270円72銭

ロ　従量制供給の場合

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表 2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(ｲ)　基 本 料 金

基本料金は，1 月につき 22（低圧電力）⑸イの該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，22（低圧電力）⑸イの該当料金の半額に 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。

(ﾛ)　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏　季　料　金	その他季料金
1キロワット時につき	30円53銭	28円79銭

ハ　力率割引および割増し

力率割引および割増しは，従量制供給の場合に限り，低圧電力に準じて適用いたします。

⑷　そ　の　他

イ　当社または当該配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしません。

ロ　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが 1 年未満となるときは，臨時電力

を適用いたします。

ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

25　農事用電力

⑴　農事用電力Ａ（かんがい排水用電力）

イ　適 用 範 囲

農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。

ロ　契 約 電 力

契約電力は，低圧電力に準じて定めます。

ハ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表 2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

なお，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。

(ｲ)　基 本 料 金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお，1回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は，半額といたします。また，1年の基本料金の合計は，電気を使用する場合の基本料金の2月分（その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力1キロワットにつき	662円89銭

(ﾛ)　電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏　季　料　金	その他季料金
1キロワット時につき	23円13銭	22円05銭

(ﾊ)　力率割引および割増し

力率割引および割増しは，低圧電力に準ずるものといたします。

ニ　そ　の　他

(ｲ)　お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は，契約使用期間を変更いたします。

(ﾛ)　お客さまが電気の使用を休止される場合には，当社またはの求めに応じた当該配電事業者は，引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

(ﾊ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

⑵　農事用電力Ｂ（育苗温床用電力）

イ　適 用 範 囲

農事用の育苗温床のために電熱を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ)　２月１日から５月 31 日までの４月の間（以下「契約設定期間」といいます。）に契約使用期間を 30 日以上継続して設定するものであること。

(ﾛ)　契約電力が５キロワット以下であること。

ロ　契 約 電 力

契約電力は，契約負荷設備の総入力といたします。

ハ　料　　金

料金は，次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の料金は，契約電力が１キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また，別表２（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス

調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

なお，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。

契約電力1キロワットにつき	最初の30日まで	9,307円31銭
	30日をこえる1日につき	310円24銭

ニ　そ　の　他

(ｲ)　契約使用期間をあらかじめ設定していただきます。

(ﾛ)　契約設定期間が気象条件等により実際の育苗の期間と著しく異なる場合には，当社は，契約設定期間を前後 1 月以内の範囲で変更することがあります。ただし，この場合であっても，契約設定期間の範囲は 4 月を上回らないものといたします。

(ﾊ)　当社または当該配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしません。

(ﾆ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

26　深夜電力

⑴　深夜電力Ａ

イ　適用範囲

毎日午後 11 時から翌日の午前 7 時までの時間を限り，温水のために動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で，その総入力が 0.5 キロワット以下であるものに適用いたします。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。

ハ　契約電力

契約電力は，0.5 キロワットといたします。

ニ　供給条件

(ｲ)　他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

(ﾛ)　専用の屋内電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。

(ﾊ)　当社は，当社または当該配電事業者の供給設備の状況により，イの使用開始時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし，契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）の延長または短縮は行ないません。

(ﾆ)　契約使用時間以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断いたします。

(ﾎ)　契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。

ホ　料　　金

料金は，1 月につき次の金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表 2（燃

料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

1契約につき	2,942円57銭

ヘ　そ　の　他

(ｲ)　42（供給の停止）⑶に定める事項については，農事用電力に準ずるものといたします。この場合，42（供給の停止）⑶ロにいう契約使用期間以外の期間は，契約使用時間以外の時間といたします。

(ﾛ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

⑵　深夜電力Ｂ

イ　適 用 範 囲

毎日午後 11 時から翌日の午前 7 時までの時間を限り，動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で，契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。

ロ　契 約 電 力

契約電力は，契約負荷設備の総入力といたします。ただし，契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は，電熱負荷設備以外の負荷設備について 22（低圧電力）⑷イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。

なお，契約電力は，1 キロワット以上といたします。

ハ　供 給 条 件

(ｲ)　他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

(ﾛ)　専用の屋内電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。

(ﾊ)　当社は，当社または当該配電事業者の供給設備の状況により，イの使用開始時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし，契約使用時間の延長または短縮は行ないません。

(ﾆ)　契約使用時間以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

(ﾎ)　契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は，原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

(ﾍ) 契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。

ニ 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表 2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 基 本 料 金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	347円60銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	27円68銭

ホ そ の 他

(ｲ) 42（供給の停止）⑶に定める事項については，農事用電力に準ずるものといたします。この場合，42（供給の停止）⑶ロにいう契約使用期間以外の期間は，契約使用時間以外の時間といたします。

(ﾛ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

27 融雪用電力

⑴ 融雪用電力Ａ

イ 適 用 範 囲

(ｲ) 毎日午後 9 時から翌日の午後 4 時までの時間を限り，融雪のために毎年，一定期間を限り，3 月以上継続して使用する電熱需要で，契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。

(ﾛ) 融雪用電力Ａから他の契約種別に変更された後 1 年に満たないお客さまについては，

(ｲ)にかかわらず，原則として融雪用電力Ａを適用いたしません。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルト，交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。

ハ　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契約電力

契約電力は，契約負荷設備の総入力といたします。

なお，契約電力は，1キロワット以上といたします。

ホ　供 給 条 件

(ｲ)　他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

(ﾛ)　専用の電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。

(ﾊ)　契約使用期間をあらかじめ設定していただきます。

(ﾆ)　当社は，当社または当該配電事業者の供給設備の状況により，イの使用開始時刻を変更することがあります。ただし，契約使用時間の延長または短縮は行ないません。

(ﾎ)　契約使用時間以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

(ﾍ)　契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は，原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

(ﾄ)　契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。

(ﾁ)　お客さまが電気の使用を休止される場合は，引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

ヘ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

なお，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。

(ｲ) 基 本 料 金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。

契約電力 1キロワット につき	契約使用期間の最初の3月まで	1,337円60銭
	3月超過	413円60銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	22円72銭

ト そ の 他

(ｲ) 42（供給の停止）⑶に定める事項については，農事用電力に準ずるものといたします。この場合，42（供給の停止）⑶ロにいう契約使用期間以外の期間に電気を使用されたときには，契約使用時間以外の時間に電気を使用されたときを含むものといたします。

(ﾛ) 契約使用期間については，あらかじめ申出があった場合に限り，短縮または延長の取扱いをいたします。ただし，継続して使用する期間は，3 月を下回らないものといたします。

(ﾊ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

⑵ 融雪用電力Ｂ

イ 適 用 範 囲

(ｲ) 毎日午後 4 時から午後 9 時までの時間帯のうちの 2 時間を除いた 22 時間に限り，融雪のために毎年，一定期間を限り，3 月以上継続して動力を使用する需要で，契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。

(ﾛ) 融雪用電力Ｂから他の契約種別に変更された後 1 年に満たないお客さまについては，(ｲ)にかかわらず，原則として融雪用電力Ｂを適用いたしません。

ロ 契 約 電 力

契約電力は，契約負荷設備の総入力といたします。ただし，契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は，電熱負荷設備以外の負荷設備について 22（低圧電力）⑷イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。

なお，上記により算定された値が 0.5 キロワット以下となる場合は，契約電力は，0.5 キロワットといたします。

ハ 供 給 条 件

(ｲ) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

(ﾛ) 専用の電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。

(ﾊ) 契約使用期間をあらかじめ設定していただきます。

(ﾆ) 当社は，当社または当該配電事業者の供給設備の状況により，イの時間帯を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし，この場合においても，時間帯の延長または短縮は行ないません。

(ﾎ) 契約使用時間以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いた

します。

(ﾍ) 当社は，契約使用時間以外の時間をあらかじめ設定いたします。ただし，お客さまに特別の事情がある場合には，お客さまと当社との協議によって定めます。

(ﾄ) 契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は，原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

(ﾁ) 契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。

(ﾘ) お客さまが電気の使用を休止される場合は，引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

ニ 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表 2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

なお，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。

(ｲ) 基 本 料 金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は，契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

契約電力 1キロワット につき	契約使用期間の最初の3月まで	1,992円10銭
	3月超過	496円10銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	23円24銭

(ﾊ) 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表 4（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が，85 パーセントを上回る場合は，基本料金を 5 パーセント割引し，85 パーセントを下回る場合は，基本料金を 5 パーセント割増しいたします。この場合，電気機器の

力率は，進相用コンデンサ取付容量基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては 90 パーセント，取り付けてないものについては 80 パーセント，電熱器については 100 パーセントといたします。

なお，まったく電気を使用しないその 1 月の力率は，85 パーセントとみなします。

ホ　そ　の　他

(ｲ)　42（供給の停止）⑶に定める事項については，農事用電力に準ずるものといたします。この場合，42（供給の停止）⑶ロにいう契約使用期間以外の期間に電気を使用されたときには，契約使用時間以外の時間に電気を使用されたときを含むものといたします。

(ﾛ)　契約使用期間については，あらかじめ申出があった場合に限り，短縮または延長の取扱いをいたします。ただし，継続して使用する期間は，3 月を下回らないものといたします。

(ﾊ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

Ⅳ　料金の算定および支払い

28　料金の適用開始の時期

料金は，需給開始の日から適用いたします。ただし，あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては，供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き，原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

29　検　針　日

検針日は，次により，当社または当該配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

⑴　検針は，お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社または当該配電事業者がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に，各月ごとに行ないます。ただし，やむをえない事情のある場合は，当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。

⑵　お客さまが不在等のため検針できなかった場合は，検針に伺った日に検針を行なったものといたします。

⑶　当社または当該配電事業者は，次の場合には，⑴にかかわらず，各月ごとに検針を行なわないことがあります。

なお，当社は，ロの場合は，非常変災等のときを除き，あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。

イ　需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ　その他特別の事情がある場合

⑷　⑶イの場合で，検針を行なわなかったときは，需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。

⑸　⑶ロの場合で，検針を行なわなかったときは，検針を行なわない月については，当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

30　料金の算定期間

⑴　料金の算定期間は，前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

⑵　定額制供給の場合または31（使用電力量の計量）⑽の場合の料金の算定期間は，⑴に準ずるものといたします。この場合，⑴にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯，臨時電力および農事用電力Ｂの料金の算定期間は，契約使用開始日から翌月の応当日（契約使用開始日に対応する日をいいます。）の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。

31　使用電力量の計量

⑴　使用電力量の計量は，電力量計の読みによるものとし，料金の算定期間における使用電力量は，次の場合ならびに⑻および⑼の場合を除き，検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は，原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は，原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は，乗率倍するものといたします。）いたします。

イ　29（検針日）⑵の場合の使用電力量は，前回の検針の結果によるものとし，次回の検針の結果の 1 月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし，32（料金の算定）⑴イ，ロまたはハに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

ロ　29（検針日）⑷の場合，計量値を確認するときを除き，需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし，32（料金の算定）⑴イ，ロまたはハに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。

ハ　29（検針日）⑸の場合の使用電力量は，原則として，前回の検針の結果の 1 月平均値によるものとし，次回の検針の結果の 1 月平均値によって精算いたします。ただし，32（料金の算定）⑴イ，ロまたはハに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

⑵　計量器の読みは，次によります。

イ　指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし，指針が目盛りの中間を示す場合は，その値が小さい目盛りによるものといたします。

ロ　乗率を有しない場合は，整数位までといたします。ただし，記録型計量器により計量する場合は，最小位といたします。

ハ　乗率を有する場合は，最小位までといたします。

⑶　時間帯別電灯Ａ，時間帯別電灯Ｂおよび低圧季節別時間帯別電力のお客さまの使用電力量の計量は，原則として各時間帯別に行ないます。

なお，記録型計量器により計量する場合の料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は，各時間帯ごとに，その開始時刻および終了時刻における電力量計の読みの差引きにより算定された値を合算してえた値（乗率を有する電力量計の場合は，乗率倍するものといたします。）といたします。

⑷　低圧高稼動契約のお客さまの使用電力量の計量は，原則として電灯または小型機器と動力とを別に行ないます。この場合，計量された電力量計ごとの使用電力量を合算してえた値を使用電力量といたします。

⑸　時間帯別電灯Ａ，時間帯別電灯Ｂおよび低圧高稼動契約における夜間蓄熱式機器の計量等について，従量電灯および深夜電力の適用を受けているお客さまが契約種別を変更される場合等，技術上，経済上やむをえず別計量を希望される場合は，次によります。

イ　お客さまと当社または当該配電事業者との協議のうえ，夜間蓄熱式機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合，当該夜間蓄熱式機器については，専用の屋内電路を施設し，直接当該夜間蓄熱式機器に接続していただくこととし，各時間帯別の使用電力量は，電力量計ごとに⑶により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。また，当社または当該配電事業者は，毎日午後 11 時から翌日の午前 7 時まで以外の時間は，適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

　なお，当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，当該夜間蓄熱式機器について通電開始時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし，通電時間の延長または短縮は行ないません。

ロ　イの場合で，当社または当該配電事業者が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は，低圧高稼動契約の場合を除き，夜間時間に使用されたものといたします。

⑹　使用電力量は，供給電圧と同位の電圧で計量いたします。

⑺　当社は，検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。

⑻　計量器を取り替えた場合には，料金の算定期間における使用電力量は，⑼の場合を除き，取付けおよび取外しした電力量計ごとに⑴に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。

⑼　計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には，料金の算定期間の使用電力量は，託送約款等に定めるところにより，お客さまと当社との協議によって定めます。

⑽　従量制供給のお客さまについて，検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は，託送約款等に定めるところにより，お客さまと当社との協議によって定めます。

⑾　記録型計量器により計量する場合は，記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行ないません。

32　料金の算定

⑴　料金は，次の場合を除き，料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。

イ　電気の供給を開始し，再開し，休止し，もしくは停止し，または需給契約が消滅した場合

ロ　契約種別，契約負荷設備，契約電流，契約容量，契約電力，力率等を変更したことにより，料金に変更があった場合

ハ　30（料金の算定期間）⑴の場合で検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，5 日を上回り，または下回るとき。

⑵　料金は，需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

33　日 割 計 算

⑴　当社は，32（料金の算定）⑴イ，ロまたはハの場合は，次により料金を算定いたします。

イ　基本料金，最低料金，最低月額料金，基本使用料金または定額制供給の料金は，別表６（日割計算の基本算式）⑴イにより日割計算をいたします。

ロ　電力量料金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表６（日割計算の基本算式）⑴ハにより算定いたします。ただし，従量電灯の料金適用上の電力量区分，時間帯別電灯Ａおよび時間帯別電灯Ｂの昼間時間における料金適用上の電力量区分については，別表６（日割計算の基本算式）⑴ロにより日割計算をいたします。

ハ　再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表６（日割計算の基本算式）⑴ニにより算定いたします。

ニ　イ，ロおよびハによりがたい場合は，これに準じて算定いたします。

⑵　32（料金の算定）⑴イの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には開始日および再開日を含み，休止日，停止日および消滅日を除きます。

また，32（料金の算定）⑴ロの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。

⑶　力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は，その前後の力率にもとづいて，別表６（日割計算の基本算式）⑴イにより日割計算をいたします。

⑷　当社は，日割計算をする場合には，必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

34　料金の支払義務および支払期日

⑴　お客さまの料金の支払義務は，次の日に発生いたします。

イ　従量制供給の場合は，検針日といたします。ただし，29（検針日）⑷の場合の料金または31（使用電力量の計量）⑴イもしくはハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし，また，31（使用電力量の計量）⑼の場合は，料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。

なお，31（使用電力量の計量）⑽の場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。

ロ　定額制供給の場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯，臨時電力および農事用電力Ｂの場合は，契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。

ハ　35（料金その他の支払方法）⑹の場合は，当該支払期に属する最終月のイまたはロによる日といたします。

ニ　需給契約が消滅した場合は，消滅日といたします。ただし，従量制供給の場合で，特別の事情があって需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。

ホ　農事用電力Ａのお客さまの１年の基本料金の合計が電気を使用する場合の基本料金の２月分を下回るときに申し受ける料金は，その金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日（明らかになった日が検針日の場合は，その検針日といたします。）といたします。

⑵　お客さまの料金は，支払期日までに支払っていただきます。

⑶　支払期日は，支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目といたします。

なお，支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は，支払期日を翌日といたします。また，翌日が日曜日または休日に該当するときは，さらにその翌日といたします。

⑷　公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで，それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は，当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は，⑶にかかわらず，それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。

35　料金その他の支払方法

⑴　料金については毎月，工事費負担金その他についてはそのつど，当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお，料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は，次によります。

イ　お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ　お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には，当社が指定した様式によっていただきます。

ハ　お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき，そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

⑵　お客さまが料金を⑴イ，ロまたはハにより支払われる場合は，次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ　⑴イにより支払われる場合は，料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。

ロ　⑴ロにより支払われる場合は，料金がその金融機関等に払い込まれたとき。

ハ　⑴ハにより支払われる場合は，料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

⑶　当社は，⑴にかかわらず，当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて，債権回収会社が指定した様式により，料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合，⑵にかかわらず，債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

⑷　料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

⑸　29（検針日）⑷の場合，需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は，需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。

⑹　料金については，当社は，当社に特別の事情がある場合で，あらかじめお客さまの承諾をえたときには，⑴にかかわらず，当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。

⑺　料金については，当社は，お客さまが希望される場合には，あらかじめ前受金をお預かりす

ることがあります。

なお，当社は，前受金について利息を付しません。

⑻　臨時電灯，臨時電力および農事用電力Ｂについては，当社は，従量制供給の場合は予納金を，定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合には，これらは使用に先だって支払っていただきます。

なお，予納金および前払金は，原則として予想月額料金の 3 月分に相当する金額をこえないものとし，使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合，充当後の残額はお返しいたします。

また，当社は，予納金および前払金について利息を付しません。

36　延滞利息

⑴　お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には，当社は，⑵の場合を除き，支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし，料金を 35（料金その他の支払方法）⑴イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき，または料金を支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払われた場合は，この限りではありません。

⑵　52（需給契約の廃止）⑵または 54（解約等）によって需給契約が消滅した場合または需給契約を解約した場合は，消滅日または解約日においてお客さまが支払期日を経過してなお支払われていない料金について，支払期日の翌日から消滅日または解約日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし，消滅日または解約日が支払期日の翌日から起算して 10 日以内である場合は，この限りではありません。

⑶　延滞利息は，その算定の対象となる料金から，消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に対して，年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても，365 日あたりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお，消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は，1 円とし，その端数は，切り捨てます。

⑷　延滞利息は，原則として，お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金（⑵の場合は，消滅日または解約日以降に支払義務が発生する料金といたします。）とあわせて支払っていただきます。

37　保　証　金

⑴　当社は，お客さまが次のいずれかに該当する場合には，供給の開始もしくは再開に先だって，または供給継続の条件として，予想月額料金の 3 月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ　支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

ロ　新たに電気を使用し，または契約電力等を増加される場合で，次のいずれかに該当すると

き。

(ｲ)　他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

(ﾛ)　支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

⑵　予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は，お客さまの負荷率，操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。

⑶　当社は，保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。

なお，⑷により保証金を預けていただく場合は，そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。

⑷　当社は，需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には，保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。また，当社は，あらためて⑴によって算定した保証金を預けていただくことがあります。

⑸　当社は，保証金に利息を付しません。

⑹　当社は，保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には，保証金をお返しいたします。ただし，⑷により需給契約が消滅した場合で支払額に充当したときは，その残額をお返しいたします。

Ⅴ　使用および供給

38　適正契約の保持

当社は，お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には，すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

39　力率の保持

⑴　需要場所の負荷の力率は，託送約款等に定めるところにより，原則として，電灯契約のお客さまについては 90 パーセント以上，その他のお客さまについては 85 パーセント以上に保持していただきます。

⑵　お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は，それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし，やむをえない事情によって，2 以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は，進相用コンデンサの開放により，軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお，進相用コンデンサは，進相用コンデンサ取付容量基準を基準として取り付けていただきます。

40　需要場所への立入りによる業務の実施

当社または当該配電事業者は，次の業務を実施するため，お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合（需給契約の終了後の立入りとなる場合を含みます。）には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお，お客さまのお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。

⑴　需給地点に至るまでの当社または当該配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物の設計，施工，改修または検査

⑵　61（保安に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務

⑶　不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験，契約負荷設備，契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認

⑷　計量器の検針または計量値の確認

⑸　42（供給の停止），52（需給契約の廃止）⑴または 54（解約等）により必要な処置

⑹　その他この離島約款によって，需給契約の成立，変更もしくは終了等に必要な業務または当社もしくは当該配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

41　電気の使用にともなうお客さまの協力

⑴　お客さまの電気の使用が，次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社，当該配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は，その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には，お客さまの負担で，託送約款等に定

めるところにより，必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし，とくに必要がある場合には，お客さまの負担で，託送約款等に定めるところにより，当社または当該配電事業者が供給設備を変更し，または専用供給設備を施設して，これにより電気を使用していただきます。

イ　負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ　負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ　負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ　著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ　その他イ，ロ，ハまたはニに準ずる場合

⑵　お客さまが発電設備等を当社または当該配電事業者の供給設備に電気的に接続して使用される場合は，⑴に準ずるものといたします。また，この場合は，法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。），その他の法令等にしたがい，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

42　供給の停止

⑴　お客さまが託送約款等に定める供給の停止の理由に該当する場合には，当社または当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

⑵　お客さまが次のいずれかに該当する場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

なお，この場合には，供給停止の 5 日前までに予告いたします。

イ　お客さまが料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合

ロ　お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合

ハ　料金以外の債務を支払われない場合

⑶　お客さまが次のいずれかに該当し，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ　公衆街路灯または農事用電力の場合で，契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。

ロ　農事用電力の場合で，契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。

⑷　お客さまが次のいずれかに該当し，当社または当該配電事業者がその旨を警告しても改めない場合には，当社または当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ　お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ　電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ハ　契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

ニ　低圧電力の場合で，電灯または小型機器を使用されたとき。

ホ　40（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して，当社または当該配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

へ　41（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合

⑸　お客さまがその他この離島約款に反した場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

43　供給停止の解除

42（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合で，お客さまがその理由となった事実を解消し，かつ，その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには，託送約款等に定めるところにより，当社または当該配電事業者は，すみやかに電気の供給を再開いたします。

44　供給停止期間中の料金

42（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合には，その停止期間中については，まったく電気を使用しない場合の月額料金を 33（日割計算）により日割計算をして，料金を算定いたします。ただし，定額電灯，従量電灯Ａ，従量電灯Ｂ，公衆街路灯および深夜電力Ａのお客さまについては，停止期間中の料金を申し受けません。

45　違　約　金

⑴　お客さまが 42（供給の停止）⑶もしくは⑷ロからニまでまたは託送約款等に定めるところにより違約金を申し受ける事由に該当し，そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には，当社は，その免れた金額の 3 倍に相当する金額を，違約金として申し受けます。

⑵　⑴の免れた金額は，この離島約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と，不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

⑶　不正に使用した期間が確認できない場合は，6 月以内で当社が決定した期間といたします。

46　供給の中止または使用の制限もしくは中止

当社または当該配電事業者は，託送約款等に定めるところにより，供給時間中に電気の供給を中止し，またはお客さまに電気の使用を制限し，もしくは中止していただくことがあります。

47　制限または中止の料金割引

⑴　当社または当該配電事業者が，46（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって，定額電灯，従量電灯，時間帯別電灯Ａ，時間帯別電灯Ｂ，季節別高負荷率電灯，低圧高稼動契約，低圧電力および低圧季節別時間帯別電力に対する電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合，当社は次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし，その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は，そのお客さまについては割引いたしません。

イ　割引の対象

(ｲ)　定額電灯の場合

需要家料金，電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金といたします。

(ﾛ)　定額電灯以外の場合

基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とし，従量電灯Ａの場合は最低料金および最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金とし，また，従量電灯Ｂで最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。）といたします。ただし，32（料金の算定）⑴イ，ロまたはハの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。

ロ　割　引　率

1月中の制限し，または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。

ハ　制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は，1日のうち延べ1時間以上制限し，または中止した日を1日として計算いたします。

⑵　⑴による延べ日数を計算する場合には，電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社または当該配電事業者ががお客さまに3日前までにお知らせして行なう制限または中止は，1月につき1日を限って計算に入れません。この場合の1月につき1日とは，料金の算定期間の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。

⑶　臨時電灯，公衆街路灯，臨時電力，農事用電力，深夜電力Ａ，深夜電力Ｂおよび融雪用電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても⑴および⑵に準じて割引を行ない料金を算定いたします。ただし，深夜電力Ａ，深夜電力Ｂおよび融雪用電力の割引対象時間は，契約使用時間といたします。

48　損害賠償の免責

⑴　46（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

⑵　42（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または54（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

⑶　漏電その他の事故が生じた場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

49　設備の賠償

⑴　お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当社の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失した場合は，その設備について次の金額を賠償していただきます。

イ　修理可能の場合

修理費

ロ　亡失または修理不可能の場合

帳簿価額と取替工費との合計額

⑵　お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当該配電事業者の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失したことにより，当社が当該配電事業者から賠償の請

求を受けた場合は，当社は，その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

Ⅵ　契約の変更および終了

50　需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

51　名義の変更

相続その他の原因によって，新たなお客さまが，それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ，引き続き電気の使用を希望される場合は，名義変更の手続きによることができます。この場合には，当社が文書による申出を必要とするときを除き，口頭，電話等により申し出ていただきます。

52　需給契約の廃止

⑴　お客さまがこの離島約款にもとづく電気の使用を廃止しようとされる場合は，あらかじめその廃止期日を定めて，当社に通知していただきます。

当社または当該配電事業者は，原則として，お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

⑵　需給契約は，54（解約等）および次の場合を除き，お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ　当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は，通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ　当社または当該配電事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は，需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

53　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算

お客さま（定額電灯，従量電灯Ａ，従量電灯Ｂ，臨時電灯，公衆街路灯，臨時電力，農事用電力Ｂ，深夜電力Ａおよび深夜電力Ｂのお客さまを除きます。）が，契約容量または契約電力を新たに設定し，または増加された日以降１年に満たないで需給契約を廃止しようとし，または契約容量もしくは契約電力を減少しようとされる場合には，当社は，需給契約の消滅または変更の日に，次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。

なお，季節別高負荷率電灯および低圧高稼動契約については，別表７（需給開始後の需給契約の廃止または変更にともない料金を精算する場合の料金）によります。

ただし，当社または当該配電事業者が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合，または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

⑴　契約容量または契約電力を新たに設定された日以降１年に満たないで需給契約を廃止しようとされる場合

イ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から需給契約を廃止さ

れる日の前日までの期間の料金について，さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

ロ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定されたことにともない新たに施設した供給設備について，次の金額を申し受けます。

(ｲ)　当社の託送約款等に定めるところにより算定される臨時工事費と既に申し受けた工事費負担金との差額

(ﾛ)　当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等に係る請求を受けた場合はその金額

⑵　契約容量または契約電力を増加された日以降１年に満たないで需給契約を廃止しようとされる場合

イ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から需給契約を廃止される日の前日までの期間の料金について，契約容量または契約電力を増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，次の金額を申し受けます。

(ｲ)　当社の託送約款等に定めるところにより算定される臨時工事費と既に申し受けた工事費負担金との差額

(ﾛ)　当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等に係る請求を受けた場合はその金額

⑶　契約容量または契約電力を新たに設定された日以降１年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合

イ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について，減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ　当社は，供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について，次の金額を申し受けます。

(ｲ)　当社の託送約款等に定めるところにより算定される臨時工事費と既に申し受けた工事費負担金との差額

(ﾛ) 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等に係る請求を受けた場合はその金額

⑷ 契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合

イ 当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について，減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容量または契約電力を下回る場合は，増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は，増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ 当社は，供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について，次の金額を申し受けます。

(ｲ) 当社の託送約款等に定めるところにより算定される臨時工事費と既に申し受けた工事費負担金との差額

(ﾛ) 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等に係る請求を受けた場合はその金額

54 解 約 等

⑴ 42（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には，当社は，需給契約を解約することがあります。

なお，この場合には，その旨をお客さまにお知らせいたします。

⑵ お客さまが，52（需給契約の廃止）⑴による通知をされないで，その需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかな場合には，当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

55 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は，需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ　供給方法，工事および工事費の負担

56　供給方法，工事および施設

⑴　電気の需給地点は，当社または当該配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。

⑵　その他の供給方法および工事は，託送約款等に定めるところによります。

⑶　当社の託送約款等に定めるところにより，契約者の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。

⑷　お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合，⑶にかかわらず，当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。

57　工事費負担金等の申受けおよび精算

⑴　当社は，当社の託送約款等に定めるところにより，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金，臨時工事費，実費または実費相当額（以下「工事費負担金等」といいます。）を算定し，その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。

⑵　当社の託送約款等に定めるところにより，工事費負担金等の精算を行なう場合は，工事完成後すみやかに精算するものといたします。

⑶　お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は，当社は，当社の託送約款等に定めるところにより，要した費用の実費をお客さまから申し受けます。

⑷　お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合における工事費負担金等の申受けおよび精算は，⑴，⑵および⑶にかかわらず，次のとおりといたします。

イ　当社が，当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，お客さまへの電気の供給に伴う工事等に係る工事費負担金等の請求を受けた場合は，当社は，その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。

ロ　当社が，当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，工事完成後，工事費負担金等の精算を受けた場合は，当社は，工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。

ハ　お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合で，当社が当該配電事業者から，当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは，当社は，その金額をお客さまから申し受けます。

Ⅷ　保　　安

58　保安の責任

当社または当該配電事業者は，託送約款等に定めるところにより，需給地点に至るまでの供給設備（当社または当該配電事業者が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物について，保安の責任を負います。

59　調　　査

当社または当該配電事業者は，法令および託送約款等に定めるところにより，お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。

60　調査に対するお客さまの協力

⑴　お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には，その工事が完成したとき，すみやかにその旨を当社，当該配電事業者または経済産業大臣の登録を受けた調査機関に通知していただきます。

⑵　当社または当該配電事業者は，59（調査）により調査を行なうにあたり，必要があるときは，お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

61　保安に対するお客さまの協力

⑴　託送約款等に定めるところにより，次の場合には，お客さまからすみやかにその旨を当社または当該配電事業者に通知していただきます。この場合には，当社または当該配電事業者は，ただちに適当な処置をいたします。

イ　お客さまが，引込線，計量器等その需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ　お客さまが，お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり，それが当社または当該配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

⑵　お客さまが当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備等を含みます。）の設置，変更または修繕工事をされる場合は，あらかじめその内容を当社または当該配電事業者に通知していただきます。また，物件の設置，変更または修繕工事をされた後，その物件が当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には，すみやかにその内容を当社または当該配電事業者に通知していただきます。これらの場合において，保安上とくに必要があるときには，当社または当該配電事業者は，お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

62　検査または工事の受託

⑴　お客さまは，保安上必要な電気工作物の検査を当社または当該配電事業者に申し込むことができます。

⑵　⑴の申込みを受けた場合には，当社または当該配電事業者は，すみやかに検査を行ないます。この場合には，当社または当該配電事業者は，検査料として実費を申し受けます。ただし，軽易なものについては，無料とすることがあります。

⑶　お客さまは，保安上必要な電気工作物の工事を当社または当該配電事業者に申し込むことができます。

⑷　⑶の申込みを受けた場合には，当社または当該配電事業者は，できる限りこれを受託いたします。受託したときには，当社または当該配電事業者は，実費を申し受けます。ただし，電線被覆損傷個所のテープ巻き等の軽易なものについては，材料費（消耗品を除きます。）のみを申し受けます。

63　自家用電気工作物

お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については，この離島約款のうち次のものは，適用いたしません。

⑴　59（調査）

⑵　60（調査に対するお客さまの協力）

⑶　62（検査または工事の受託）

附　　則

附　　則

1　この離島約款の実施期日

この離島約款は，2023 年 6 月 1 日から実施いたします。

2　標準周波数についての特別措置

この離島約款実施の際現に標準周波数 60 ヘルツで電気を供給している次の離島については，当分の間，標準周波数 60 ヘルツで供給いたします。

新潟県　佐渡島

3　従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い

⑴　従量電灯のお客さまで，共同住宅（1 建物に 2 以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため，1 需給契約を結んでいる場合の料金は，当分の間，次のいずれかに該当する場合を除いて，⑵により算定いたします。

なお，この場合，お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。

イ　1 建物からなる住宅の場合で，各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。

ロ　1 建物からなる住宅の場合で，各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても，各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。

⑵　料金は，16（従量電灯）⑴ニ，⑵ニおよび⑶ホにかかわらず，各戸ごとに従量電灯Ａまたは従量電灯Ｂを適用したものとみなして，次のとおり算定いたします。

イ　基 本 料 金

基本料金は，契約電流または契約容量を各戸数で除してえた値に対応する契約電流に相当する基本料金に，各戸数を乗じてえた金額といたします。ただし，従量電灯Ａの場合は適用いたしません。

ロ　電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金

電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金（従量電灯Ａの場合は料金といたします。）は，1 月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に，各戸数を乗じてえた金額といたします。

4　深夜電力Ｃのお客さまについての特別措置

⑴　適 用 範 囲

イ　毎日午前 1 時から午前 6 時までの時間を限り，動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で，契約電力が原則として 50 キロワット未満であり，かつ，この離島約款実施の際現に変更前の離島供給約款（以下「旧離島約款」といいます。）附則 4（深夜電力Ｃのお客さまについての特別措置）の適用を受けている場合に適用いたします。

ロ　次のいずれかに該当する場合には，イにかかわらず，深夜電力Ｃを適用いたします。ただし，負荷設備をすべて取り外された場合を除きます。

(ｲ)　旧離島約款附則４（深夜電力Ｃのお客さまについての特別措置）にかかわる供給設備を設置している需要場所において，お客さまが新たに電気を使用される場合で，お客さまが１年を通じて深夜電力Ｃの適用を受けることを希望されるとき。

(ﾛ)　契約負荷設備を変更し，契約負荷設備の変更後の総容量が，変更前の総容量を上回らない場合

⑵　契 約 電 力

契約電力は，深夜電力Ｂに準じて定めます。

⑶　供 給 条 件

イ　他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

ロ　専用の屋内電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。

ハ　当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，⑴の使用開始時刻を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，契約使用時間の延長または短縮は行ないません。

ニ　契約使用時間以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

ホ　契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は，原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

ヘ　契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。

⑷　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表 2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基 本 料 金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	248円60銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	27円10銭

⑸　そ　の　他

イ　お客さまが希望される場合には，1 需要場所において，深夜電力Ｃ以外の契約種別による電気の供給と深夜電力Ｃによる電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ　その他の事項については，深夜電力Ｂに準ずるものといたします。

5　時間帯別電灯Ｓのお客さまについての特別措置

⑴　適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用する需要で，この離島約款実施の際現に旧離島約款 17（時間帯別電灯）⑶の適用を受けている場合に適用いたします。

⑵　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとすることがあります。

⑶　契約容量

契約容量は，時間帯別電灯Ａに準じて定めます。

⑷　時間帯区分

時間帯区分は，次のとおりといたします。

イ　昼間時間

毎日午前８時から午後 10 時までの時間をいいます。

ロ　夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

⑸　料　　金

料金は，基本使用料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表 2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基本使用料金

基本使用料金は，契約容量に応じ１月につき次のとおりといたします。

(ｲ)　契約容量が６キロボルトアンペア以下の場合

1契約につき	8,451円60銭

ただし，まったく電気を使用しない場合は，次のとおりといたします。

1契約につき	833円80銭

(ﾛ)　契約容量が６キロボルトアンペアをこえる場合

1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	9,160円00銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	369円60銭

ただし，まったく電気を使用しない場合は，次のとおりといたします。

1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	1,188円00銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	184円80銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(ｲ)　昼間時間

基本使用料金適用電力量をこえる1キロワット時につき	49円19銭

基本使用料金適用電力量は，１月につき200キロワット時といたします。

(ﾛ)　夜間時間

１キロワット時につき	27円99銭

⑹　そ の 他

イ　当社は，31（使用電力量の計量）に準じて使用電力量を計量いたします。

ロ　当社は，33（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。ただし，基本使用料金および基本使用料金適用電力量の日割計算は，別表６（日割計算の基本算式）⑴イおよびロ(ﾎ)によるものといたします。

ハ　当社は，47（制限または中止の料金割引）に準じて割引を行ない料金を算定いたします。なお，割引の対象は，47（制限または中止の料金割引）⑴イにかかわらず１月につき次の金額といたします。ただし，まったく電気を使用しない場合は，半額といたします。

(ｲ)　契約容量が６キロボルトアンペア以下の場合

1契約につき	1,667円60銭

(ﾛ)　契約容量が６キロボルトアンペアをこえる場合

1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	2,376円00銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	369円60銭

ニ　夜間蓄熱式機器の取付けもしくは取替えまたは取外しをされる場合は，当社に申し出ていただきます。

ホ　当社は，別表５（夜間蓄熱式機器）に定める夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

ヘ　Ⅶ（供給方法，工事および工事費の負担）に定める事項については，契約負荷設備を増加

されたにもかかわらず契約容量が増加しない場合は，契約容量が増加したものとして，従量電灯Ｃに準じて取り扱うものといたします。

ト　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。

6　ピークシフト季節別時間帯別電灯のお客さまについての特別措置

⑴　適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用する需要で，この離島約款実施の際現に旧離島約款 18（ピークシフト季節別時間帯別電灯）の適用を受けている場合に適用いたします。

⑵　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとすることがあります。

⑶　契 約 容 量

契約容量は，原則として従量電灯Ｃに準じて定めます。

ただし，お客さまの希望により，電流を制限する計量器により電流を制限する場合，または当社もしくは当該配電事業者の電流制限器を取り付ける場合は，契約容量は，原則として電流を制限する計量器により制限される電流または電流制限器の定格電流にもとづき次により算定いたします。

イ　電流を制限する計量器による場合

$$\text{入力（キロボルトアンペア）} = \text{制限される電流（アンペア）} \times 100\text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

ロ　電流制限器による場合

$$\text{入力（キロボルトアンペア）} = \text{電流制限器の定格電流（アンペア）} \times 100\text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

なお，電流制限器とは，16（従量電灯）⑴ハ(ﾛ)および⑵ハ(ﾛ)における電流制限器をいいます。

⑷　時間帯区分

時間帯区分は，次のとおりといたします。

イ　ピーク時間

夏季の毎日午後１時から午後４時までの時間をいいます。

ロ　昼間時間

毎日午前７時から午後 11 時までの時間をいいます。ただし，ピーク時間を除きます。

ハ　夜間時間

ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。

⑸　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，

別表 2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は，契約容量に応じ 1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

(ｲ)　契約容量が 6 キロボルトアンペア以下の場合

1契約につき	1,667円60銭

(ﾛ)　契約容量が 6 キロボルトアンペアをこえる場合

1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	2,376円00銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	369円60銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(ｲ)　ピーク時間

1キロワット時につき	63円99銭

(ﾛ)　昼間時間

最初の90キロワット時までの1キロワット時につき	29円27銭
90キロワット時をこえ230キロワット時までの1キロワット時につき	36円58銭
230キロワット時をこえる1キロワット時につき	46円56銭

(ﾊ)　夜間時間

1キロワット時につき	27円68銭

⑹　契 約 期 間

契約期間は，7（需給契約の成立および契約期間）⑵にかかわらず，次によります。

イ　契約期間は，需給契約またはその変更が成立した日から，料金適用開始の日以降 1 年目の日までといたします。

ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ　契約期間満了に先だって，原則として他の契約種別に変更することはできません。

⑺　そ　の　他

イ　当社は，31（使用電力量の計量）に準じて使用電力量を計量いたします。

ロ　当社は，33（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。ただし，昼間時間における料金適用上の電力量区分の日割計算は，別表 6（日割計算の基本算式）⑴ロ(ﾊ)によるものといたします。

ハ　当社は，47（制限または中止の料金割引）に準じて割引を行ない料金を算定いたします。

ニ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。

7　時間帯別電灯Ａにおける５時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置

⑴　５時間通電機器にかかわる取扱い

イ　当社は，31（使用電力量の計量）⑸イに該当し，毎日午前１時から午前６時まで以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断する夜間蓄熱式機器を５時間通電機器といたします。

なお，当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，５ 時間通電機器について通電開始時刻を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，通電時間の延長または短縮は行ないません。

ロ　当社は，次のいずれかに該当する夜間蓄熱式機器を５時間通電機器として取り扱います。ただし，これらの５時間通電機器を使用される需要場所において，５時間通電機器をすべて取り外された場合を除きます。

(ｲ)　この離島約款実施の際現に旧離島約款附則５（時間帯別電灯Ａにおける５時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）において５時間通電機器の適用を受けている夜間蓄熱式機器

(ﾛ)　５時間通電機器にかかわる供給設備を設置している需要場所において，お客さまが新たに電気を使用される場合のイに該当する夜間蓄熱式機器

(ﾊ)　(ｲ)または(ﾛ)に該当する夜間蓄熱式機器を使用される需要場所において，取付けまたは取替えをされたイに該当する夜間蓄熱式機器

ハ　時間帯別電灯Ａ適用の際現に時間帯別電灯Ｓ，深夜電力Ｃ，附則 8（時間帯別電灯Ｂにおける８時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）⑵ロもしくはハ，または附則９（低圧高稼動契約における５時間通電機器を使用されるお客さまについての特別措置）⑵もしくは⑶の適用を受けている５時間通電機器は，ロに準ずるものといたします。

ニ　ロまたはハの場合で，当社または当該配電事業者が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は，夜間時間に使用されたものといたします。また，この場合の各時間帯別の使用電力量は，電力量計ごとに 31（使用電力量の計量）⑶により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。

⑵　通電制御型夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い

イ　当社は，次の(ｲ)または(ﾛ)に該当する夜間蓄熱式機器を通電開始時刻が制御可能な夜間蓄熱式機器（以下「通電制御型夜間蓄熱式機器」といいます。）といたします。

(ｲ)　次のいずれにも該当する機能を有する貯湯式電気温水器

a　給水温度を検知できること。

b　aの給水温度にもとづいてお客さまが必要とされる湯温および湯量に沸きあげるための熱量を算出できること。

c　bの熱量から所要通電時間数を算出できること。

d　毎日の夜間時間（31〔使用電力量の計量〕⑸イの場合は通電時間といたします。）の終了時刻からcの所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。

(ﾛ)　(ｲ)に準ずる場合で，当社が認めたもの。

ロ　当社は，次のいずれかに該当する夜間蓄熱式機器を通電制御型夜間蓄熱式機器として取り扱います。ただし，これらの夜間蓄熱式機器を使用される需要場所において，通電制御型夜間蓄熱式機器をすべて取り外された場合を除きます。

(ｲ)　この離島約款実施の際現に旧離島約款附則5（時間帯別電灯Ａにおける5時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）において通電制御型夜間蓄熱式機器の適用を受けている夜間蓄熱式機器

(ﾛ)　通電制御型夜間蓄熱式機器にかかわる供給設備を設置している需要場所において，お客さまが新たに電気を使用される場合のイ(ｲ)または(ﾛ)に該当する夜間蓄熱式機器

(ﾊ)　(ｲ)または(ﾛ)に該当する夜間蓄熱式機器を使用される需要場所において，取付けまたは取替えをされたイ(ｲ)または(ﾛ)に該当する夜間蓄熱式機器

ハ　時間帯別電灯Ａ適用の際現に附則8（時間帯別電灯Ｂにおける8時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）⑶ロもしくはハ，または附則10（深夜電力Ｂにおける通電制御型夜間蓄熱式機器を使用されるお客さまについての特別措置）⑵もしくは⑶の適用を受けている夜間蓄熱式機器は，ロに準ずるものといたします。

ニ　当社は，イ(ｲ)または(ﾛ)に定める通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

8　時間帯別電灯Ｂにおける8時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置

⑴　8時間通電機器にかかわる取扱い

イ　当社は，次のいずれにも該当する夜間蓄熱式機器（⑶の適用を受ける夜間蓄熱式機器を除きます。）を8時間通電機器といたします。

(ｲ)　主として毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間に通電する機能を有すること。

(ﾛ)　(ｲ)の通電時間中に蓄熱のために使用されること。

なお，当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，31（使用電力量の計量）⑸イの場合の8時間通電機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし，通電時間の延長または短縮は行ないません。

ロ　当社は，次のいずれかに該当する夜間蓄熱式機器を8時間通電機器として取り扱います。ただし，これらの夜間蓄熱式機器を使用される需要場所において，8時間通電機器をすべて取り外された場合を除きます。

(ｲ)　この離島約款実施の際現に旧離島約款附則6（時間帯別電灯Ｂにおける8時間通電機器

等を使用されるお客さまについての特別措置）において 8 時間通電機器の適用を受けている夜間蓄熱式機器

(ﾛ) 8時間通電機器にかかわる供給設備を設置している需要場所において，お客さまが新たに電気を使用される場合のイ(ｲ)および(ﾛ)に該当する夜間蓄熱式機器

(ﾊ) (ｲ)または(ﾛ)に該当する夜間蓄熱式機器を使用される需要場所において，取付けまたは取替えをされたイ(ｲ)および(ﾛ)に該当する夜間蓄熱式機器

ハ 当社は，イ(ｲ)および(ﾛ)に定める8時間通電機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，8時間通電機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

⑵ 5時間通電機器にかかわる取扱い

イ 当社は，31（使用電力量の計量）⑸イに該当し，毎日午前1時から午前6時まで以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断する夜間蓄熱式機器を5時間通電機器といたします。

なお，当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，5 時間通電機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし，通電時間の延長または短縮は行ないません。

ロ 当社は，次のいずれかに該当する夜間蓄熱式機器を 5 時間通電機器として取り扱います。ただし，これらの5時間通電機器を使用される需要場所において，5時間通電機器をすべて取り外された場合を除きます。

(ｲ) この離島約款実施の際現に旧離島約款附則6（時間帯別電灯Ｂにおける8時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）において5時間通電機器の適用を受けている夜間蓄熱式機器

(ﾛ) 5時間通電機器にかかわる供給設備を設置している需要場所において，お客さまが新たに電気を使用される場合のイに該当する夜間蓄熱式機器

(ﾊ) (ｲ)または(ﾛ)に該当する夜間蓄熱式機器を使用される需要場所において，取付けまたは取替えをされたイに該当する夜間蓄熱式機器

ハ 時間帯別電灯Ｂ適用の際現に時間帯別電灯Ｓ，深夜電力Ｃ，附則 7（時間帯別電灯Ａにおける5時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）⑴ロもしくはハ，または附則9（低圧高稼動契約における5時間通電機器を使用されるお客さまについての特別措置）⑵もしくは⑶の適用を受けている5時間通電機器は，ロに準ずるものといたします。

ニ ロまたはハの場合で，当社または当該配電事業者が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は，夜間時間に使用されたものといたします。また，この場合の各時間帯別の使用電力量は，電力量計ごとに31（使用電力量の計量）⑶により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。

⑶ 通電制御型夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い

イ 当社は，次の(ｲ)または(ﾛ)に該当する夜間蓄熱式機器を通電制御型夜間蓄熱式機器といたします。

(ｲ) 次のいずれにも該当する機能を有する貯湯式電気温水器

a 給水温度を検知できること。

b aの給水温度にもとづいてお客さまが必要とされる湯温および湯量に沸きあげるため

の熱量を算出できること。

c　bの熱量から所要通電時間数を算出できること。

d　主として毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間に通電する機能を有し，毎日午前7時（31〔使用電力量の計量〕⑸イの場合は通電時間の終了時刻といたします。）からcの所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。

(ﾛ)　(ｲ)に準ずる場合で，当社が認めたもの。

ロ　当社は，次のいずれかに該当する夜間蓄熱式機器を通電制御型夜間蓄熱式機器として取り扱います。ただし，これらの夜間蓄熱式機器を使用される需要場所において，通電制御型夜間蓄熱式機器をすべて取り外された場合を除きます。

(ｲ)　この離島約款実施の際現に旧離島約款附則6（時間帯別電灯Bにおける8時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）において通電制御型夜間蓄熱式機器の適用を受けている夜間蓄熱式機器

(ﾛ)　通電制御型夜間蓄熱式機器にかかわる供給設備を設置している需要場所において，お客さまが新たに電気を使用される場合のイ(ｲ)または(ﾛ)に該当する夜間蓄熱式機器

(ﾊ)　(ｲ)または(ﾛ)に該当する夜間蓄熱式機器を使用される需要場所において，取付けまたは取替えをされたイ(ｲ)または(ﾛ)に該当する夜間蓄熱式機器

ハ　時間帯別電灯B適用の際現に附則7（時間帯別電灯Aにおける5時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）⑵ロもしくはハ，または附則10（深夜電力Bにおける通電制御型夜間蓄熱式機器を使用されるお客さまについての特別措置）⑵もしくは⑶の適用を受けている夜間蓄熱式機器は，ロに準ずるものといたします。

ニ　当社は，イ(ｲ)または(ﾛ)に定める通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

9　低圧高稼動契約における5時間通電機器を使用されるお客さまについての特別措置

⑴　当社は，別表5（夜間蓄熱式機器）⑶に該当し，毎日午前1時から午前6時まで以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断する夜間蓄熱式機器を5時間通電機器といたします。

なお，当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，5時間通電機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし，通電時間の延長または短縮は行ないません。

⑵　当社は，次のいずれかに該当する夜間蓄熱式機器を5時間通電機器として取り扱います。ただし，これらの5時間通電機器を使用される需要場所において，5時間通電機器をすべて取り外された場合を除きます。

イ　この離島約款実施の際現に旧離島約款附則7（低圧高稼動契約における5時間通電機器を使用されるお客さまについての特別措置）において5時間通電機器の適用を受けている夜間蓄熱式機器

ロ　5時間通電機器にかかわる供給設備を設置している需要場所において，お客さまが新たに電気を使用される場合の⑴に該当する夜間蓄熱式機器

ハ　イまたはロに該当する夜間蓄熱式機器を使用される需要場所において，取付けまたは取替えをされた⑴に該当する夜間蓄熱式機器

⑶　低圧高稼動契約適用の際現に時間帯別電灯Ｓ，深夜電力Ｃ，附則 7（時間帯別電灯Ａにおける 5 時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）⑴ロもしくはハ，または附則 8（時間帯別電灯Ｂにおける 8 時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）⑵ロもしくはハの適用を受けている 5 時間通電機器は，⑵に準ずるものといたします。

10　深夜電力Ｂにおける通電制御型夜間蓄熱式機器を使用されるお客さまについての特別措置

⑴　当社は，次のイまたはロに該当する貯湯式電気温水器または蓄熱式電気暖房器等の機器を通電制御型夜間蓄熱式機器といたします。

イ　次のいずれにも該当する機能を有する貯湯式電気温水器

(ｲ)　給水温度を検知できること。

(ﾛ)　(ｲ)の給水温度にもとづいてお客さまが必要とされる湯温および湯量に沸きあげるための熱量を算出できること。

(ﾊ)　(ﾛ)の熱量から所要通電時間数を算出できること。

(ﾆ)　契約使用時間終了時刻から(ﾊ)の所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。

ロ　イに準ずる場合で，当社が認めたもの。

⑵　当社は，次のいずれかに該当する貯湯式電気温水器または蓄熱式電気暖房器等の機器を通電制御型夜間蓄熱式機器として取り扱います。ただし，これらの貯湯式電気温水器または蓄熱式電気暖房器等の機器を使用される需要場所において，通電制御型夜間蓄熱式機器をすべて取り外された場合を除きます。

イ　この離島約款実施の際現に旧離島約款附則 8（深夜電力Ｂにおける通電制御型夜間蓄熱式機器を使用されるお客さまについての特別措置）において通電制御型夜間蓄熱式機器の適用を受けている貯湯式電気温水器または蓄熱式電気暖房器等の機器

ロ　通電制御型夜間蓄熱式機器にかかわる供給設備を設置している需要場所において，お客さまが新たに電気を使用される場合の⑴イまたはロに該当する貯湯式電気温水器または蓄熱式電気暖房器等の機器

ハ　イまたはロに該当する貯湯式電気温水器または蓄熱式電気暖房器等の機器を使用される需要場所において，取付けまたは取替えをされた⑴イまたはロに該当する貯湯式電気温水器または蓄熱式電気暖房器等の機器

⑶　深夜電力Ｂ適用の際現に附則 7（時間帯別電灯Ａにおける 5 時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）⑵ロもしくはハまたは附則 8（時間帯別電灯Ｂにおける 8 時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）⑶ロもしくはハの適用を受けている通電制御型夜間蓄熱式機器は，⑵に準ずるものといたします。

⑷　通電制御型夜間蓄熱式機器の取付けもしくは取替えまたは取外しをされる場合は，当社に申し出ていただきます。

⑸　当社は，⑴イまたはロに定める通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくこ

とがあります。

11　この離島約款の実施にともなう切替措置

この離島約款実施の日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては，32（料金の算定）および33（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。

別　　表

別　　表

1　再生可能エネルギー発電促進賦課金

⑴　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

なお，当社は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

⑵　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ　⑴に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，ロの場合を除き，当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価にかかわる納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ　定額制供給の場合は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯，臨時電力および農事用電力Ｂで，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，イにいう検針日は，応当日といたします。

⑶　再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は，次により算定いたします。

なお，再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。

(ｲ)　定額制供給の場合

a　定額電灯および公衆街路灯Ａ

再生可能エネルギー発電促進賦課金は，各契約負荷設備ごとの⑴に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。

b　臨時電灯Ａ，臨時電力，農事用電力Ｂおよび深夜電力Ａ

再生可能エネルギー発電促進賦課金は，各契約種別ごとの⑴に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

(ﾛ)　従量制供給の場合

再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その1月の使用電力量に⑴に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯Ａの場合は，最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は，最低料金適用電力量に⑴に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。また，電力量料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに⑴に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用し

て算定いたします。

なお，最低料金適用電力量とは，1契約につき最初の7キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で，お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は，次のとおりといたします。

(ｲ)　(ﾛ)の場合を除き，お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は，その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気にかかわる再生可能エネルギー発電促進賦課金は，イにかかわらず，イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から，再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお，減免額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。

(ﾛ)　定額制供給の場合は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯，臨時電力および農事用電力Ｂで，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，(ｲ)にいう検針日は，応当日といたします。

2　燃料費調整

⑴　燃料費調整額の算定

イ　平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均燃料価格は，100円単位とし，100円未満の端数は，10円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α＝0.0259

β＝0.2563

γ＝0.8915

なお，各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は，1円とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ　基準燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの基準燃料価格は，83,500 円といたします。

ハ　調整上限燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの調整上限燃料価格は，125,300 円といたします。

ニ　燃料費調整単価

燃料費調整単価は，各契約種別ごとに(ｲ)または(ﾛ)の算式によって算定された値といたします。

なお，燃料費調整単価の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ｲ)　定額電灯，従量電灯，臨時電灯，公衆街路灯，低圧電力，臨時電力または農事用電力の場合

a　１キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{⑵の基準単価}}{1,000}$$

b　1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回り，かつ，調整上限燃料価格以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{⑵の基準単価}}{1,000}$$

c　１キロリットル当たりの平均燃料価格が調整上限燃料価格を上回る場合

平均燃料価格は，調整上限燃料価格といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{調整上限燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{⑵の基準単価}}{1,000}$$

(ﾛ)　(ｲ)以外の場合

a　１キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{⑵の基準単価}}{1,000}$$

b　１キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{⑵の基準単価}}{1,000}$$

ホ　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(ｲ)　各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，(ﾛ)の場合を除き，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ﾛ)　定額制供給の場合は，各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯，臨時電力および農事用電力Ｂで，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，(ｲ)にいう検針日は，応当日といたします。

ヘ　燃料費調整額

(ｲ)　定額制供給の場合

a　定額電灯および公衆街路灯Ａ

燃料費調整額は，ニによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

b　臨時電灯Ａ，臨時電力，農事用電力Ｂおよび深夜電力Ａ

燃料費調整額は，ニによって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

(ﾛ)　従量制供給の場合

燃料費調整額は，その１月の使用電力量にニによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯Ａの場合は，最低料金の燃料費調整額は，最低料金適用電力量にニによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また，電力量料金の燃料費調整額は，その１月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにニによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

⑵　基 準 単 価

基準単価は，平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

イ　定額制供給の場合

(ｲ)　定額電灯および公衆街路灯Ａ

基準単価は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

電灯	10ワットまでの1灯につき	76銭5厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1円52銭9厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	3円05銭9厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	4円58銭8厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	7円64銭7厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	7円64銭7厘
小型機器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	2円28銭5厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	4円56銭8厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	4円56銭8厘

(ﾛ)　臨時電灯Ａ

基準単価は，契約負荷設備の総容量（入力）によって，１日につき次のとおりといたします。

総容量が 50ボルトアンペアまでの場合	6銭2厘
総容量が 50ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	12銭3厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	12銭3厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1円23銭3厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1円23銭3厘

(ﾊ)　臨時電力

基準単価は，次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は，契約電力が１キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1円29銭6厘

(ニ) 農事用電力Ｂ（育苗温床用電力）

基準単価は，次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は，契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	2円33銭2厘

(ホ) 深夜電力Ａ

基準単価は，1 月につき次のとおりといたします。

1契約につき	19円69銭0厘

ロ 従量制供給の場合

基準単価は，次のとおりといたします。

1キロワット時につき	19銭7厘

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は，(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均液化天然ガス価格，1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ニによって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

3 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，離島平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格＝Ａ×α

Ａ＝各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

α＝1.0000

なお，各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格の単位は，1 円とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 離島基準燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島基準燃料価格は，79,300 円といたします。

ハ 離島調整上限燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は,119,000 円といたします。

ニ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ｲ)　１キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を下回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$=(\text{離島基準燃料価格}-\text{離島平均燃料価格})\times\frac{(2)\text{の離島基準単価}}{1,000}$$

(ﾛ)　１キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を上回り，かつ，離島調整上限燃料価格以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$=(\text{離島平均燃料価格}-\text{離島基準燃料価格})\times\frac{(2)\text{の離島基準単価}}{1,000}$$

(ﾊ)　１キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合

離島平均燃料価格は，離島調整上限燃料価格といたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$=(\text{離島調整上限燃料価格}-\text{離島基準燃料価格})\times\frac{(2)\text{の離島基準単価}}{1,000}$$

ホ　離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は，その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(ｲ)　各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，(ﾛ)の場合を除き，次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ﾛ)　定額制供給の場合は，各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯，臨時電力および農事用電力Ｂで，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，(ｲ)にいう検針日は，応当日といたします。

ヘ　離島ユニバーサルサービス調整額

(ｲ) 定額制供給の場合

a　定額電灯および公衆街路灯Ａ

離島ユニバーサルサービス調整額は，ニによって算定された各契約負荷設備ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価の合計といたします。

b　臨時電灯Ａ，臨時電力，農事用電力Ｂおよび深夜電力Ａ

離島ユニバーサルサービス調整額は，ニによって算定された各契約種別ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。

(ﾛ) 従量制供給の場合

離島ユニバーサルサービス調整額は，その 1 月の使用電力量にニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯Ａの場合は，最低料金の離島ユニバーサルサービス調整額は，最低料金適用電力量にニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。また，電力量料金の離島ユニバーサルサービス調整額は，その 1 月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

⑵　離島基準単価

離島基準単価は，離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

イ　定額制供給の場合

(ｲ)　定額電灯および公衆街路灯Ａ

離島基準単価は，各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電灯	10ワットまでの1灯につき	4厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	9厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	1銭8厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	2銭5厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	4銭3厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	4銭3厘
小型機器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	1銭3厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	2銭5厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	2銭5厘

(ﾛ)　臨時電灯Ａ

離島基準単価は，契約負荷設備の総容量（入力）によって，1 日につき次のとおりといたします。

総容量が 50ボルトアンペアまでの場合	0厘
総容量が 50ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	1厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	1厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	7厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	7厘

(ﾊ)　臨時電力

離島基準単価は，次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの

場合の離島基準単価は，契約電力が 1 キロワットの場合の離島基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	8厘

(ニ)　農事用電力Ｂ（育苗温床用電力）

離島基準単価は，次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の離島基準単価は，契約電力が 1 キロワットの場合の離島基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1銭3厘

(ホ)　深夜電力Ａ

離島基準単価は，1 月につき次のとおりといたします。

1契約につき	11銭0厘

ロ　従量制供給の場合

離島基準単価は，次のとおりといたします。

1キロワット時につき	1厘

⑶　離島ユニバーサルサービス調整単価等のお知らせ

当社は，⑴イの各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格および⑴ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

4　加重平均力率の算定

⑴　加重平均力率は，次の算式によって算定された値といたします。

加重平均力率（パーセント）

$$= \frac{100_{\text{パーセント}} \times \left[\text{電熱器総容量}\right] + 90_{\text{パーセント}} \times \left[\text{力率 90パーセントの機器総容量}\right] + 80_{\text{パーセント}} \times \left[\text{力率 80パーセントの機器総容量}\right]}{\text{機器総容量}}$$

⑵　低圧高稼動契約における加重平均力率は，⑴にかかわらず，次のとおりといたします。

イ　電灯または小型機器の力率は，100 パーセントといたします。

ロ　動力の力率は，次のとおりといたします。

(イ)　22（低圧電力）⑷イに準じて動力の基準電力を算定する場合は，電気機器の力率をそれぞれの入力によって次の算式により加重平均してえた値といたします。この場合，電気機器の力率は，進相用コンデンサ取付容量基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては 90 パーセント，取り付けてないものについては 80 パーセント，電熱器については 100 パーセントといたします。

動力の加重平均力率（パーセント）

$$= \frac{\underset{\text{パーセント}}{100} \times \left[\text{電熱器総容量}\right] + \underset{\text{パーセント}}{90} \times \left[\text{力率 90パーセントの機器総容量}\right] + \underset{\text{パーセント}}{80} \times \left[\text{力率 80パーセントの機器総容量}\right]}{\text{機器総容量}}$$

(ﾛ)　22（低圧電力）⑷ロに準じて動力の基準電力を算定する場合は，100 パーセントといたします。

ハ　加重平均力率は，次の算式により算定された値といたします。

加重平均力率（パーセント）

$$= \frac{\text{イの力率（パーセント）} \times \text{電灯または小型機器の基準電力} + \text{ロの力率（パーセント）} \times \text{動力の基準電力}}{\text{契約電力}}$$

5　夜間蓄熱式機器

⑴　夜間蓄熱式機器とは，主として毎日午後 11 時から翌日の午前 7 時までの時間（時間帯別電灯Ｂおよび時間帯別電灯Ｓにおいては毎日午後10時から翌日の午前8時までの時間といたします。）に通電する機能を有し，通電時間中に蓄熱のために使用される貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。

⑵　⑴の「主として夜間時間に通電する機能」とは，次の場合を含みます。

イ　お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合

ロ　31（使用電力量の計量）⑸イの場合で，当社または当該配電事業者が夜間時間以外の時間に当該機器への電気の供給をしゃ断する装置を取り付けた場合

⑶　特別の事情がある場合は，お客さまと当社または当該配電事業者との協議のうえ，夜間蓄熱式機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合，当該夜間蓄熱式機器については，専用の屋内電路を施設し，直接当該夜間蓄熱式機器に接続していただきます。また，当社または当該配電事業者は，夜間時間以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

なお，当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，当該夜間蓄熱式機器について通電開始時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし，通電時間の延長または短縮は行ないません。

6　日割計算の基本算式

⑴　日割計算の基本算式は，次のとおりといたします。

イ　基本料金，最低料金，最低月額料金，基本使用料金または定額制供給の料金を日割りする場合

$$\text{1月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし，32（料金の算定）⑴ハに該当する場合は，

$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$は，$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$といたします。

ロ　料金適用上の電力量区分を日割りする場合

(ｲ)　従量電灯Ａの電力量区分を日割りする場合

$$\text{最低料金適用電力量}=7\text{キロワット時}\times\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，最低料金適用電力量とは，イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。

(ﾛ)　従量電灯Ｂおよび従量電灯Ｃの電力量区分を日割りする場合

$$\text{第1段階料金適用電力量}=120\text{キロワット時}\times\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，第 1 段階料金適用電力量とは，最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量}=180\text{キロワット時}\times\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，第 2 段階料金適用電力量とは，120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ﾊ)　時間帯別電灯Ａおよびピークシフト季節別時間帯別電灯の昼間時間における料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{第1段階料金適用電力量}=90\text{キロワット時}\times\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，第 1 段階料金適用電力量とは，最初の 90 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量}=140\text{キロワット時}\times\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，第 2 段階料金適用電力量とは，90 キロワット時をこえ 230 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ﾆ)　時間帯別電灯Ｂの昼間時間における料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{第1段階料金適用電力量}=80\text{キロワット時}\times\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，第 1 段階料金適用電力量とは，最初の 80 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量}=120\text{キロワット時}\times\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，第 2 段階料金適用電力量とは，80 キロワット時をこえ 200 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ﾎ)　時間帯別電灯Ｓにおける基本使用料金適用電力量を日割りする場合

$$基本使用料金適用電力量＝200キロワット時×\frac{日割計算対象日数}{検針期間の日数}$$

(ﾍ)　(ｲ)，(ﾛ)，(ﾊ)，(ﾆ)または(ﾎ)によって算定された最低料金適用電力量，第１段階料金適用電力量，第２段階料金適用電力量および基本使用料金適用電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ﾄ)　32（料金の算定）⑴ハに該当する場合は，(ｲ)，(ﾛ)，(ﾊ)，(ﾆ)および(ﾎ)の

$\frac{日割計算対象日数}{検針期間の日数}$は，$\frac{日割計算対象日数}{暦日数}$といたします。

ハ　日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

(ｲ)　32（料金の算定）⑴イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ﾛ)　32（料金の算定）⑴ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また，季節別高負荷率電灯，低圧高稼動契約，低圧電力，臨時電力（従量制供給のものに限ります。）および農事用電力Ａのお客さまにおいて，料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は，料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。

ニ　日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合

(ｲ)　32（料金の算定）⑴イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ﾛ)　32（料金の算定）⑴ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。

⑵　電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の⑴イおよびロにいう検針期間の日数は，次のとおりといたします。

イ　電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から，需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ　需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から，当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

⑶　定額制供給の場合または31（使用電力量の計量）⑽の場合は，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅したときの⑴イおよびロにいう検針期間の日数は，⑵に準ずるものといたします。この場合，⑵にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日とし，当社

が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は，消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

⑷　電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の⑴イおよびロにいう暦日数は，次のとおりといたします。

イ　電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ　需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

⑸　供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は，⑴イの日割計算対象日数は，停止期間中の日数といたします。この場合，停止期間中の日数には，電気の供給を停止した日を含み，電気の供給を再開した日は含みません。また，停止日に電気の供給を再開する場合は，その日は停止期間中の日数には含みません。

7　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともない料金を精算する場合の料金

⑴　季節別高負荷率電灯の場合

料金は，18（季節別高負荷率電灯）⑷を適用いたします。ただし，18（季節別高負荷率電灯）⑷イおよびロに定める基本料金および電力量料金は次のとおりといたします。

イ　基 本 料 金

基本料金は，1 月につき 18（季節別高負荷率電灯）⑷イの該当料金の 10 パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，18（季節別高負荷率電灯）⑷イの該当料金の半額に 10 パーセントを割増ししたものを適用いたします。

ロ　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏　季　料　金	その他季料金
1キロワット時につき	41円72銭	38円91銭

⑵　低圧高稼動契約の場合

料金は，21（低圧高稼動契約）⑸を適用いたします。ただし，21（低圧高稼動契約）⑸イおよびロに定める基本料金および電力量料金は次のとおりといたします。

イ　基 本 料 金

基本料金は，1 月につき 21（低圧高稼動契約）⑸イの該当料金の 20 パーセントを割増し

したものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，21（低圧高稼動契約）⑸イの該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

ロ　電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏　季　料　金	その他季料金
1キロワット時につき	33円39銭	31円35銭

電気事業法施行規則第 31 条第 2 項の規定に基づく添付書類

1　変更を必要とする理由

2　離島等供給約款の変更の内容および新旧比較表

3　料金の算出の根拠

1　変更を必要とする理由

変更を必要とする理由

このたび当社は，当社の供給区域におけるみなし小売電気事業者（東北電力株式会社）が特定小売供給約款等に定める料金その他の供給条件の見直しを行なったことにともない，当該内容を離島等供給約款の料金その他の供給条件に反映するべく，離島等供給約款を変更することといたしました。

つきましては，電気事業法第 21 条第 1 項の規定にもとづき，ここに離島等供給約款の変更を届け出る次第であります。

２　離島等供給約款の変更の内容および新旧比較表

離島等供給約款の変更の内容

離島等供給約款の変更につきましては，みなし小売電気事業者（東北電力株式会社）が特定小売供給約款等に定める料金その他の供給条件の見直しを行なったことを踏まえ，必要となる変更を行なうとともに，その他の今日的見直しをいたしました。

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022 年 4 月 12 日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023 年 6 月 1 日実施（案）
離　島　等　供　給　約　款 ［　低　圧　用　］ ~~2022 年 4 月 12 日~~ 実 施 東北電力ネットワーク株式会社	離　島　等　供　給　約　款 ［　低　圧　用　］ 2023 年 6 月 1 日 実 施 東北電力ネットワーク株式会社

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）
離島等供給約款［低圧用］ 目　　次 Ⅰ　総　　則 1　適　　用 …… 1 2　離島等供給約款の届出および変更 …… 1 3　定　　義 …… 1 4　単位および端数処理 …… 2 5　実施細目 …… 3 Ⅱ　契約の申込み 6　需給契約の申込み …… 4 7　需給契約の成立および契約期間 …… 4 8　需要場所 …… 4 9　需給契約の単位 …… 6 10　供給の開始 …… 6 11　供給の単位 …… 6 12　承諾の限界 …… 7 13　需給契約書の作成 …… 7 Ⅲ　契約種別および料金 14　契約種別 …… 8 15　定額電灯 …… 9 16　従量電灯 …… 10 17　時間帯別電灯 …… 14 ~~18　ピークシフト季節別時間帯別電灯 …… 19~~ ~~19~~　季節別高負荷率電灯 …… ~~21~~ ~~20~~　臨時電灯 …… ~~23~~ ~~21~~　公衆街路灯 …… ~~26~~ ~~22~~　低圧高稼動契約 …… ~~28~~ ~~23~~　低圧電力 …… ~~30~~ ~~24~~　低圧季節別時間帯別電力 …… ~~33~~ ~~25~~　臨時電力 …… ~~34~~ ~~26~~　農事用電力 …… ~~35~~ ~~27~~　深夜電力 …… ~~37~~ ~~28~~　融雪用電力 …… ~~39~~ ~~29　低圧蓄熱調整契約 …… 46~~ Ⅳ　料金の算定および支払い	離島等供給約款［低圧用］ 目　　次 Ⅰ　総　　則 1　適　　用 …… 1 2　離島等供給約款の届出および変更 …… 1 3　定　　義 …… 1 4　単位および端数処理 …… 2 5　実施細目 …… 3 Ⅱ　契約の申込み 6　需給契約の申込み …… 4 7　需給契約の成立および契約期間 …… 4 8　需要場所 …… 5 9　需給契約の単位 …… 5 10　供給の開始 …… 5 11　供給の単位 …… 5 12　承諾の限界 …… 5 13　需給契約書の作成 …… 6 Ⅲ　契約種別および料金 14　契約種別 …… 7 15　定額電灯 …… 7 16　従量電灯 …… 9 17　時間帯別電灯 …… 13 18　季節別高負荷率電灯 …… 17 19　臨時電灯 …… 19 20　公衆街路灯 …… 22 21　低圧高稼動契約 …… 25 22　低圧電力 …… 28 23　低圧季節別時間帯別電力 …… 30 24　臨時電力 …… 32 25　農事用電力 …… 34 26　深夜電力 …… 36 27　融雪用電力 …… 38 Ⅳ　料金の算定および支払い

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）
~~30~~　料金の適用開始の時期…… ~~49~~	28　料金の適用開始の時期…… 43
~~31~~　検　針　日…… ~~49~~	29　検　針　日…… 43
~~32~~　料金の算定期間…… ~~49~~	30　料金の算定期間…… 43
~~33~~　使用電力量の計量…… ~~50~~	31　使用電力量の計量…… 44
~~34~~　料金の算定…… ~~51~~	32　料金の算定…… 45
~~35~~　日 割 計 算…… ~~51~~	33　日 割 計 算…… 46
~~36~~　料金の支払義務および支払期日…… ~~52~~	34　料金の支払義務および支払期日…… 46
~~37~~　料金その他の支払方法…… ~~53~~	35　料金その他の支払方法…… 47
~~38~~　延 滞 利 息…… ~~54~~	36　延 滞 利 息…… 48
~~39~~　保　証　金…… ~~54~~	37　保　証　金…… 48
Ⅴ　使用および供給	**Ⅴ　使用および供給**
~~40~~　適正契約の保持…… ~~56~~	38　適正契約の保持…… 50
~~41~~　力率の保持…… ~~56~~	39　力率の保持…… 50
~~42~~　需要場所への立入りによる業務の実施…… ~~56~~	40　需要場所への立入りによる業務の実施…… 50
~~43~~　電気の使用にともなうお客さまの協力…… ~~56~~	41　電気の使用にともなうお客さまの協力…… 50
~~44~~　供給の停止…… ~~57~~	42　供給の停止…… 51
~~45~~　供給停止の解除…… ~~58~~	43　供給停止の解除…… 52
~~46~~　供給停止期間中の料金…… ~~58~~	44　供給停止期間中の料金…… 52
~~47~~　違　約　金…… ~~58~~	45　違　約　金…… 52
~~48~~　供給の中止または使用の制限もしくは中止…… ~~58~~	46　供給の中止または使用の制限もしくは中止…… 52
~~49~~　制限または中止の料金割引…… ~~58~~	47　制限または中止の料金割引…… 52
~~50~~　損害賠償の免責…… ~~59~~	48　損害賠償の免責…… 53
~~51~~　設備の賠償…… ~~60~~	49　設備の賠償…… 53
Ⅵ　契約の変更および終了	**Ⅵ　契約の変更および終了**
~~52~~　需給契約の変更…… ~~61~~	50　需給契約の変更…… 55
~~53~~　名義の変更…… ~~61~~	51　名義の変更…… 55
~~54~~　需給契約の廃止…… ~~61~~	52　需給契約の廃止…… 55
~~55~~　需給開始後の需給契約の~~消滅~~または変更にともなう料金および工事費の精算…… ~~61~~	53　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算…… 55
~~56~~　解　約　等…… ~~63~~	54　解　約　等…… 57
~~57~~　需給契約消滅後の債権債務関係…… ~~63~~	55　需給契約消滅後の債権債務関係…… 57
Ⅶ　供給方法および工事	**Ⅶ　供給方法，工事および工事費の負担**
~~58~~　需給地点および施設…… ~~64~~	56　供給方法，工事および施設…… 58
~~59　架空引込線…… 64~~	
~~60　地中引込線…… 65~~	
~~61　連接引込線等…… 66~~	
~~62　中高層集合住宅等への供給方法…… 66~~	
~~63　引込線の接続…… 66~~	

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）
~~64　計量器等の取付け…… 66~~	
~~65　電流制限器等の取付け…… 67~~	
~~66　専用供給設備…… 67~~	
~~Ⅷ　工事費の負担~~	
~~67　一般供給設備の工事費負担金…… 69~~	
~~68　特別供給設備の工事費負担金…… 70~~	
~~69　供給設備を変更する場合の工事費負担金…… 71~~	
~~70　特別供給設備等の工事費の算定…… 71~~	
~~71~~　工事費負担金の申受けおよび精算…… ~~72~~	57　工事費負担金等の申受けおよび精算…… 58
~~72　臨時工事費…… 73~~	
~~73　需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け…… 73~~	
Ⅸ　保　　安	Ⅷ　保　　安
~~74~~　保安の責任…… ~~74~~	58　保安の責任…… 59
~~75~~　調　　査…… ~~74~~	59　調　　査…… 59
~~76　調査等の委託…… 74~~	
~~77~~　調査に対するお客さまの協力…… ~~74~~	60　調査に対するお客さまの協力…… 59
~~78~~　保安に対するお客さまの協力…… ~~74~~	61　保安に対するお客さまの協力…… 59
~~79~~　検査または工事の受託…… ~~75~~	62　検査または工事の受託…… 59
~~80~~　自家用電気工作物…… ~~75~~	63　自家用電気工作物…… 60
附　　則…… ~~77~~	附　　則…… 61
別　　表…… ~~91~~	別　　表…… 73
Ⅰ　総　　則	Ⅰ　総　　則
3　定　　義 次の言葉は，この離島約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 ⑴　低　　圧 標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。 ⑵　高　　圧 標準電圧6,000ボルトをいいます。 ⑶　電　　灯 白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。 ⑷　小 型 機 器	3　定　　義 次の言葉は，この離島約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 ⑴　低　　圧 標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。 ⑵　高　　圧 標準電圧6,000ボルトをいいます。 ⑶　電　　灯 白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。 ⑷　小 型 機 器

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）
主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。	主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。
⑸　動　　力 電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。	⑸　動　　力 電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。
⑹　契約負荷設備 契約上使用できる負荷設備をいいます。	⑹　契約負荷設備 契約上使用できる負荷設備をいいます。
⑺　契約主開閉器 契約上設定されるしゃ断器であって，定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し，お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。	⑺　契約主開閉器 契約上設定されるしゃ断器であって，定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し，お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。
⑻　契 約 電 流 契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい，交流単相 2 線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。	⑻　契 約 電 流 契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい，交流単相 2 線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。
⑼　契 約 容 量 契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。	⑼　契 約 容 量 契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。
⑽　契 約 電 力 契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。	⑽　契 約 電 力 契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。
⑾　夏　　季 毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。	⑾　夏　　季 毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。
⑿　そ の 他 季 毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。	⑿　そ の 他 季 毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。
⒀　再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。	⒀　再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。
⒁　貿 易 統 計 関税法にもとづき公表される統計をいいます。	⒁　貿 易 統 計 関税法にもとづき公表される統計をいいます。
⒂　平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし，毎年1月1日から3月31日までの期間，2月1日から4月30日までの期間，3月1日から5月31日までの期間，4月1日から6月30日までの期間，5月1日から7月31日までの期間，6月1日から8月31日までの期間，7月1日から9月30日までの期間，8月1日から10月31日までの期間，9月1日から11月30日までの期間，10月1日から12月31日までの期間，11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。	⒂　平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし，毎年1月1日から3月31日までの期間，2月1日から4月30日までの期間，3月1日から5月31日までの期間，4月1日から6月30日までの期間，5月1日から7月31日までの期間，6月1日から8月31日までの期間，7月1日から9月30日までの期間，8月1日から10月31日までの期間，9月1日から11月30日までの期間，10月1日から12月31日までの期間，11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）
4　単位および端数処理 この離島約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は，次のとおりといたします。 ⑴　契約負荷設備の個々の容量の単位は，1ワットまたは1ボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。 ⑵　契約容量の単位は，1キロボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。 ⑶　契約電力の単位は，1キロワットとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし，低圧電力，臨時電力または農事用電力Ａについては，~~23~~（低圧電力）⑷を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは，契約電力を0.5キロワットといたします。また，農事用電力Ｂで契約負荷設備の総入力が0.5キロワット以下となる場合は，契約電力を0.5キロワットといたします。 ⑷　使用電力量の単位は，1キロワット時とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。 ⑸　力率の単位は，1パーセントとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。 ⑹　料金その他の計算における合計金額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。	**4　単位および端数処理** この離島約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は，次のとおりといたします。 ⑴　契約負荷設備の個々の容量の単位は，1ワットまたは1ボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。 ⑵　契約容量の単位は，1キロボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。 ⑶　契約電力の単位は，1キロワットとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし，低圧電力，臨時電力または農事用電力Ａについては，22（低圧電力）⑷を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは，契約電力を0.5キロワットといたします。また，農事用電力Ｂで契約負荷設備の総入力が0.5キロワット以下となる場合は，契約電力を0.5キロワットといたします。 ⑷　使用電力量の単位は，1キロワット時とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。 ⑸　力率の単位は，1パーセントとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。 ⑹　料金その他の計算における合計金額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。
Ⅱ　契約の申込み	**Ⅱ　契約の申込み**
6　需給契約の申込み ⑴　お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は，あらかじめこの離島約款を承認のうえ，次の事項を明らかにして，当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし，軽易な内容のものについては，口頭，電話等による申込みを受け付けることがあります。 契約種別，供給電気方式，需給地点，需要場所，供給電圧，契約負荷設備，契約主開閉器，契約電流，契約容量，契約電力，発電設備，業種，用途，使用開始希望日，使用期間および料金の支払方法 ⑵　契約負荷設備，契約電流，契約容量および契約電力については，1年間を通	**6　需給契約の申込み** ⑴　お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は，あらかじめこの離島約款，ならびに当社またはお客さまの需要場所を供給区域とする配電事業者（以下「当該配電事業者」といいます。）の託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。なお，当社または当該配電事業者が託送約款等を変更した場合には，変更後の託送約款等によります。）における需要者に関する事項を承認のうえ，次の事項を明らかにして，当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし，軽易な内容のものについては，口頭，電話等による申込みを受け付けることがあります。 契約種別，供給電気方式，需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい，託送約款等に定める供給地点といたします。），需要場所（供給地点特定番号を含みます。），供給電圧，契約負荷設備，契約主開閉器，契約電流，契約容量，契約電力，発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。），業種，用途，使用開始希望日，使用期間および料金の支払方法 ⑵　⑴により需給契約の申込みをされる場合は，お客さまは，あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。 イ　お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合，当社が，需給契約の締結に必要な事項のうち，当該配電事業者が接続供給のために必要とする事項について，当該配電事業者に提供すること。 ロ　お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合，当該配電事業者が，接続供給の実施に必要なお客さまの情報を，当社に対し提供すること。 ⑶　契約負荷設備，契約電流，契約容量および契約電力については，1年間を通

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）
じての最大の負荷を基準として，お客さまから申し出ていただきます。この場合，1 年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。 ⑶　供給設備の工事を要する場合は，用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため，原則として，あらかじめ当社の供給設備の状況等について照会していただき，申込みをしていただきます。 ⑷　電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，お客さまが保安等のために必要とされる電気については，その容量を明らかにしていただき，保安用の発電設備の設置，蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。	じての最大の負荷を基準として，お客さまから申し出ていただきます。この場合，1 年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。 ⑷　供給設備の工事を要する場合は，用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため，原則として，あらかじめ当社または当該配電事業者の供給設備の状況等について照会していただき，申込みをしていただきます。 ⑸　電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，お客さまが保安等のために必要とされる電気については，その容量を明らかにしていただき，保安用の発電設備の設置，蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。
8　需 要 場 所 ~~⑴　当社は，原則として，1構内をなすものは1構内を1需要場所とし，これによりがたい場合には，⑵および⑶によります。~~ ~~なお，1構内をなすものとは，さく，へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって，原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。ただし，複数の発電設備等を隣接した構内に設置する場合は，正当な理由がない限り，1構内をなすものとみなします。~~ ~~⑵　当社は，1建物をなすものは1建物を1需要場所とし，これによりがたい場合には，⑶によります。~~ ~~なお，1建物をなすものとは，独立した1建物をいいます。ただし，複数の建物であっても，それぞれが地上または地下において連結され，かつ，各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は，1建物をなすものとみなします。また，看板灯，庭園灯，門灯等建物に付属した屋外電灯は，建物と同一の需要場所といたします。~~ ~~⑶　構内または建物の特殊な場合には，次によります。~~ ~~イ　居住用の建物の場合~~ ~~1建物に会計主体の異なる部分がある場合で，次のいずれにも該当するときは，各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には，共用する部分を原則として1需要場所といたします。~~ ~~(イ)　各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。~~ ~~(ロ)　各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。~~ ~~(ハ)　各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。~~ ~~ロ　居住用以外の建物の場合~~ ~~1建物に会計主体の異なる部分がある場合で，各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され，かつ，共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは，各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には，共用する部分を原則として1需要場所といたします。~~ ~~ハ　居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合~~ ~~1建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は，ロに準ずるものといたします。ただし，アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は，居住用部分に限りイに準ずるものといたします。~~ ~~ニ　その他~~ ~~構内に属さず，かつ，建物から独立して施設される街路灯等の場合は，施設場所を1需要場所とすることができます。~~	**8　需 要 場 所** 需要場所は，託送約款等に定めるところによります。

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）
~~⑷　⑴に定める1構内，⑵に定める1建物または⑶ニに定める施設場所（以下「原需要場所」といいます。）において，災害による被害を防ぐための措置，温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置，または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない必要な設備を新たに使用する際に，当該設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）のお客さまからの申出がある場合で，次のいずれにも該当するときは，⑴，⑵または⑶にかかわらず，特例区域等を1需要場所といたします。~~ ~~イ　次の事項について，原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）のお客さまの承諾をえていること。~~ ~~(ｲ)　非特例区域等について，⑴，⑵または⑶に準じて需要場所を定めること。~~ ~~(ﾛ)　当社が特例区域等における業務を実施するため，42（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて，非特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。~~ ~~ロ　特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。~~ ~~ハ　特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。~~ ~~ニ　当社が非特例区域等における業務を実施するため，42（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて，特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。~~ ~~ホ　特例区域等を1需要場所とすることが社会的経済的事情に照らし不適当でなく，他の電気の使用者の利益を著しく阻害するおそれがないこと。~~	
9　需給契約の単位 当社は，次の場合を除き，1需要場所について1契約種別を適用して，1需給契約を結びます。 ⑴　1需要場所において，次の2以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の1契約種別（⑵の場合は，2契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合 臨時電灯のうちの1契約種別，臨時電力，農事用電力，深夜電力Ａまたは深夜電力Ｂのうちの1契約種別，融雪用電力Ａ~~または融雪用電力ＡⅡのうちの1契約種別~~，融雪用電力Ｂ~~または融雪用電力ＢⅡのうちの1契約種別~~ ⑵　電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で，定額電灯，従量電灯のうちの1契約種別，時間帯別電灯のうち1契約種別~~，ピークシフト季節別時間帯別電灯~~または季節別高負荷率電灯と低圧電力または低圧季節別時間帯別電力とをあわせて契約する場合 ~~⑶　災害による被害を防ぐための措置，温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置，または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない，お客さまからの申出がある場合で，当社が技術上，保安上適当と認めたとき。~~	**9　需給契約の単位** 当社は，次の場合を除き，託送約款等に定めるところにより，原則として1需要場所について1契約種別を適用して，1需給契約を結びます。 ⑴　1需要場所において，次の2以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の1契約種別（⑵の場合は，2契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合 臨時電灯のうちの1契約種別，臨時電力，農事用電力，深夜電力Ａまたは深夜電力Ｂのうちの1契約種別，融雪用電力Ａ，融雪用電力Ｂ ⑵　電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で，定額電灯，従量電灯のうちの1契約種別，時間帯別電灯Ａもしくは時間帯別電灯Ｂのうちの1契約種別または季節別高負荷率電灯と低圧電力または低圧季節別時間帯別電力とをあわせて契約する場合
11　供給の単位 当社は，~~次の場合を除き，~~1需給契約につき，1供給電気方式，1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。 ~~⑴　61（連接引込線等）⑴の共同引込線による引込みで電気を供給する場合~~ ~~⑵　その他技術上，経済上やむをえない場合~~	**11　供給の単位** 当社は，託送約款等に定めるところにより，原則として1需給契約につき，1供給電気方式，1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施

12　承諾の限界

当社は，法令，電気の需給状況，供給設備の状況，料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には，需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，その理由をお知らせいたします。

Ⅲ　契約種別および料金

14　契約種別

契約種別は，次のとおりといたします。

需要区分	契約種別	
電灯需要	定額電灯	
	従量電灯	A
		B
		C
	時間帯別電灯	A
		B
		~~S~~
	~~ピークシフト季節別時間帯別電灯~~	
	季節別高負荷率電灯	
	臨時電灯	A
		B
		C
	公衆街路灯	A
		B
電灯電力併用需要	低圧高稼動契約	
電力需要	低圧電力	
	低圧季節別時間帯別電力	
	臨時電力	
	農事用電力	A
		B
	深夜電力	A

離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）

12　承諾の限界

当社は，法令，電気の需給状況，当社または当該配電事業者の供給設備の状況，料金およびこの離島約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，保証金，違約金，工事費負担金その他この離島約款から生ずる金銭債務〔以下「料金以外の債務」といいます。〕といたします。）の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には，需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，その理由をお知らせいたします。

Ⅲ　契約種別および料金

14　契約種別

契約種別は，次のとおりといたします。

需要区分	契約種別	
電灯需要	定額電灯	
	従量電灯	A
		B
		C
	時間帯別電灯	A
		B
	季節別高負荷率電灯	
	臨時電灯	A
		B
		C
	公衆街路灯	A
		B
電灯電力併用需要	低圧高稼動契約	
電力需要	低圧電力	
	低圧季節別時間帯別電力	
	臨時電力	
	農事用電力	A
		B
	深夜電力	A
		B
	融雪用電力	A

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）
<table><tr><td></td><td></td><td>B</td></tr><tr><td></td><td rowspan="4">融　雪　用　電　力</td><td>A</td></tr><tr><td></td><td>~~A Ⅱ~~</td></tr><tr><td></td><td>B</td></tr><tr><td></td><td>~~B Ⅱ~~</td></tr></table>	<table><tr><td></td><td></td><td>B</td></tr></table>
15　定額電灯 ⑴　適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに~~別表4（~~負荷設備の入力換算容量~~）~~によって換算するものといたします。）が400ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。 ⑵　供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，お客さまに特別の事情がある場合には，交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。 ⑶　契約負荷設備 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。 ⑷　料　　金 料金は，需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が~~31,400円~~を下回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が~~31,400円~~を上回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 イ　需要家料金 需要家料金は，1月につき次のとおりといたします。 <table><tr><td>1契約につき</td><td>60円50銭</td></tr></table>ロ　電灯料金 (ｲ)　電灯料金は，各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。 <table><tr><td>10ワットまでの1灯につき</td><td>71円50銭</td></tr></table>	**15　定額電灯** ⑴　適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量〔託送約款等に定めるところによります。〕によって換算するものといたします。）が400ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。 ⑵　供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，お客さまに特別の事情がある場合には，交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。 ⑶　契約負荷設備 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。 ⑷　料　　金 料金は，需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 イ　需要家料金 需要家料金は，1月につき次のとおりといたします。 <table><tr><td>1契約につき</td><td>60円50銭</td></tr></table>ロ　電灯料金 (ｲ)　電灯料金は，各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。 <table><tr><td>10ワットまでの1灯につき</td><td>118円55銭</td></tr></table>

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき　123円20銭 20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき　226円60銭 40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき　330円00銭 60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき　536円80銭 100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに　536円80銭 (ﾛ)　ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，~~別表４〔~~負荷設備の入力換算容量~~〕~~によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。 (ﾊ)　多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，~~別表４〔~~負荷設備の入力換算容量~~〕~~によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。 ハ　小型機器料金 小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，~~別表４〔~~負荷設備の入力換算容量~~〕~~によって換算するものといたします。）に応じ１月につき次のとおりといたします。 50ボルトアンペアまでの1機器につき　226円60銭 50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき　393円80銭 100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに　393円80銭	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき　217円25銭 20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき　414円73銭 40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき　612円25銭 60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき　1,007円17銭 100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに　1,007円17銭 (ﾛ)　ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。 (ﾊ)　多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。 ハ　小型機器料金 小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）に応じ１月につき次のとおりといたします。 50ボルトアンペアまでの1機器につき　367円08銭 50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき　674円82銭 100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに　674円82銭
16　従量電灯 (1)　従量電灯Ａ イ　適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (ｲ)　使用する最大電流（交流単相２線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が５アンペア以下であること。 (ﾛ)　定額電灯を適用できないこと。 ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。 ハ　契約電流 (ｲ)　契約電流は，５アンペアといたします。 (ﾛ)　当社は，契約電流に応じた電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社は，電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。	**16　従量電灯** (1)　従量電灯Ａ イ　適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (ｲ)　使用する最大電流（交流単相２線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が５アンペア以下であること。 (ﾛ)　定額電灯を適用できないこと。 ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。 ハ　契約電流 (ｲ)　契約電流は，５アンペアといたします。 (ﾛ)　当社または当該配電事業者は，契約電流に応じた電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社または当該配電事業者は，電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けないこ

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施

ニ　料　　金

料金は，その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が~~31,400円~~を下回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が~~31,400円~~を上回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最 低 料 金	1契約につき最初の7キロワット時まで	261円80銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	18円58銭

⑵　従量電灯Ｂ

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ)　契約電流が10アンペア以上であり，かつ，60アンペア以下であること。

(ﾛ)　1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は，契約電流と契約電力との合計（この場合，10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし，1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，(ｲ)に該当し，かつ，(ﾛ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ　契約電流

(ｲ)　契約電流は，10アンペア，15アンペア，20アンペア，30アンペア，40アンペア，50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。

(ﾛ)　当社は，契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下「電流

離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）

とがあります。

ニ　料　　金

料金は，その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

最 低 料 金	1契約につき最初の7キロワット時まで	359円58銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	29円71銭

⑵　従量電灯Ｂ

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ)　契約電流が10アンペア以上であり，かつ，60アンペア以下であること。

(ﾛ)　1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は，契約電流と契約電力との合計（この場合，10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし，1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等から当社または当該配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，(ｲ)に該当し，かつ，(ﾛ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社または当該配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ　契約電流

(ｲ)　契約電流は，10アンペア，15アンペア，20アンペア，30アンペア，40アンペア，50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。

(ﾛ)　当社または当該配電事業者は，契約電流に応じて電流制限器その他の適

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施

制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が~~31,400円~~を下回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2(燃料費調整)⑴イによって算定された平均燃料価格が~~31,400円~~を上回る場合は，別表2(燃料費調整)⑴~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(ｲ)　基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電流10アンペア	330円00銭
契約電流15アンペア	495円00銭
契約電流20アンペア	660円00銭
契約電流30アンペア	990円00銭
契約電流40アンペア	1,320円00銭
契約電流50アンペア	1,650円00銭
契約電流60アンペア	1,980円00銭

(ﾛ)　電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	18円58銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	25円33銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	29円28銭

(ﾊ)　最低月額料金

(ｲ)および(ﾛ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その1月の料金は，次の最低月額料金および

離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）

当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社または当該配電事業者は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(ｲ)　基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電流10アンペア	369円60銭
契約電流15アンペア	554円40銭
契約電流20アンペア	739円20銭
契約電流30アンペア	1,108円80銭
契約電流40アンペア	1,478円40銭
契約電流50アンペア	1,848円00銭
契約電流60アンペア	2,217円60銭

(ﾛ)　電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	29円71銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	36円46銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	40円41銭

(ﾊ)　最低月額料金

(ｲ)および(ﾛ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その1月の料金は，次の最低月額料金および

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施

別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1契約につき	261円80銭

⑶　従量電灯Ｃ

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ)　契約容量が6キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(ﾛ)　1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は，契約容量と契約電力との合計（この場合，1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし，1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，(ｲ)に該当し，かつ，(ﾛ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契約容量

(ｲ)　契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに~~別表4（~~負荷設備の入力換算容量~~）~~によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし，差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は，~~別表3（~~契約負荷設備の総容量の算定~~）~~によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

(ﾛ)　お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には，契約容量は，(ｲ)にかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，~~別表7（~~契約容量および契約電力の算定方法~~）~~により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）

別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1契約につき	359円58銭

⑶　従量電灯Ｃ

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ)　契約容量が6キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(ﾛ)　1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は，契約容量と契約電力との合計（この場合，1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし，1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等から当社または当該配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，(ｲ)に該当し，かつ，(ﾛ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社または当該配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契約容量

(ｲ)　契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし，差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は，契約負荷設備の総容量の算定（託送約款等に定めるところによります。）によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

(ﾛ)　お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には，契約容量は，(ｲ)にかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，契約容量および契約電力の算定方法（託送約款等に定める方法といたします。）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社または当該配電事業者は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

<table>
<tr><th>離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施</th><th>離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）</th></tr>
<tr><td>
ホ　料　　金
料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が ~~31,400円~~を下回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2(燃料費調整)⑴イによって算定された平均燃料価格が ~~31,400円~~を上回る場合は，別表2(燃料費調整)⑴~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。
(ｲ)　基本料金
基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。
<table>
<tr><td>契約容量1キロボルトアンペアにつき</td><td>330円00銭</td></tr>
</table>
(ﾛ)　電力量料金
電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。
<table>
<tr><td>最初の120キロワット時までの1キロワット時につき</td><td>18円58銭</td></tr>
<tr><td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき</td><td>25円33銭</td></tr>
<tr><td>300キロワット時をこえる1キロワット時につき</td><td>29円28銭</td></tr>
</table>
</td><td>
ホ　料　　金
料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴~~ニ~~へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴~~ニ~~へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
(ｲ)　基本料金
基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。
<table>
<tr><td>契約容量1キロボルトアンペアにつき</td><td>369円60銭</td></tr>
</table>
(ﾛ)　電力量料金
電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。
<table>
<tr><td>最初の120キロワット時までの1キロワット時につき</td><td>29円71銭</td></tr>
<tr><td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき</td><td>36円46銭</td></tr>
<tr><td>300キロワット時をこえる1キロワット時につき</td><td>40円41銭</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>
17　時間帯別電灯
⑴　時間帯別電灯Ａ
イ　適用範囲
従量電灯の適用範囲に該当し，ニに定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要に適用いたします。
なお，負荷移行が可能な需要とは，その負荷の使用目的から，使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい，街路灯，看板灯，アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。
ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は，交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。
ハ　契約容量
(ｲ)　契約容量は，原則として従量電灯Ｃに準じて定めます。
ただし，お客さまの希望により，電流を制限する計量器により電流を制
</td><td>
17　時間帯別電灯
⑴　時間帯別電灯Ａ
イ　適用範囲
従量電灯の適用範囲に該当し，ニに定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要に適用いたします。
なお，負荷移行が可能な需要とは，その負荷の使用目的から，使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい，街路灯，看板灯，アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。
ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は，交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。
ハ　契約容量
(ｲ)　契約容量は，原則として従量電灯Ｃに準じて定めます。
ただし，お客さまの希望により，当社もしくは当該配電事業者の電流を
</td></tr>
</table>

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）
限する場合，または当社の電流制限器を取り付ける場合は，契約容量は，電流を制限する計量器により制限される電流または電流制限器の定格電流にもとづき次により算定いたします。 a　電流を制限する計量器による場合 入力（キロボルトアンペア）＝制限される電流（アンペア）×100ボルト×1／1,000 b　電流制限器による場合 入力（キロボルトアンペア）＝電流制限器の定格電流（アンペア）×100ボルト×1／1,000 なお，電流制限器とは，16（従量電灯）⑴ハ(ﾛ)および⑵ハ(ﾛ)における電流制限器をいいます。 (ﾛ)　別表~~8~~（夜間蓄熱式機器）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱式機器」といいます。）を使用される場合は，(ｲ)にかかわらず，契約容量は，原則として，次のａによってえた値に0.4を乗じてえた値がｂによってえた値以上となる場合は，ａによってえた値とし，それ以外の場合は，次の算式によって算定された値といたします。 ａによってえた値＋ｂによってえた値×0.1 a　契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器以外のものについて，原則として従量電灯Ｃの契約容量決定方法に準じてえた値 ただし，夜間蓄熱式機器を使用される場合で，お客さまの希望により夜間蓄熱式機器以外の機器について当社の電流制限器を取り付けるときは，(ｲ)に準じて算定いたします。 b　契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器の総容量（入力） ニ　時間帯区分 時間帯区分は，次のとおりといたします。 (ｲ)　昼間時間 毎日午前7時から午後11時までの時間をいいます。 (ﾛ)　夜間時間 昼間時間以外の時間をいいます。 ホ　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が~~31,400円~~を下回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が~~31,400円~~を上回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。	制限する計量器により電流を制限する場合，または当社もしくは当該配電事業者の電流制限器を取り付ける場合は，契約容量は，電流を制限する計量器により制限される電流または電流制限器の定格電流にもとづき次により算定いたします。 a　電流を制限する計量器による場合 入力（キロボルトアンペア）＝制限される電流（アンペア）×100ボルト×1／1,000 b　電流制限器による場合 入力（キロボルトアンペア）＝電流制限器の定格電流（アンペア）×100ボルト×1／1,000 なお，電流制限器とは，16（従量電灯）⑴ハ(ﾛ)および⑵ハ(ﾛ)における電流制限器をいいます。 (ﾛ)　別表5（夜間蓄熱式機器）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱式機器」といいます。）を使用される場合は，(ｲ)にかかわらず，契約容量は，原則として，次のａによってえた値に0.4を乗じてえた値がｂによってえた値以上となる場合は，ａによってえた値とし，それ以外の場合は，次の算式によって算定された値といたします。 ａによってえた値＋ｂによってえた値×0.1 a　契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器以外のものについて，原則として従量電灯Ｃの契約容量決定方法に準じてえた値 ただし，夜間蓄熱式機器を使用される場合で，お客さまの希望により夜間蓄熱式機器以外の機器について当社または当該配電事業者の電流制限器を取り付けるときは，(ｲ)に準じて算定いたします。 b　契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器の総容量（入力） ニ　時間帯区分 時間帯区分は，次のとおりといたします。 (ｲ)　昼間時間 毎日午前7時から午後11時までの時間をいいます。 (ﾛ)　夜間時間 昼間時間以外の時間をいいます。 ホ　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施

(ｲ)　基本料金

基本料金は，契約容量に応じ１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

a　契約容量が６キロボルトアンペア以下の場合

1契約につき	1,430円00銭

b　契約容量が６キロボルトアンペアをこえる場合

1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	1,980円00銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	330円00銭

(ﾛ)　電力量料金

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a　昼間時間

最初の90キロワット時までの1キロワット時につき	22円09銭
90キロワット時をこえ230キロワット時までの1キロワット時につき	30円13銭
230キロワット時をこえる1キロワット時につき	34円83銭

b　夜間時間

１キロワット時につき	11円12銭

ヘ　そ の 他

(ｲ)　当社は，~~35~~（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。ただし，昼間時間における料金適用上の電力量区分の日割計算は，別表~~10~~（日割計算の基本算式）⑴ロ(ﾊ)によるものといたします。

(ﾛ)　夜間時間以外の電気の供給をしゃ断する装置は，~~64（計量器等の取付け）⑴~~にいう区分装置として取り扱うものといたします。

(ﾊ)　夜間蓄熱式機器の取付けもしくは取替えまたは取外しをされる場合は，当社に申し出ていただきます。

(ﾆ)　当社は，別表~~8~~（夜間蓄熱式機器）に定める夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

(ﾎ)　~~Ⅷ（工事費の負担）~~に定める事項については，契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約容量が増加しない場合は，契約容量が増加したものとして，従量電灯Ｃに準じて取り扱うものといたします。

(ﾍ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。

⑵　時間帯別電灯Ｂ

イ　適用範囲

従量電灯の適用範囲に該当し，ニに定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要に適用いたします。

なお，負荷移行が可能な需要とは，その負荷の使用目的から，使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい，街路灯，看板灯，アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよ

離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）

(ｲ)　基本料金

基本料金は，契約容量に応じ１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

a　契約容量が６キロボルトアンペア以下の場合

1契約につき	1,667円60銭

b　契約容量が６キロボルトアンペアをこえる場合

1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	2,376円00銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	369円60銭

(ﾛ)　電力量料金

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a　昼間時間

最初の90キロワット時までの1キロワット時につき	31円26銭
90キロワット時をこえ230キロワット時までの1キロワット時につき	39円30銭
230キロワット時をこえる1キロワット時につき	44円00銭

b　夜間時間

１キロワット時につき	27円68銭

ヘ　そ の 他

(ｲ)　当社は，33（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。ただし，昼間時間における料金適用上の電力量区分の日割計算は，別表6（日割計算の基本算式）⑴ロ(ﾊ)によるものといたします。

(ﾛ)　夜間時間以外の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。

(ﾊ)　夜間蓄熱式機器の取付けもしくは取替えまたは取外しをされる場合は，当社に申し出ていただきます。

(ﾆ)　当社は，別表5（夜間蓄熱式機器）に定める夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

(ﾎ)　Ⅶ（供給方法，工事および工事費の負担）に定める事項については，契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約容量が増加しない場合は，契約容量が増加したものとして，従量電灯Ｃに準じて取り扱うものといたします。

(ﾍ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。

⑵　時間帯別電灯Ｂ

イ　適用範囲

従量電灯の適用範囲に該当し，ニに定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要に適用いたします。

なお，負荷移行が可能な需要とは，その負荷の使用目的から，使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい，街路灯，看板灯，アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよ

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施

び200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

ハ　契約容量

契約容量は，時間帯別電灯Ａに準じて定めます。

ニ　時間帯区分

時間帯区分は，次のとおりといたします。

(ｲ)　昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。

(ﾛ)　夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

ホ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が~~31,400円~~を下回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2(燃料費調整)⑴イによって算定された平均燃料価格が~~31,400円~~を上回る場合は，別表2(燃料費調整)⑴~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(ｲ)　基本料金

基本料金は，契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

a　契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合

1契約につき	1,430円00銭

b　契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合

1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	1,980円00銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	330円00銭

(ﾛ)　電力量料金

電力量料金は，その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a　昼間時間

最初の80キロワット時までの1キロワット時につき	24円00銭
80キロワット時をこえ200キロワット時までの1キロワット時につき	32円75銭
200キロワット時をこえる1キロワット時につき	37円85銭

離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）

び200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

ハ　契約容量

契約容量は，時間帯別電灯Ａに準じて定めます。

ニ　時間帯区分

時間帯区分は，次のとおりといたします。

(ｲ)　昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。

(ﾛ)　夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

ホ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(ｲ)　基本料金

基本料金は，契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

a　契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合

1契約につき	1,667円60銭

b　契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合

1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	2,376円00銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	369円60銭

(ﾛ)　電力量料金

電力量料金は，その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a　昼間時間

最初の80キロワット時までの1キロワット時につき	33円17銭
80キロワット時をこえ200キロワット時までの1キロワット時につき	41円92銭
200キロワット時をこえる1キロワット時につき	47円02銭

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）
b　夜間時間 1キロワット時につき　11円43銭 へ　そ の 他 (ｲ)　当社は，~~35~~（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。ただし，昼間時間における料金適用上の電力量区分の日割計算は，別表~~10~~（日割計算の基本算式）(1)ロ(ﾆ)によるものといたします。 (ﾛ)　夜間時間以外の電気の供給をしゃ断する装置は，~~64（計量器等の取付け）(1)~~にいう区分装置として取り扱うものといたします。 (ﾊ)　夜間蓄熱式機器の取付けもしくは取替えまたは取外しをされる場合は，当社に申し出ていただきます。 (ﾆ)　当社は，別表~~8~~（夜間蓄熱式機器）に定める夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。 (ﾎ)　~~Ⅷ（工事費の負担）~~に定める事項については，契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約容量が増加しない場合は，契約容量が増加したものとして，従量電灯Ｃに準じて取り扱うものといたします。 (ﾍ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。 ~~(3)　時間帯別電灯Ｓ~~ ~~イ　適用範囲~~ ~~従量電灯の適用範囲に該当し，ニに定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要に適用いたします。~~ ~~なお，負荷移行が可能な需要とは，その負荷の使用目的から，使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい，街路灯，看板灯，アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。~~ ~~ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数~~ ~~供給電気方式および供給電圧は，交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。~~ ~~ハ　契約容量~~ ~~契約容量は，時間帯別電灯Ａに準じて定めます。~~ ~~ニ　時間帯区分~~ ~~時間帯区分は，次のとおりといたします。~~ ~~(ｲ)　昼間時間~~ ~~毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。~~ ~~(ﾛ)　夜間時間~~ ~~昼間時間以外の時間をいいます。~~ ~~ホ　料　　金~~ ~~料金は，基本使用料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400円を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400円を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。~~	b　夜間時間 1キロワット時につき　27円99銭 へ　そ の 他 (ｲ)　当社は，33（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。ただし，昼間時間における料金適用上の電力量区分の日割計算は，別表6（日割計算の基本算式）(1)ロ(ﾆ)によるものといたします。 (ﾛ)　夜間時間以外の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。 (ﾊ)　夜間蓄熱式機器の取付けもしくは取替えまたは取外しをされる場合は，当社に申し出ていただきます。 (ﾆ)　当社は，別表5（夜間蓄熱式機器）に定める夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。 (ﾎ)　Ⅶ（供給方法，工事および工事費の負担）に定める事項については，契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約容量が増加しない場合は，契約容量が増加したものとして，従量電灯Ｃに準じて取り扱うものといたします。 (ﾍ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）
~~(ｲ)　基本使用料金~~ ~~基本使用料金は，契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。~~ ~~a　契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合~~ ~~1契約につき　6,380円00銭~~ ~~ただし，まったく電気を使用しない場合は，次のとおりといたします。~~ ~~1契約につき　715円00銭~~ ~~b　契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合~~ ~~1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで　6,930円00銭~~ ~~上記をこえる1キロボルトアンペアにつき　330円00銭~~ ~~ただし，まったく電気を使用しない場合は，次のとおりといたします。~~ ~~1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで　990円00銭~~ ~~上記をこえる1キロボルトアンペアにつき　165円00銭~~ ~~(ﾛ)　電力量料金~~ ~~電力量料金は，その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。~~ ~~a　昼間時間~~ ~~基本使用料金適用電力量をこえる1キロワット時につき　40円02銭~~ ~~基本使用料金適用電力量は，1月につき200キロワット時といたします。~~ ~~b　夜間時間~~ ~~1キロワット時につき　11円43銭~~ ~~ﾍ　その他~~ ~~(ｲ)　当社は，35（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。ただし，基本使用料金および基本使用料金適用電力量の日割計算は，別表10（日割計算の基本算式）(1)イおよびロ(ﾎ)によるものといたします。~~ ~~(ﾛ)　夜間蓄熱式機器の取付けもしくは取替えまたは取外しをされる場合は，当社に申し出ていただきます。~~ ~~(ﾊ)　当社は，別表8（夜間蓄熱式機器）に定める夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。~~ ~~(ﾆ)　Ⅷ（工事費の負担）に定める事項については，契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約容量が増加しない場合は，契約容量が増加したものとして，従量電灯Cに準じて取り扱うものといたします。~~ ~~(ﾎ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Cに準ずるものといたします。~~	
~~18　ピークシフト季節別時間帯別電灯~~ ~~(1)　適用範囲~~ ~~イ　従量電灯の適用範囲に該当し，(4)に定める昼間時間から夜間時間またはピーク時間から昼間時間もしくは夜間時間への負荷移行が可能な需要に適用いたします。~~ ~~なお，負荷移行が可能な需要とは，その負荷の使用目的から，使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい，街路灯，看板灯，~~	

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）
~~アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。~~ ~~ロ　この契約種別から従量電灯，時間帯別電灯，季節別高負荷率電灯または低圧高稼動契約に契約種別を変更された後 1 年に満たないお客さまについては，イにかかわらず，ピークシフト季節別時間帯別電灯を適用いたしません。~~ ~~(2)　供給電気方式，供給電圧および周波数~~ ~~供給電気方式および供給電圧は，交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとすることがあります。~~ ~~(3)　契 約 容 量~~ ~~契約容量は，原則として従量電灯Ｃに準じて定めます。~~ ~~ただし，お客さまの希望により，電流を制限する計量器により電流を制限する場合，または当社の電流制限器を取り付ける場合は，契約容量は，原則として電流を制限する計量器により制限される電流または電流制限器の定格電流にもとづき次により算定いたします。~~ ~~イ　電流を制限する計量器による場合~~ ~~入力（キロボルトアンペア）＝ 制限される電流（アンペア） ×100ボルト× 1 / 1,000~~ ~~ロ　電流制限器による場合~~ ~~入力（キロボルトアンペア）＝ 電流制限器の定格電流（アンペア） ×100ボルト× 1 / 1,000~~ ~~なお，電流制限器とは，16（従量電灯）(1)ハ(ﾛ)および(2)ハ(ﾛ)における電流制限器をいいます。~~ ~~(4)　時間帯区分~~ ~~時間帯区分は，次のとおりといたします。~~ ~~イ　ピーク時間~~ ~~夏季の毎日午後 1 時から午後 4 時までの時間をいいます。~~ ~~ロ　昼間時間~~ ~~毎日午前 7 時から午後 11 時までの時間をいいます。ただし，ピーク時間を除きます。~~ ~~ハ　夜間時間~~ ~~ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。~~ ~~(5)　料　　金~~ ~~料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 31,400 円を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 31,400 円を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。~~ ~~イ　基本料金~~ ~~基本料金は，契約容量に応じ 1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。~~ ~~(ｲ)　契約容量が 6 キロボルトアンペア以下の場合~~ ~~1契約につき　1,430円00銭~~ ~~(ﾛ)　契約容量が 6 キロボルトアンペアをこえる場合~~	

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）
~~1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで　1,980円00銭~~ ~~上記をこえる1キロボルトアンペアにつき　330円00銭~~ ~~ロ　電力量料金~~ ~~電力量料金は，その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。~~ ~~(ｲ)　ピーク時間~~ ~~1キロワット時につき　54円82銭~~ ~~(ﾛ)　昼間時間~~ ~~最初の90キロワット時までの1キロワット時につき　20円10銭~~ ~~90キロワット時をこえ230キロワット時までの1キロワット時につき　27円41銭~~ ~~230キロワット時をこえる1キロワット時につき　37円39銭~~ ~~(ﾊ)　夜間時間~~ ~~1キロワット時につき　11円12銭~~ ~~(6)　契 約 期 間~~ ~~契約期間は，7（需給契約の成立および契約期間）(2)にかかわらず，次によります。~~ ~~イ　契約期間は，需給契約またはその変更が成立した日から，料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。~~ ~~ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。~~ ~~ハ　契約期間満了に先だって，原則として従量電灯，時間帯別電灯，季節別高負荷率電灯または低圧高稼動契約に契約種別を変更することはできません。~~ ~~(7)　そ　の　他~~ ~~イ　当社は，35（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。ただし，昼間時間における料金適用上の電力量区分の日割計算は，別表10（日割計算の基本算式）(1)ロ(ﾊ)によるものといたします。~~ ~~ロ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Cに準ずるものといたします。~~	
~~19~~　**季節別高負荷率電灯** (1)　適 用 範 囲 イ　従量電灯の適用範囲に該当し，夏季からの負荷移行が可能な需要に適用いたします。 ロ　~~この契約種別~~から~~従量電灯，時間帯別電灯，ピークシフト季節別時間帯別電灯または低圧高稼動契約に~~契約種別~~を~~変更された後1年に満たないお客さまについては，原則として季節別高負荷率電灯を適用いたしません。 (2)　供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。 (3)　契 約 容 量	18　**季節別高負荷率電灯** (1)　適 用 範 囲 イ　従量電灯の適用範囲に該当し，夏季からの負荷移行が可能な需要に適用いたします。 ロ　季節別高負荷率電灯から他の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては，原則として季節別高負荷率電灯を適用いたしません。 (2)　供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。 (3)　契 約 容 量

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施

契約容量は，原則として従量電灯Ｃに準じて定めます。

ただし，~~この契約種別~~適用の際現に取り付けられている電流を制限する計量器または当社の電流制限器を継続して使用することを希望される場合は，契約容量は，原則として電流を制限する計量器により制限される電流または電流制限器の定格電流にもとづき次により算定いたします。

イ　電流を制限する計量器による場合

$$\text{入力（キロボルトアンペア）} = \text{制限される電流（アンペア）} \times 100\text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

ロ　電流制限器による場合

$$\text{入力（キロボルトアンペア）} = \text{電流制限器の定格電流（アンペア）} \times 100\text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

なお，電流制限器とは，16（従量電灯）⑴ハ(ﾛ)および⑵ハ(ﾛ)における電流制限器をいいます。

⑷　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表 2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が ~~31,400円~~を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）⑴~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が ~~31,400円~~を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）⑴~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は，契約容量に応じ１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

1契約につき最初の6キロボルトアンペアまで	2,772円00銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	462円00銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金

離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）

契約容量は，原則として従量電灯Ｃに準じて定めます。

ただし，季節別高負荷率電灯適用の際現に取り付けられている当社もしくは当該配電事業者の電流を制限する計量器または当社もしくは当該配電事業者の電流制限器を継続して使用することを希望される場合は，契約容量は，原則として電流を制限する計量器により制限される電流または電流制限器の定格電流にもとづき次により算定いたします。

イ　電流を制限する計量器による場合

$$\text{入力（キロボルトアンペア）} = \text{制限される電流（アンペア）} \times 100\text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

ロ　電流制限器による場合

$$\text{入力（キロボルトアンペア）} = \text{電流制限器の定格電流（アンペア）} \times 100\text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

なお，電流制限器とは，16（従量電灯）⑴ハ(ﾛ)および⑵ハ(ﾛ)における電流制限器をいいます。

⑷　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表 2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）⑴ハによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）⑴ハによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は，契約容量に応じ１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

1契約につき最初の6キロボルトアンペアまで	3,009円60銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	501円60銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）
1キロワット時につき　28円08銭　25円53銭 ⑸　契 約 期 間 契約期間は，7（需給契約の成立および契約期間）⑵にかかわらず，次によります。 イ　契約期間は，需給契約またはその変更が成立した日から，料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。 ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 ハ　契約期間満了に先だって，原則として~~従量電灯，時間帯別電灯，ピークシフト季節別時間帯別電灯または低圧高稼動契約に~~契約種別~~を~~変更することはできません。 ⑹　そ　の　他 イ　当社は，~~35~~（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。ただし，~~34~~（料金の算定）⑴ロに該当し，料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。 ロ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。	1キロワット時につき　39円21銭　36円66銭 ⑸　契 約 期 間 契約期間は，7（需給契約の成立および契約期間）⑵にかかわらず，次によります。 イ　契約期間は，需給契約またはその変更が成立した日から，料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。 ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 ハ　契約期間満了に先だって，原則として他の契約種別に変更することはできません。 ⑹　そ　の　他 イ　当社は，33（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。ただし，32（料金の算定）⑴ロに該当し，料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。 ロ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。
20　臨 時 電 灯 ⑴　臨時電灯Ａ イ　適用範囲 電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が1年未満の需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに~~別表4（~~負荷設備の入力換算容量~~）~~によって換算するものといたします。）が3キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。 ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。 ハ　料　　金 料金は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに~~別表4（~~負荷設備の入力換算容量~~）~~によって換算するものといたします。）によって，1日につき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が~~31,400円~~を下回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が~~31,400円~~を上回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。	19　臨 時 電 灯 ⑴　臨時電灯Ａ イ　適用範囲 電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が1年未満の需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）が3キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。 ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。 ハ　料　　金 料金は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）によって，1日につき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）
	表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
総容量が50ボルトアンペアまでの場合　7円91銭	総容量が50ボルトアンペアまでの場合　11円74銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合　15円82銭	総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合　23円47銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに　15円82銭	総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに　23円47銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合　158円18銭	総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合　234円88銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに　158円18銭	総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに　234円88銭
ニ　そ の 他	ニ　そ の 他
⑴　当社は，原則として供給設備を常置いたしません。	⑴　当社または当該配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしません。
⑵　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは，臨時電灯Ａを適用いたします。	⑵　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは，臨時電灯Ａを適用いたします。
⑶　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，定額電灯に準ずるものといたします。	⑶　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，定額電灯に準ずるものといたします。
⑵　臨時電灯Ｂ	⑵　臨時電灯Ｂ
イ　適用範囲	イ　適用範囲
電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が1年未満の需要で，契約電流が40アンペア以上であり，かつ，60アンペア以下であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。	電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が1年未満の需要で，契約電流が40アンペア以上であり，かつ，60アンペア以下であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。
ロ　契約電流	ロ　契約電流
⑴　契約電流は，40アンペア，50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。	⑴　契約電流は，40アンペア，50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。
⑵　当社は，契約電流に応じて電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。	⑵　当社または当該配電事業者は，契約電流に応じて電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社または当該配電事業者は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。
ハ　料　　金	ハ　料　　金
料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が ~~31,400円~~を下回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が ~~31,400円~~を上回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。	料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表2（燃

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

<table>
<tr><th>離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施</th><th>離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）</th></tr>
<tr><td>(ｲ)　基本料金
基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。
契約電流10アンペアにつき　363円00銭
(ﾛ)　電力量料金
電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。
1キロワット時につき　32円22銭
ニ　そ の 他
(ｲ)　当社は，原則として供給設備を常置いたしません。
(ﾛ)　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは，臨時電灯Ｂを適用いたします。
(ﾊ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｂに準ずるものといたします。
⑶　臨時電灯Ｃ
イ　適用範囲
電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が1年未満の需要で，契約容量が6キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。
ロ　料　　金
料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が ~~31,400円~~を下回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2(燃料費調整)⑴イによって算定された平均燃料価格が ~~31,400円~~を上回る場合は，別表2(燃料費調整)⑴ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</td>
<td>料費調整）⑴ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
(ｲ)　基本料金
基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。
契約電流10アンペアにつき　406円56銭
(ﾛ)　電力量料金
電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。
1キロワット時につき　43円40銭
ニ　そ の 他
(ｲ)　当社または当該配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしません。
(ﾛ)　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは，臨時電灯Ｂを適用いたします。
(ﾊ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｂに準ずるものといたします。
⑶　臨時電灯Ｃ
イ　適用範囲
電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が1年未満の需要で，契約容量が6キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。
ロ　料　　金
料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</td></tr>
</table>

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）
(ｲ)　基本料金 基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。 契約容量1キロボルトアンペアにつき　363円00銭 (ﾛ)　電力量料金 電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。 1キロワット時につき　32円22銭 ハ　そ の 他 (ｲ)　当社は，原則として供給設備を常置いたしません。 (ﾛ)　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは，臨時電灯Ｃを適用いたします。 (ﾊ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。	(ｲ)　基本料金 基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。 契約容量1キロボルトアンペアにつき　406円56銭 (ﾛ)　電力量料金 電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。 1キロワット時につき　43円40銭 ハ　そ の 他 (ｲ)　当社または当該配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしません。 (ﾛ)　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは，臨時電灯Ｃを適用いたします。 (ﾊ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。
~~21~~　**公衆街路灯** (1)　公衆街路灯Ａ イ　適用範囲 公衆のために，一般道路，橋，公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯，消火せん標識灯，交通信号灯，海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに~~別表4（~~負荷設備の入力換算容量~~）~~によって換算するものといたします。）が1キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし，昼間にも継続して使用されるものについては，お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Ｂを適用することがあります。 ロ　料　　金 料金は，需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~31,400円~~を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~31,400円~~を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。	20　**公衆街路灯** (1)　公衆街路灯Ａ イ　適用範囲 公衆のために，一般道路，橋，公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯，消火せん標識灯，交通信号灯，海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）が1キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし，昼間にも継続して使用されるものについては，お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Ｂを適用することがあります。 ロ　料　　金 料金は，需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ハによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ハによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施

(ｲ)　需要家料金

需要家料金は，1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	55円00銭

(ﾛ)　電灯料金

a　電灯料金は，各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの1灯につき	64円52銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	111円43銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	205円26銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	299円09銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	486円75銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	486円75銭

b　ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，~~別表4（負荷設備の入力換算容量）~~によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

c　多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，~~別表4（負荷設備の入力換算容量）~~によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ﾊ)　小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，~~別表4（負荷設備の入力換算容量）~~によって換算するものといたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	205円15銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	357円50銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	357円50銭

ハ　そ の 他

(ｲ)　広告用の電灯等を使用される場合は，配線設備を公衆街路灯と分離して

離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）

定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(ｲ)　需要家料金

需要家料金は，1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	55円00銭

(ﾛ)　電灯料金

a　電灯料金は，各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの1灯につき	111円56銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	205円48銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	393円39銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	581円34銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	957円12銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	957円12銭

b　ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

c　多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ﾊ)　小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	345円63銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	638円52銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	638円52銭

ハ　そ の 他

(ｲ)　広告用の電灯等を使用される場合は，配線設備を公衆街路灯と分離して

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）
施設していただき，それぞれについて1需給契約を結びます。ただし，技術上，経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は，一括して公衆街路灯Ａを適用することがあります。 (ﾛ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，定額電灯に準ずるものといたします。 ⑵　公衆街路灯Ｂ イ　適用範囲 公衆街路灯を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (ｲ)　契約容量が1キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として50キロボルトアンペア未満であること。 (ﾛ)　公衆街路灯Ａを適用できないこと。 ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。 ハ　契約容量 契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに~~別表4(~~負荷設備の入力換算容量~~)~~によって換算するものといたします。）といたします。ただし，契約負荷設備の総容量が1キロボルトアンペア未満の場合は，1キロボルトアンペアといたします。 ニ　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が~~31,400円~~を下回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2(燃料費調整)⑴イによって算定された平均燃料価格が~~31,400円~~を上回る場合は，別表2(燃料費調整)⑴~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。	施設していただき，それぞれについて1需給契約を結びます。ただし，技術上，経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は，一括して公衆街路灯Ａを適用することがあります。 (ﾛ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，定額電灯に準ずるものといたします。 ⑵　公衆街路灯Ｂ イ　適用範囲 公衆街路灯を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (ｲ)　契約容量が1キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として50キロボルトアンペア未満であること。 (ﾛ)　公衆街路灯Ａを適用できないこと。 ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。 ハ　契約容量 契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）といたします。ただし，契約負荷設備の総容量が1キロボルトアンペア未満の場合は，1キロボルトアンペアといたします。 ニ　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）
(ｲ)　基本料金 基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。 契約容量1キロボルトアンペアにつき　297円00銭 (ﾛ)　電力量料金 電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。 1キロワット時につき　17円68銭 (ﾊ)　最低月額料金 (ｲ)および(ﾛ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その1月の料金は，次の最低月額料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 1契約につき　235円40銭 ホ　そ の 他 (ｲ)　広告用の電灯等を使用される場合は，配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき，それぞれについて1需給契約を結びます。ただし，技術上，経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は，一括して公衆街路灯Ｂを適用することがあります。 (ﾛ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。	表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 (ｲ)　基本料金 基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。 契約容量1キロボルトアンペアにつき　336円60銭 (ﾛ)　電力量料金 電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。 1キロワット時につき　28円81銭 (ﾊ)　最低月額料金 (ｲ)および(ﾛ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その1月の料金は，次の最低月額料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 1契約につき　333円18銭 ホ　そ の 他 (ｲ)　広告用の電灯等を使用される場合は，配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき，それぞれについて1需給契約を結びます。ただし，技術上，経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は，一括して公衆街路灯Ｂを適用することがあります。 (ﾛ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。
22　低圧高稼動契約 ⑴　適 用 範 囲 イ　次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (ｲ)　電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要であること。 (ﾛ)　⑷に定める契約電力が30キロワット以上であり，かつ，50キロワット未満であること。ただし，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，契約電力が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 なお，電灯または小型機器の基準電力（⑷イを適用した値といたします。）および動力の基準電力は，50キロワット未満といたします。	21　低圧高稼動契約 ⑴　適 用 範 囲 イ　次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (ｲ)　電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要であること。 (ﾛ)　⑷に定める契約電力が30キロワット以上であり，かつ，50キロワット未満であること。ただし，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等から当社または当該配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，契約電力が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社または当該配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 なお，電灯または小型機器の基準電力（⑷イを適用した値といたします。）および動力の基準電力は，50キロワット未満といたします。

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）
ロ　~~この契約種別~~から~~従量電灯，時間帯別電灯，ピークシフト季節別時間帯別電灯または季節別高負荷率電灯および低圧電力または低圧季節別時間帯別電力に~~契約種別~~を~~変更された後1年に満たないお客さまについては，イにかかわらず，~~~~この契約種別~~を適用いたしません。	ロ　低圧高稼動契約から他の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては，イにかかわらず，低圧高稼動契約を適用いたしません。
⑵　供給の単位 当社は，11（供給の単位）にかかわらず，原則として，1需給契約につき，2供給電気方式，2引込みおよび2計量をもって電気を供給いたします。	⑵　供給の単位 当社または当該配電事業者は，11（供給の単位）にかかわらず，原則として，1需給契約につき，2供給電気方式，2引込みおよび2計量をもって電気を供給いたします。
⑶　供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式，供給電圧および周波数は，次のとおりといたします。	⑶　供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式，供給電圧および周波数は，次のとおりといたします。
イ　電灯または小型機器への供給は，交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。	イ　電灯または小型機器への供給は，交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。
ロ　動力への供給は，交流3相3線式標準電圧200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。	ロ　動力への供給は，交流3相3線式標準電圧200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。
⑷　契 約 電 力 契約電力は，次に定める電灯または小型機器の基準電力と動力の基準電力との合計といたします。	⑷　契 約 電 力 契約電力は，次に定める電灯または小型機器の基準電力と動力の基準電力との合計といたします。
イ　電灯または小型機器の基準電力 電灯または小型機器の基準電力は，時間帯別電灯Ａに準じて定めます。この場合，1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。	イ　電灯または小型機器の基準電力 電灯または小型機器の基準電力は，時間帯別電灯Ａに準じて定めます。この場合，1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。
ロ　動力の基準電力 動力の基準電力は，低圧電力の契約電力決定方法に準じて定めます。	ロ　動力の基準電力 動力の基準電力は，低圧電力の契約電力決定方法に準じて定めます。
⑸　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が~~31,400円~~を下回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が~~31,400円~~を上回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴~~ニ~~によって算定された燃料	⑸　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

<table>
<tr><th>離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施</th><th>離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）</th></tr>
<tr><td>費調整額を加えたものといたします。</td><td>料価格を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</td></tr>
<tr><td>イ　基本料金
基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。
<table><tr><td>契約電力1キロワットにつき</td><td>1,540円00銭</td></tr></table></td><td>イ　基本料金
基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。
<table><tr><td>契約電力1キロワットにつき</td><td>1,577円12銭</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>ロ　電力量料金
電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。
なお，その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。
<table><tr><td></td><td>夏　季　料　金</td><td>その他季料金</td></tr><tr><td>1キロワット時につき</td><td>18円80銭</td><td>17円09銭</td></tr></table></td><td>ロ　電力量料金
電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。
なお，その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。
<table><tr><td></td><td>夏　季　料　金</td><td>その他季料金</td></tr><tr><td>1キロワット時につき</td><td>29円99銭</td><td>28円28銭</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>ハ　力率割引および割増し
電灯または小型機器の力率と動力の力率とをそれぞれの基準電力によって別表 ~~5~~（加重平均力率の算定）⑵ハにより加重平均してえた値が，85 パーセントを上回る場合は，基本料金を 5 パーセント割引し，85 パーセントを下回る場合は，基本料金を 5 パーセント割増しいたします。この場合，電灯または小型機器の力率および動力の力率は，別表 ~~5~~（加重平均力率の算定）⑵イまたはロにより算定いたします。
なお，まったく電気を使用しないその 1 月の力率は，85 パーセントとみなします。</td><td>ハ　力率割引および割増し
電灯または小型機器の力率と動力の力率とをそれぞれの基準電力によって別表 4（加重平均力率の算定）⑵ハにより加重平均してえた値が，85 パーセントを上回る場合は，基本料金を 5 パーセント割引し，85 パーセントを下回る場合は，基本料金を 5 パーセント割増しいたします。この場合，電灯または小型機器の力率および動力の力率は，別表 4（加重平均力率の算定）⑵イまたはロにより算定いたします。
なお，まったく電気を使用しないその 1 月の力率は，85 パーセントとみなします。</td></tr>
<tr><td>⑹　契 約 期 間
契約期間は，7（需給契約の成立および契約期間）⑵にかかわらず，次によります。
イ　契約期間は，需給契約またはその変更が成立した日から，料金適用開始の日以降 1 年目の日までといたします。</td><td>⑹　契 約 期 間
契約期間は，7（需給契約の成立および契約期間）⑵にかかわらず，次によります。
イ　契約期間は，需給契約またはその変更が成立した日から，料金適用開始の日以降 1 年目の日までといたします。</td></tr>
</table>

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）
ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 ハ　契約期間満了に先だって，原則として~~従量電灯，時間帯別電灯，ピークシフト季節別時間帯別電灯または季節別高負荷率電灯，低圧電力または低圧季節別時間帯別電力に~~契約種別~~を~~変更することはできません。 ⑺　そ　の　他 イ　~~35~~（日割計算）に定める事項については，低圧電力に準ずるものといたします。 ロ　~~この契約種別~~の適用を受けるお客さまは，定額電灯，従量電灯，低圧電力，時間帯別電灯，~~ピークシフト季節別時間帯別電灯，~~季節別高負荷率電灯または低圧季節別時間帯別電力をあわせて契約することはできません。 ハ　夜間時間（毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間をいいます。）以外の電気の供給をしゃ断する装置は，~~64（計量器等の取付け）⑴の~~区分装置として取り扱うものといたします。 ニ　夜間蓄熱式機器の取付けもしくは取替えまたは取外しをされる場合は，当社に申し出ていただきます。 ホ　当社は，夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。 ヘ　~~Ⅷ（工事費の負担）に定める事項については，~~契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約電力が増加しない場合は，契約電力が増加したものとして，低圧電力に準じて取り扱うものといたします。 ト　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃまたは低圧電力に準ずるものといたします。	ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 ハ　契約期間満了に先だって，原則として他の契約種別に変更することはできません。 ⑺　そ　の　他 イ　33（日割計算）に定める事項については，低圧電力に準ずるものといたします。 ロ　低圧高稼動契約の適用を受けるお客さまは，定額電灯，従量電灯，低圧電力，時間帯別電灯Ａ，時間帯別電灯Ｂ，季節別高負荷率電灯または低圧季節別時間帯別電力をあわせて契約することはできません。 ハ　夜間時間（毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間をいいます。）以外の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。 ニ　夜間蓄熱式機器の取付けもしくは取替えまたは取外しをされる場合は，当社に申し出ていただきます。 ホ　当社は，夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。 ヘ　Ⅶ（供給方法，工事および工事費の負担）に定める事項については，契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約電力が増加しない場合は，契約電力が増加したものとして，低圧電力に準じて取り扱うものといたします。 ト　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃまたは低圧電力に準ずるものといたします。
~~23~~　低 圧 電 力 ⑴　適 用 範 囲 動力を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。 イ　契約電力が原則として50キロワット未満であること。 ロ　1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は，契約電流（この場合，10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合，1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。 ただし，1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，イに該当し，かつ，ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社は，お客	**22　低 圧 電 力** ⑴　適 用 範 囲 動力を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。 イ　契約電力が原則として50キロワット未満であること。 ロ　1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は，契約電流（この場合，10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合，1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。 ただし，1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等から当社または当該配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，イに該当し，かつ，ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

<table>
<tr><th>離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施</th><th>離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）</th></tr>
<tr><td>
さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

⑵　供給電気方式，供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は，交流3相3線式標準電圧200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。
⑶　契約負荷設備
契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。
⑷　契 約 電 力
イ　契約電力は，契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は，~~別表4（~~負荷設備の入力換算容量~~）~~によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(ｲ)の係数を乗じてえた値の合計に(ﾛ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし，電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は，その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき，その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合，その容量は~~別表7（~~契約容量および契約電力の算定方法~~）~~に準じて算定し，(ﾛ)の係数を乗じないものといたします。
(ｲ)　契約負荷設備のうち
<table>
<tr><td rowspan="3">最大の入力のものから</td><td>最初の2台の入力につき</td><td>100パーセント</td></tr>
<tr><td>次の2台の入力につき</td><td>95パーセント</td></tr>
<tr><td>上記以外のものの入力につき</td><td>90パーセント</td></tr>
</table>
(ﾛ)　(ｲ)によってえた値の合計のうち
<table>
<tr><td>最初の6キロワットにつき</td><td>100パーセント</td></tr>
<tr><td>次の14キロワットにつき</td><td>90パーセント</td></tr>
<tr><td>次の30キロワットにつき</td><td>80パーセント</td></tr>
<tr><td>50キロワットをこえる部分につき</td><td>70パーセント</td></tr>
</table>
ロ　お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には，契約電力は，イにかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，~~別表7（~~契約容量および契約電力の算定方法~~）~~により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。
なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。
⑸　料　　金
料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進
</td><td>
することがあります。この場合，当社または当該配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
⑵　供給電気方式，供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は，交流3相3線式標準電圧200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。
⑶　契約負荷設備
契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。
⑷　契 約 電 力
イ　契約電力は，契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(ｲ)の係数を乗じてえた値の合計に(ﾛ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし，電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は，その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき，その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合，その容量は契約容量および契約電力の算定方法に準じて算定し，(ﾛ)の係数を乗じないものといたします。
(ｲ)　契約負荷設備のうち
<table>
<tr><td rowspan="3">最大の入力のものから</td><td>最初の2台の入力につき</td><td>100パーセント</td></tr>
<tr><td>次の2台の入力につき</td><td>95パーセント</td></tr>
<tr><td>上記以外のものの入力につき</td><td>90パーセント</td></tr>
</table>
(ﾛ)　(ｲ)によってえた値の合計のうち
<table>
<tr><td>最初の6キロワットにつき</td><td>100パーセント</td></tr>
<tr><td>次の14キロワットにつき</td><td>90パーセント</td></tr>
<tr><td>次の30キロワットにつき</td><td>80パーセント</td></tr>
<tr><td>50キロワットをこえる部分につき</td><td>70パーセント</td></tr>
</table>
ロ　お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には，契約電力は，イにかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，契約容量および契約電力の算定方法により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。
なお，当社または当該配電事業者は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。
⑸　料　　金
料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進
</td></tr>
</table>

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施

賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が~~31,400円~~を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）⑴~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が~~31,400円~~を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）⑴~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,265円00銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏　季　料　金	その他季料金
1キロワット時につき	15円95銭	14円50銭

ハ　力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表~~5~~（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が，85パーセントを上回る場合（⑷ロにより契約電力を定める場合を含みます。）は，基本料金を5パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合，

離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）

賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）⑴ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）⑴ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,300円89銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏　季　料　金	その他季料金
1キロワット時につき	27円22銭	25円77銭

ハ　力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表4（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が，85パーセントを上回る場合（⑷ロにより契約電力を定める場合を含みます。）は，基本料金を5パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合，

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）
電気機器の力率は，~~別表6（~~進相用コンデンサ取付容量基準）の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント，取り付けてないものについては80パーセント，電熱器については100パーセントといたします。 なお，まったく電気を使用しないその1月の力率は，85パーセントとみなします。 ニ　そ の 他 時報用または警報用のみに使用する場合は，基本料金のみといたします。この場合の力率は，85パーセントとみなします。 ⑹　そ　の　他 変圧器，発電設備等を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。	電気機器の力率は，進相用コンデンサ取付容量基準（託送約款等に定めるものといたします。）に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント，取り付けてないものについては80パーセント，電熱器については100パーセントといたします。 なお，まったく電気を使用しないその1月の力率は，85パーセントとみなします。 ニ　そ の 他 時報用または警報用のみに使用する場合は，基本料金のみといたします。この場合の力率は，85パーセントとみなします。 ⑹　そ　の　他 変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。
~~24~~　**低圧季節別時間帯別電力** ⑴　適 用 範 囲 イ　低圧電力の適用範囲に該当する需要に適用いたします。 ロ　~~この契約種別~~から~~低圧電力~~に変更された後1年に満たないお客さまについては，イにかかわらず，~~この契約種別~~を適用いたしません。 ⑵　契 約 電 力 契約電力は，低圧電力に準じて定めます。 ⑶　時間帯区分は，次のとおりといたします。 イ　昼間時間 毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。 ロ　夜間時間 昼間時間以外の時間をいいます。 ⑷　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が~~31,400円~~を下回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が~~31,400円~~を上回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。	23　**低圧季節別時間帯別電力** ⑴　適 用 範 囲 イ　低圧電力の適用範囲に該当する需要に適用いたします。 ロ　低圧季節別時間帯別電力から他の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては，イにかかわらず，低圧季節別時間帯別電力を適用いたしません。 ⑵　契 約 電 力 契約電力は，低圧電力に準じて定めます。 ⑶　時間帯区分は，次のとおりといたします。 イ　昼間時間 毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。 ロ　夜間時間 昼間時間以外の時間をいいます。 ⑷　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施

イ　基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,375円00銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(ｲ)　昼間時間

昼間時間のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏　季　料　金	その他季料金
1キロワット時につき	16円80銭	15円27銭

(ﾛ)　夜間時間

1キロワット時につき	11円43銭

ハ　力率割引および割増し

力率割引および割増しは，低圧電力に準ずるものといたします。

⑸　契 約 期 間

契約期間は，7（需給契約の成立および契約期間）⑵にかかわらず，次によります。

イ　契約期間は，需給契約またはその変更が成立した日から，料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ　契約期間満了に先だって，原則として~~低圧電力に~~契約種別~~を~~変更することはできません。

離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）

⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,409円10銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(ｲ)　昼間時間

昼間時間のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏　季　料　金	その他季料金
1キロワット時につき	27円46銭	25円93銭

(ﾛ)　夜間時間

1キロワット時につき	25円15銭

ハ　力率割引および割増し

力率割引および割増しは，低圧電力に準ずるものといたします。

⑸　契 約 期 間

契約期間は，7（需給契約の成立および契約期間）⑵にかかわらず，次によります。

イ　契約期間は，需給契約またはその変更が成立した日から，料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ　契約期間満了に先だって，原則として他の契約種別に変更することはできません。

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）
⑹　そ　の　他 イ　お客さまが契約電力を新たに設定し，または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし，または契約電力を減少しようとされる場合には，55（需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算）に準じて精算いたします。 　なお，この場合，契約電力を減少しようとされるときの各時間帯別の使用電力量は，精算対象とされる契約電力分と残余分の比であん分したものといたします。 ロ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。	⑹　そ　の　他 イ　お客さまが契約電力を新たに設定し，または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし，または契約電力を減少しようとされる場合には，53（需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算）に準じて精算いたします。 　なお，この場合，契約電力を減少しようとされるときの各時間帯別の使用電力量は，精算対象とされる契約電力分と残余分の比であん分したものといたします。 ロ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。
~~25~~　**臨時電力** ⑴　適用範囲 　動力を使用し，契約使用期間が1年未満の需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。 ⑵　契約電力 　契約電力は，低圧電力に準じて定めます。 ⑶　料　　金 　契約電力が，5キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし，5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。 イ　定額制供給の場合 　料金は，次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の料金は，契約電力が1キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が~~31,400円~~を下回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が~~31,400円~~を上回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。	24　**臨時電力** ⑴　適用範囲 　動力を使用し，契約使用期間が1年未満の需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。 ⑵　契約電力 　契約電力は，低圧電力に準じて定めます。 ⑶　料　　金 　契約電力が，5キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし，5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。 イ　定額制供給の場合 　料金は，次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の料金は，契約電力が1キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）
	均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
契約電力1キロワット1日につき　200円20銭	契約電力1キロワット1日につき　270円72銭
ロ　従量制供給の場合 料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が~~31,400円~~を下回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が~~31,400円~~を上回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。	ロ　従量制供給の場合 料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
㈠　基本料金 基本料金は，1月につき~~23~~（低圧電力）⑸イの該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，~~23~~（低圧電力）⑸イの該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。	㈠　基本料金 基本料金は，1月につき22（低圧電力）⑸イの該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，22（低圧電力）⑸イの該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。
㈡　電力量料金 電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお，その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。	㈡　電力量料金 電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお，その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。
［　　］　夏季料金　その他季料金	［　　］　夏季料金　その他季料金

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022 年 4 月 12 日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023 年 6 月 1 日実施（案）
1キロワット時につき　19円14銭　17円40銭	1キロワット時につき　30円53銭　28円79銭
ハ　力率割引および割増し 力率割引および割増しは，従量制供給の場合に限り，低圧電力に準じて適用いたします。 ⑷　そ　の　他 イ　当社は，原則として供給設備を常置いたしません。 ロ　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが 1 年未満となるときは，臨時電力を適用いたします。 ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。	ハ　力率割引および割増し 力率割引および割増しは，従量制供給の場合に限り，低圧電力に準じて適用いたします。 ⑷　そ　の　他 イ　当社または当該配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしません。 ロ　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが 1 年未満となるときは，臨時電力を適用いたします。 ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。
~~26~~　**農事用電力** ⑴　農事用電力Ａ（かんがい排水用電力） イ　適用範囲 農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で，契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。 ロ　契約電力 契約電力は，低圧電力に準じて定めます。 ハ　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表 2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が ~~31,400 円~~を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）⑴~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が ~~31,400 円~~を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）⑴~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。	25　**農事用電力** ⑴　農事用電力Ａ（かんがい排水用電力） イ　適用範囲 農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で，契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。 ロ　契約電力 契約電力は，低圧電力に準じて定めます。 ハ　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表 2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施

なお，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。

(ｲ)　基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお，1回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は，半額といたします。また，1年の基本料金の合計は，電気を使用する場合の基本料金の2月分（その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力1キロワットにつき	627円00銭

(ﾛ)　電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	11円86銭	10円78銭

(ﾊ)　力率割引および割増し

力率割引および割増しは，低圧電力に準ずるものといたします。

ニ　その他

(ｲ)　お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は，契約使用期間を変更いたします。

(ﾛ)　お客さまが電気の使用を休止される場合には，当社は，引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

(ﾊ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

⑵　農事用電力Ｂ（育苗温床用電力）

イ　適用範囲

農事用の育苗温床のために電熱を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ)　2月1日から5月31日までの4月の間（以下「契約設定期間」といいます。）に契約使用期間を30日以上継続して設定するものであること。

(ﾛ)　契約電力が5キロワット以下であること。

離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）

なお，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。

(ｲ)　基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお，1回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は，半額といたします。また，1年の基本料金の合計は，電気を使用する場合の基本料金の2月分（その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力1キロワットにつき	662円89銭

(ﾛ)　電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	23円13銭	22円05銭

(ﾊ)　力率割引および割増し

力率割引および割増しは，低圧電力に準ずるものといたします。

ニ　その他

(ｲ)　お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は，契約使用期間を変更いたします。

(ﾛ)　お客さまが電気の使用を休止される場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

(ﾊ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

⑵　農事用電力Ｂ（育苗温床用電力）

イ　適用範囲

農事用の育苗温床のために電熱を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ)　2月1日から5月31日までの4月の間（以下「契約設定期間」といいます。）に契約使用期間を30日以上継続して設定するものであること。

(ﾛ)　契約電力が5キロワット以下であること。

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施

ロ　契約電力

契約電力は，契約負荷設備の総入力といたします。

ハ　料　　金

料金は，次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の料金は，契約電力が1キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が~~31,400円~~を下回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が~~31,400円~~を上回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。

契約電力1キロワットにつき	最初の30日まで	5,269円11銭
	30日をこえる1日につき	175円64銭

ニ　そ の 他

(ｲ)　契約使用期間をあらかじめ設定していただきます。

(ﾛ)　契約設定期間が気象条件等により実際の育苗の期間と著しく異なる場合には，当社は，契約設定期間を前後1月以内の範囲で変更することがあります。ただし，この場合であっても，契約設定期間の範囲は4月を上回らないものといたします。

(ﾊ)　当社は，原則として供給設備を常置いたしません。

(ﾆ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

~~27~~　深 夜 電 力

離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）

ロ　契約電力

契約電力は，契約負荷設備の総入力といたします。

ハ　料　　金

料金は，次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の料金は，契約電力が1キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

なお，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。

契約電力1キロワットにつき	最初の30日まで	9,307円31銭
	30日をこえる1日につき	310円24銭

ニ　そ の 他

(ｲ)　契約使用期間をあらかじめ設定していただきます。

(ﾛ)　契約設定期間が気象条件等により実際の育苗の期間と著しく異なる場合には，当社は，契約設定期間を前後1月以内の範囲で変更することがあります。ただし，この場合であっても，契約設定期間の範囲は4月を上回らないものといたします。

(ﾊ)　当社または当該配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしません。

(ﾆ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

26　深 夜 電 力

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）
⑴　深夜電力Ａ イ　適用範囲 毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間を限り，温水のために動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で，その総入力が0.5キロワット以下であるものに適用いたします。 ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。 ハ　契約電力 契約電力は，0.5キロワットといたします。 ニ　供給条件 (ｲ)　他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。 (ﾛ)　専用の屋内電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。 (ﾊ)　当社は，供給設備の状況により，イの使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし，契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）の延長または短縮は行ないません。 (ﾆ)　契約使用時間以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断いたします。 (ﾎ)　契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，~~64（計量器等の取付け）(1)~~にいう区分装置として取り扱うものといたします。 ホ　料　　金 料金は，1月につき次の金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が~~31,400円~~を下回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が~~31,400円~~を上回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。	⑴　深夜電力Ａ イ　適用範囲 毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間を限り，温水のために動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で，その総入力が0.5キロワット以下であるものに適用いたします。 ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。 ハ　契約電力 契約電力は，0.5キロワットといたします。 ニ　供給条件 (ｲ)　他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。 (ﾛ)　専用の屋内電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。 (ﾊ)　当社は，当社または当該配電事業者の供給設備の状況により，イの使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし，契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）の延長または短縮は行ないません。 (ﾆ)　契約使用時間以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断いたします。 (ﾎ)　契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。 ホ　料　　金 料金は，1月につき次の金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表3

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）
	（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
1契約につき　1,266円10銭	1契約につき　2,942円57銭
へ　そ の 他	へ　そ の 他
(ｲ)　~~44~~（供給の停止）⑶に定める事項については，農事用電力に準ずるものといたします。この場合，~~44~~（供給の停止）⑶㇀にいう契約使用期間以外の期間は，契約使用時間以外の時間といたします。	(ｲ)　42（供給の停止）⑶に定める事項については，農事用電力に準ずるものといたします。この場合，42（供給の停止）⑶ロにいう契約使用期間以外の期間は，契約使用時間以外の時間といたします。
(ﾛ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。	(ﾛ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。
⑵　深夜電力Ｂ	⑵　深夜電力Ｂ
イ　適用範囲	イ　適用範囲
毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間を限り，動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。	毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間を限り，動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。
ロ　契約電力	ロ　契約電力
契約電力は，契約負荷設備の総入力といたします。ただし，契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は，電熱負荷設備以外の負荷設備について~~23~~（低圧電力）⑷イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。	契約電力は，契約負荷設備の総入力といたします。ただし，契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は，電熱負荷設備以外の負荷設備について22（低圧電力）⑷イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。
なお，契約電力は，1キロワット以上といたします。	なお，契約電力は，1キロワット以上といたします。
ハ　供給条件	ハ　供給条件
(ｲ)　他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。	(ｲ)　他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。
(ﾛ)　専用の屋内電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。	(ﾛ)　専用の屋内電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。
(ﾊ)　当社は，供給設備の状況により，イの使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし，契約使用時間の延長または短縮は行ないません。	(ﾊ)　当社は，当社または当該配電事業者の供給設備の状況により，イの使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし，契約使用時間の延長または短縮は行ないません。
(ﾆ)　契約使用時間以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。	(ﾆ)　契約使用時間以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。
(ﾎ)　契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は，原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。	(ﾎ)　契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は，原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。
(ﾍ)　契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，~~64（計量器等の取付け）⑴~~にいう区分装置として取り扱うものといたします。	(ﾍ)　契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。
ニ　料　　金	ニ　料　　金
料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が~~31,400円~~を下回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴~~ニ~~	料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

<table>
<tr><th>離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施</th><th>離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）</th></tr>
<tr><td>によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2(燃料費調整)⑴イによって算定された平均燃料価格が ~~31,400円~~を上回る場合は，別表2(燃料費調整)⑴~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(ｲ)　基本料金
基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。
<table><tr><td>契約電力1キロワットにつき</td><td>308円00銭</td></tr></table>(ﾛ)　電力量料金
電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。
<table><tr><td>1キロワット時につき</td><td>11円12銭</td></tr></table>ホ　そ の 他
(ｲ)　~~44~~（供給の停止）⑶に定める事項については，農事用電力に準ずるものといたします。この場合，~~44~~（供給の停止）⑶~~ハ~~にいう契約使用期間以外の期間は，契約使用時間以外の時間といたします。
(ﾛ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。</td><td>る場合は，別表2（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
(ｲ)　基本料金
基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。
<table><tr><td>契約電力1キロワットにつき</td><td>347円60銭</td></tr></table>(ﾛ)　電力量料金
電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。
<table><tr><td>1キロワット時につき</td><td>27円68銭</td></tr></table>ホ　そ の 他
(ｲ)　42（供給の停止）⑶に定める事項については，農事用電力に準ずるものといたします。この場合，42（供給の停止）⑶ロにいう契約使用期間以外の期間は，契約使用時間以外の時間といたします。
(ﾛ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。</td></tr>
<tr><td>~~28~~　**融雪用電力**
⑴　融雪用電力Ａ
イ　適用範囲
(ｲ)　毎日午後9時から翌日の午後4時までの時間を限り，融雪のために毎年，一定期間を限り，3月以上継続して使用する電熱需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。
(ﾛ)　~~この契約種別~~から~~この契約種別以外~~の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては，(ｲ)にかかわらず，原則として~~この契約種別~~を適用いたしません。
ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルト，交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトまた</td><td>27　**融雪用電力**
⑴　融雪用電力Ａ
イ　適用範囲
(ｲ)　毎日午後9時から翌日の午後4時までの時間を限り，融雪のために毎年，一定期間を限り，3月以上継続して使用する電熱需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。
(ﾛ)　融雪用電力Ａから他の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては，(ｲ)にかかわらず，原則として融雪用電力Ａを適用いたしません。
ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルト，交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトまた</td></tr>
</table>

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）
は交流3相3線式標準電圧200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。 ハ　契約負荷設備 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。 ニ　契約電力 契約電力は，契約負荷設備の総入力といたします。 なお，契約電力は，1キロワット以上といたします。 ホ　供給条件 (ｲ)　他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。 (ﾛ)　専用の電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。 (ﾊ)　契約使用期間をあらかじめ設定していただきます。 (ﾆ)　当社は，供給設備の状況により，イの使用開始時刻を変更することがあります。ただし，契約使用時間の延長または短縮は行ないません。 (ﾎ)　契約使用時間以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。 (ﾍ)　契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は，原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。 (ﾄ)　契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，~~64（計量器等の取付け）(1)~~にいう区分装置として取り扱うものといたします。 (ﾁ)　お客さまが電気の使用を休止される場合は，引込線の切断等の処置を行なうことがあります。 ヘ　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~31,400円~~を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が~~31,400円~~を上回る場合は，別表2(燃料費調整)(1)~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。	は交流3相3線式標準電圧200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。 ハ　契約負荷設備 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。 ニ　契約電力 契約電力は，契約負荷設備の総入力といたします。 なお，契約電力は，1キロワット以上といたします。 ホ　供給条件 (ｲ)　他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。 (ﾛ)　専用の電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。 (ﾊ)　契約使用期間をあらかじめ設定していただきます。 (ﾆ)　当社は，当社または当該配電事業者の供給設備の状況により，イの使用開始時刻を変更することがあります。ただし，契約使用時間の延長または短縮は行ないません。 (ﾎ)　契約使用時間以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。 (ﾍ)　契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は，原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。 (ﾄ)　契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。 (ﾁ)　お客さまが電気の使用を休止される場合は，引込線の切断等の処置を行なうことがあります。 ヘ　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施

なお，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。

(ｲ)　基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。

契約電力1キロワットにつき	契約使用期間の最初の3月まで	1,298円00銭
	3月超過	374円00銭

(ﾛ)　電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	11円59銭

ト　そ の 他

(ｲ)　44（供給の停止）⑶に定める事項については，農事用電力に準ずるものといたします。この場合，44（供給の停止）⑶㇀にいう契約使用期間以外の期間に電気を使用されたときには，契約使用時間以外の時間に電気を使用されたときを含むものといたします。

(ﾛ)　契約使用期間については，あらかじめ申出があった場合に限り，短縮または延長の取扱いをいたします。ただし，継続して使用する期間は，3月を下回らないものといたします。

(ﾊ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

~~⑵　融雪用電力ＡⅡ~~

~~イ　適用範囲~~

~~(ｲ)　毎日午後9時から翌日の午後4時までの時間を限り，融雪のために毎年，一定期間を限り，3月以上継続して使用する電熱需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。~~

~~(ﾛ)　この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては，(ｲ)にかかわらず，原則としてこの契約種別を適用いたしません。~~

~~ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数~~

~~供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルト，交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。~~

~~ハ　契約負荷設備~~

~~契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。~~

~~ニ　契約電力~~

~~契約電力は，契約負荷設備の総入力といたします。~~

離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）

る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

なお，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。

(ｲ)　基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。

契約電力1キロワットにつき	契約使用期間の最初の3月まで	1,337円60銭
	3月超過	413円60銭

(ﾛ)　電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	22円72銭

ト　そ の 他

(ｲ)　42（供給の停止）⑶に定める事項については，農事用電力に準ずるものといたします。この場合，42（供給の停止）⑶ロにいう契約使用期間以外の期間に電気を使用されたときには，契約使用時間以外の時間に電気を使用されたときを含むものといたします。

(ﾛ)　契約使用期間については，あらかじめ申出があった場合に限り，短縮または延長の取扱いをいたします。ただし，継続して使用する期間は，3月を下回らないものといたします。

(ﾊ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）
~~なお，契約電力は，1キロワット以上といたします。~~ ~~ホ　供給条件~~ ~~(ｲ)　他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。~~ ~~(ﾛ)　専用の電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。~~ ~~(ﾊ)　契約使用期間をあらかじめ設定していただきます。~~ ~~(ﾆ)　当社は，供給設備の状況により，イの使用開始時刻を変更することがあります。ただし，契約使用時間の延長または短縮は行ないません。~~ ~~(ﾎ)　契約使用時間以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。~~ ~~(ﾍ)　契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は，原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。~~ ~~(ﾄ)　契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，64（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。~~ ~~(ﾁ)　お客さまが電気の使用を休止される場合は，引込線の切断等の処置を行なうことがあります。~~ ~~ヘ　料　　金~~ ~~料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400円を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400円を上回る場合は，別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。~~ ~~なお，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。~~ ~~(ｲ)　基本料金~~ ~~基本料金は，1月につき次のとおりといたします。~~ ~~契約電力1キロワットにつき　契約使用期間の最初の3月まで　682円00銭~~ ~~3月超過　165円00銭~~ ~~(ﾛ)　電力量料金~~ ~~電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。~~ ~~1キロワット時につき　19円36銭~~ ~~ト　その他~~ ~~(ｲ)　44（供給の停止）(3)に定める事項については，農事用電力に準ずるものといたします。この場合，44（供給の停止）(3)ヘにいう契約使用期間以外の期間に電気を使用されたときには，契約使用時間以外の時間に電気を使用されたときを含むものといたします。~~	

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）
~~(ﾛ)　契約使用期間については，あらかじめ申出があった場合に限り，短縮または延長の取扱いをいたします。ただし，継続して使用する期間は，3月を下回らないものといたします。~~ ~~(ﾊ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。~~	
~~(3)~~　融雪用電力Ｂ	(2)　融雪用電力Ｂ
イ　適用範囲	イ　適用範囲
(ｲ)　毎日午後4時から午後9時までの時間帯のうちの2時間を除いた22時間に限り，融雪のために毎年，一定期間を限り，3月以上継続して動力を使用する需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。	(ｲ)　毎日午後4時から午後9時までの時間帯のうちの2時間を除いた22時間に限り，融雪のために毎年，一定期間を限り，3月以上継続して動力を使用する需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。
(ﾛ)　~~この契約種別~~から~~この契約種別以外~~の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては，(ｲ)にかかわらず，原則として~~この契約種別~~を適用いたしません。	(ﾛ)　融雪用電力Ｂから他の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては，(ｲ)にかかわらず，原則として融雪用電力Ｂを適用いたしません。
ロ　契約電力	ロ　契約電力
契約電力は，契約負荷設備の総入力といたします。ただし，契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は，電熱負荷設備以外の負荷設備について~~23~~（低圧電力）(4)イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。	契約電力は，契約負荷設備の総入力といたします。ただし，契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は，電熱負荷設備以外の負荷設備について22（低圧電力）(4)イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。
なお，上記により算定された値が0.5キロワット以下となる場合は，契約電力は，0.5キロワットといたします。	なお，上記により算定された値が0.5キロワット以下となる場合は，契約電力は，0.5キロワットといたします。
ハ　供給条件	ハ　供給条件
(ｲ)　他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。	(ｲ)　他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。
(ﾛ)　専用の電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。	(ﾛ)　専用の電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。
(ﾊ)　契約使用期間をあらかじめ設定していただきます。	(ﾊ)　契約使用期間をあらかじめ設定していただきます。
(ﾆ)　当社は，供給設備の状況により，イの時間帯を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし，この場合においても，時間帯の延長または短縮は行ないません。	(ﾆ)　当社は，当社または当該配電事業者の供給設備の状況により，イの時間帯を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし，この場合においても，時間帯の延長または短縮は行ないません。
(ﾎ)　契約使用時間以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。	(ﾎ)　契約使用時間以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。
(ﾍ)　当社は，契約使用時間以外の時間をあらかじめ設定いたします。ただし，お客さまに特別の事情がある場合には，お客さまと当社との協議によって定めます。	(ﾍ)　当社は，契約使用時間以外の時間をあらかじめ設定いたします。ただし，お客さまに特別の事情がある場合には，お客さまと当社との協議によって定めます。
(ﾄ)　契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は，原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。	(ﾄ)　契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は，原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。
(ﾁ)　契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，~~64（計量器等の取付け）(1)~~にいう区分装置として取り扱うものといたします。	(ﾁ)　契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施

(ﾘ)　お客さまが電気の使用を休止される場合は，引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

ニ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が~~31,400円~~を下回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が~~31,400円~~を上回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。

(ｲ)　基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	契約使用期間の最初の3月まで	1,958円00銭
	3月超過	462円00銭

(ﾛ)　電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	11円97銭

(ﾊ)　力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表~~5~~（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が，85パーセントを上回る場合は，基本料金を5パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合，電気機器の力率は，~~別表6（~~進相用コンデンサ取付容量基準~~）の基準~~に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあ

離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）

(ﾘ)　お客さまが電気の使用を休止される場合は，引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

ニ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

なお，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。

(ｲ)　基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	契約使用期間の最初の3月まで	1,992円10銭
	3月超過	496円10銭

(ﾛ)　電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	23円24銭

(ﾊ)　力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表4（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が，85パーセントを上回る場合は，基本料金を5パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合，電気機器の力率は，進相用コンデンサ取付容量基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについて

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）
るものについては90パーセント，取り付けてないものについては80パーセント，電熱器については100パーセントといたします。 なお，まったく電気を使用しないその1月の力率は，85パーセントとみなします。 ホ　そ の 他 (ｲ)　44（供給の停止）(3)に定める事項については，農事用電力に準ずるものといたします。この場合，44（供給の停止）(3)~~ﾊ~~にいう契約使用期間以外の期間に電気を使用されたときには，契約使用時間以外の時間に電気を使用されたときを含むものといたします。 (ﾛ)　契約使用期間については，あらかじめ申出があった場合に限り，短縮または延長の取扱いをいたします。ただし，継続して使用する期間は，3月を下回らないものといたします。 (ﾊ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。 ~~(4)　融雪用電力BⅡ~~ ~~イ　適用範囲~~ ~~(ｲ)　毎日午後4時から午後9時までの時間帯のうちの2時間を除いた22時間に限り，融雪のために毎年，一定期間を限り，3月以上継続して動力を使用する需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。~~ ~~(ﾛ)　この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては，(ｲ)にかかわらず，原則としてこの契約種別を適用いたしません。~~ ~~ロ　契約電力~~ ~~契約電力は，契約負荷設備の総入力といたします。ただし，契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は，電熱負荷設備以外の負荷設備について23(低圧電力)(4)イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。~~ ~~なお，上記により算定された値が0.5キロワット以下となる場合は，契約電力は，0.5キロワットといたします。~~ ~~ハ　供給条件~~ ~~(ｲ)　他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。~~ ~~(ﾛ)　専用の電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。~~ ~~(ﾊ)　契約使用期間をあらかじめ設定していただきます。~~ ~~(ﾆ)　当社は，供給設備の状況により，イの時間帯を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし，この場合においても，時間帯の延長または短縮は行ないません。~~ ~~(ﾎ)　契約使用時間以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給を原則とし~~	は90パーセント，取り付けてないものについては80パーセント，電熱器については100パーセントといたします。 なお，まったく電気を使用しないその1月の力率は，85パーセントとみなします。 ホ　そ の 他 (ｲ)　42（供給の停止）(3)に定める事項については，農事用電力に準ずるものといたします。この場合，42（供給の停止）(3)ﾛにいう契約使用期間以外の期間に電気を使用されたときには，契約使用時間以外の時間に電気を使用されたときを含むものといたします。 (ﾛ)　契約使用期間については，あらかじめ申出があった場合に限り，短縮または延長の取扱いをいたします。ただし，継続して使用する期間は，3月を下回らないものといたします。 (ﾊ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）
~~てしゃ断いたします。~~ ~~(ﾍ)　当社は，契約使用時間以外の時間をあらかじめ設定いたします。ただし，お客さまに特別の事情がある場合には，お客さまと当社との協議によって定めます。~~ ~~(ﾄ)　契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は，原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。~~ ~~(ﾁ)　契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，64（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。~~ ~~(ﾘ)　お客さまが電気の使用を休止される場合は，引込線の切断等の処置を行なうことがあります。~~ ~~ニ　料　　金~~ ~~料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表2（燃料費調整）(1)ｲによって算定された平均燃料価格が31,400円を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ﾆによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)ｲによって算定された平均燃料価格が31,400円を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ﾆによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。~~ ~~なお，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。~~ ~~(ｲ)　基本料金~~ ~~基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。~~ ~~契約電力1キロワットにつき　契約使用期間の最初の3月まで　979円00銭~~ ~~3月超過　220円00銭~~ ~~(ﾛ)　電力量料金~~ ~~電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。~~ ~~1キロワット時につき　23円46銭~~ ~~(ﾊ)　力率割引および割増し~~ ~~電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表5（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が，85パーセントを上回る場合は，基本料金を5パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合，電気機器の力率は，別表6（進相用コンデンサ取付容量基準）の基準に適合した容量の進相用コンデンサ~~	

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）
~~が取り付けてあるものについては90パーセント，取り付けてないものについては80パーセント，電熱器については100パーセントといたします。~~ ~~なお，まったく電気を使用しないその1月の力率は，85パーセントとみなします。~~ ~~ホ　そ の 他~~ ~~(ｲ)　44（供給の停止）(3)に定める事項については，農事用電力に準ずるものといたします。この場合，44（供給の停止）(3)ヘにいう契約使用期間以外の期間に電気を使用されたときには，契約使用時間以外の時間に電気を使用されたときを含むものといたします。~~ ~~(ﾛ)　契約使用期間については，あらかじめ申出があった場合に限り，短縮または延長の取扱いをいたします。ただし，継続して使用する期間は，3月を下回らないものといたします。~~ ~~(ﾊ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。~~	
~~29　低圧蓄熱調整契約~~ ~~(1)　適 用 範 囲~~ ~~低圧電力，低圧高稼動契約または低圧季節別時間帯別電力として電気の供給を受け，冷暖房負荷等の動力の蓄熱式運転（以下「蓄熱運転」といいます。）によって，(2)に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要に適用いたします。~~ ~~(2)　時間帯区分~~ ~~時間帯区分は，次のとおりといたします。~~ ~~イ　昼間時間~~ ~~毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。~~ ~~ロ　夜間時間~~ ~~昼間時間以外の時間をいいます。~~ ~~(3)　料　　金~~ ~~各月の料金は，低圧電力，低圧高稼動契約または低圧季節別時間帯別電力によって料金として算定された金額からイによって算定された金額（以下「蓄熱割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。~~ ~~イ　蓄熱割引額~~ ~~蓄熱割引額は，その1月の蓄熱電力量により，次のとおり算定いたします。~~ ~~(ｲ)　低圧電力として電気の供給を受ける場合~~ ~~蓄熱割引額 ＝ 低圧電力の夏季料金またはその他季料金 × その1月の蓄熱電力量 × ニ(ｲ)の蓄熱割引率~~ ~~この場合，夏季の蓄熱電力量には，低圧電力の夏季料金およびニ(ｲ)の夏季蓄熱割引率を，その他季の蓄熱電力量には，低圧電力のその他季料金およびニ(ｲ)のその他季蓄熱割引率をそれぞれ適用いたします。~~	

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）
~~なお，その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その1月の蓄熱電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの蓄熱電力量といたします。~~ ~~(ﾛ)　低圧高稼動契約として電気の供給を受ける場合~~ ~~蓄熱割引額＝低圧高稼動契約の夏季料金またはその他季料金×その1月の蓄熱電力量×ニ(ﾛ)の蓄熱割引率~~ ~~この場合，夏季の蓄熱電力量には，低圧高稼動契約の夏季料金およびニ(ﾛ)の夏季蓄熱割引率を，その他季の蓄熱電力量には，低圧高稼動契約のその他季料金およびニ(ﾛ)のその他季蓄熱割引率をそれぞれ適用いたします。~~ ~~なお，その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その1月の蓄熱電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの蓄熱電力量といたします。~~ ~~(ﾊ)　低圧季節別時間帯別電力として電気の供給を受ける場合~~ ~~蓄熱割引額＝低圧季節別時間帯別電力の夜間時間における電力量料金×その1月の蓄熱電力量×ニ(ﾊ)の蓄熱割引率~~ ~~ﾛ　蓄熱電力量~~ ~~蓄熱電力量は，(4)によって計量された蓄熱運転を行なう冷暖房負荷等（蓄熱運転を直接行なう圧縮機等の機器のほか，蓄熱運転に不可欠なポンプ類等の機器を含めることができます。以下「蓄熱式負荷設備」といいます。）の夜間時間における使用電力量（以下「夜間使用電力量」といいます。）といたします。ただし，夜間使用電力量に蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間へ移行された電力量以外の電力量（以下「控除電力量」といいます。）が含まれる場合は，夜間使用電力量からハによって算定された控除電力量を差し引いた値を蓄熱電力量といたします。~~ ~~なお，お客さまと当社との協議によって蓄熱電力量の上限値を定めることがあります。~~ ~~ハ　控除電力量~~ ~~控除電力量は，夜間使用電力量に夜間使用電力量における控除電力量の比率（以下「控除率」といいます。）を乗じてえた値といたします。~~ ~~なお，控除率は，原則として10パーセントといたします。ただし，その値が蓄熱式負荷設備の負荷の実情に比べて不適当である場合は，蓄熱式負荷設備の容量および稼動状況等を基準として，あらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。~~ ~~ニ　蓄熱割引率~~ ~~蓄熱割引率は，次のとおりといたします。~~ ~~(ｲ)　低圧電力として電気の供給を受ける場合~~	

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）
~~夏季蓄熱割引率　0.346~~ ~~その他季蓄熱割引率　0.280~~ ~~(ﾛ)　低圧高稼動契約として電気の供給を受ける場合~~ ~~夏季蓄熱割引率　0.445~~ ~~その他季蓄熱割引率　0.389~~ ~~(ﾊ)　低圧季節別時間帯別電力として電気の供給を受ける場合~~ ~~蓄熱割引率　0.087~~ ~~ホ　単位および端数処理~~ ~~(ｲ)　控除電力量の単位は，1キロワット時とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。~~ ~~(ﾛ)　控除率の単位は，1パーセントとし，その端数は，切り捨てます。~~ ~~(4)　夜間使用電力量の計量~~ ~~イ　当社は，蓄熱式負荷設備の夜間時間における使用電力量を，原則としてその他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。~~ ~~この場合，蓄熱式負荷設備は，専用の回路で施設していただきます。~~ ~~ロ　夜間使用電力量の計量は，33（使用電力量の計量）に準じて行ないます。~~ ~~なお，記録型計量器により計量する場合の料金の算定期間における夜間使用電力量は，夜間時間の開始時刻および終了時刻における電力量計の読みの差引きにより算定された値を合算してえた値（乗率を有する電力量計の場合は，乗率倍するものといたします。）といたします。~~ ~~ハ　夜間使用電力量の計量は，1計量をもって行ないます。~~ ~~ニ　当社が承認した小容量の氷蓄熱式空調システムを使用し，当社との協議が整った場合には，当該システムの夜間使用電力量は，イにかかわらず，あらかじめお客さまと当社との協議によって定めた電力量といたします。~~ ~~(5)　その他~~ ~~イ　当社は，必要に応じてお客さまから蓄熱式負荷設備および蓄熱運転に関する資料を提出していただきます。~~ ~~ロ　お客さまが，蓄熱式負荷設備の内容もしくはその稼動方法の変更，または蓄熱式負荷設備の取外しをされる場合は，あらかじめ申し出ていただきます。~~ ~~ハ　その他の事項については，低圧電力，低圧高稼動契約または低圧季節別時間帯別電力に定めるところによるものといたします。~~	
Ⅳ　料金の算定および支払い	**Ⅳ　料金の算定および支払い**
~~30~~　料金の適用開始の時期 料金は，需給開始の日から適用いたします。ただし，あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては，供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあっ	**28　料金の適用開始の時期** 料金は，需給開始の日から適用いたします。ただし，あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては，供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあっ

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）
た場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き，原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。	た場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き，原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。
~~31~~　**検　針　日** 検針日は，次により，実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。 ⑴　検針は，お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に，各月ごとに行ないます。ただし，やむをえない事情のある場合は，当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。 ⑵　お客さまが不在等のため検針できなかった場合は，検針に伺った日に検針を行なったものといたします。 ⑶　当社は，次の場合には，⑴にかかわらず，各月ごとに検針を行なわないことがあります。 イ　需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合 ~~ロ　非常変災等の場合~~ ~~ハ　その他特別の事情がある場合で，あらかじめお客さまの承諾をえたとき。~~ ⑷　⑶イの場合で，検針を行なわなかったときは，需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。 ⑸　⑶ロ~~またはハ~~の場合で，検針を行なわなかったときは，検針を行なわない月については，当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。	29　**検　針　日** 検針日は，次により，当社または当該配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。 ⑴　検針は，お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社または当該配電事業者がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に，各月ごとに行ないます。ただし，やむをえない事情のある場合は，当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。 ⑵　お客さまが不在等のため検針できなかった場合は，検針に伺った日に検針を行なったものといたします。 ⑶　当社または当該配電事業者は，次の場合には，⑴にかかわらず，各月ごとに検針を行なわないことがあります。 なお，当社は，ロの場合は，非常変災等のときを除き，あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。 イ　需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合 ロ　その他特別の事情がある場合 ⑷　⑶イの場合で，検針を行なわなかったときは，需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。 ⑸　⑶ロの場合で，検針を行なわなかったときは，検針を行なわない月については，当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。
~~32~~　**料金の算定期間** ⑴　料金の算定期間は，前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。 ⑵　定額制供給の場合または~~33~~（使用電力量の計量）⑽の場合の料金の算定期間は，⑴に準ずるものといたします。この場合，⑴にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯，臨時電力および農事用電力Ｂの料金の算定期間は，契約使用開始日から翌月の応当日（契約使用開始日に対応する日をいいます。）の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。	30　**料金の算定期間** ⑴　料金の算定期間は，前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。 ⑵　定額制供給の場合または31（使用電力量の計量）⑽の場合の料金の算定期間は，⑴に準ずるものといたします。この場合，⑴にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯，臨時電力および農事用電力Ｂの料金の算定期間は，契約使用開始日から翌月の応当日（契約使用開始日に対応する日をいいます。）の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。
~~33~~　**使用電力量の計量** ⑴　使用電力量の計量は，電力量計の読みによるものとし，料金の算定期間における使用電力量は，次の場合ならびに⑻および⑼の場合を除き，検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は，原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は，原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は，乗率倍するものといたします。）いたします。 イ　~~31~~（検針日）⑵の場合の使用電力量は，前回の検針の結果によるものとし，	31　**使用電力量の計量** ⑴　使用電力量の計量は，電力量計の読みによるものとし，料金の算定期間における使用電力量は，次の場合ならびに⑻および⑼の場合を除き，検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は，原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は，原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は，乗率倍するものといたします。）いたします。 イ　29（検針日）⑵の場合の使用電力量は，前回の検針の結果によるものとし，

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）
次回の検針の結果の1月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし，~~34~~（料金の算定）⑴イ，ロまたはハに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。	次回の検針の結果の1月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし，32（料金の算定）⑴イ，ロまたはハに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。
ロ　~~31~~（検針日）⑷の場合，計量値を確認するときを除き，需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし，~~34~~（料金の算定）⑴イ，ロまたはハに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。	ロ　29（検針日）⑷の場合，計量値を確認するときを除き，需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし，32（料金の算定）⑴イ，ロまたはハに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。
ハ　~~31~~（検針日）⑸の場合の使用電力量は，原則として，前回の検針の結果の1月平均値によるものとし，次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし，~~34~~（料金の算定）⑴イ，ロまたはハに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。	ハ　29（検針日）⑸の場合の使用電力量は，原則として，前回の検針の結果の1月平均値によるものとし，次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし，32（料金の算定）⑴イ，ロまたはハに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。
⑵　計量器の読みは，次によります。	⑵　計量器の読みは，次によります。
イ　指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし，指針が目盛りの中間を示す場合は，その値が小さい目盛りによるものといたします。	イ　指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし，指針が目盛りの中間を示す場合は，その値が小さい目盛りによるものといたします。
ロ　乗率を有しない場合は，整数位までといたします。ただし，記録型計量器により計量する場合は，最小位といたします。	ロ　乗率を有しない場合は，整数位までといたします。ただし，記録型計量器により計量する場合は，最小位といたします。
ハ　乗率を有する場合は，最小位までといたします。	ハ　乗率を有する場合は，最小位までといたします。
⑶　時間帯別電灯，~~ピークシフト季節別時間帯別電灯~~および低圧季節別時間帯別電力のお客さまの使用電力量の計量は，原則として各時間帯別に行ないます。	⑶　時間帯別電灯Ａ，時間帯別電灯Ｂおよび低圧季節別時間帯別電力のお客さまの使用電力量の計量は，原則として各時間帯別に行ないます。
なお，記録型計量器により計量する場合の料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は，各時間帯ごとに，その開始時刻および終了時刻における電力量計の読みの差引きにより算定された値を合算してえた値（乗率を有する電力量計の場合は，乗率倍するものといたします。）といたします。	なお，記録型計量器により計量する場合の料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は，各時間帯ごとに，その開始時刻および終了時刻における電力量計の読みの差引きにより算定された値を合算してえた値（乗率を有する電力量計の場合は，乗率倍するものといたします。）といたします。
⑷　低圧高稼動契約のお客さまの使用電力量の計量は，原則として電灯または小型機器と動力とを別に行ないます。この場合，計量された電力量計ごとの使用電力量を合算してえた値を使用電力量といたします。	⑷　低圧高稼動契約のお客さまの使用電力量の計量は，原則として電灯または小型機器と動力とを別に行ないます。この場合，計量された電力量計ごとの使用電力量を合算してえた値を使用電力量といたします。
⑸　時間帯別電灯および低圧高稼動契約における夜間蓄熱式機器の計量等について，従量電灯および深夜電力の適用を受けているお客さまが契約種別を変更される場合等，技術上，経済上やむをえず別計量を希望される場合は，次によります。	⑸　時間帯別電灯Ａ，時間帯別電灯Ｂおよび低圧高稼動契約における夜間蓄熱式機器の計量等について，従量電灯および深夜電力の適用を受けているお客さまが契約種別を変更される場合等，技術上，経済上やむをえず別計量を希望される場合は，次によります。
イ　お客さまと当社との協議のうえ，夜間蓄熱式機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合，当該夜間蓄熱式機器については，専用の屋内電路を施設し，直接当該夜間蓄熱式機器に接続していただくこととし，各時間帯別の使用電力量は，電力量計ごとに⑶により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。また，当社は，毎日午後11時から翌日の午前7時まで以外の時間は，適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。	イ　お客さまと当社または当該配電事業者との協議のうえ，夜間蓄熱式機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合，当該夜間蓄熱式機器については，専用の屋内電路を施設し，直接当該夜間蓄熱式機器に接続していただくこととし，各時間帯別の使用電力量は，電力量計ごとに⑶により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。また，当社または当該配電事業者は，毎日午後11時から翌日の午前7時まで以外の時間は，適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。
なお，当社は，供給設備の状況により，当該夜間蓄熱式機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし，通電時	なお，当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，当該夜間蓄熱式機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあり

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）
間の延長または短縮は行ないません。 ロ　イの場合で，当社が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は，低圧高稼動契約の場合を除き，夜間時間に使用されたものといたします。 ⑹　使用電力量は，供給電圧と同位の電圧で計量いたします。 ⑺　当社は，検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。 ⑻　計量器を取り替えた場合には，料金の算定期間における使用電力量は，⑼の場合を除き，取付けおよび取外しした電力量計ごとに⑴に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。 ⑼　計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には，料金の算定期間の使用電力量は，~~別表 9（使用電力量の協定）を基準として~~，お客さまと当社との協議によって定めます。 ⑽　従量制供給のお客さまについて，検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は，~~別表 9（使用電力量の協定）を基準として~~，お客さまと当社との協議によって定めます。 ⑾　記録型計量器により計量する場合は，記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行ないません。	ます。ただし，通電時間の延長または短縮は行ないません。 ロ　イの場合で，当社または当該配電事業者が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は，低圧高稼動契約の場合を除き，夜間時間に使用されたものといたします。 ⑹　使用電力量は，供給電圧と同位の電圧で計量いたします。 ⑺　当社は，検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。 ⑻　計量器を取り替えた場合には，料金の算定期間における使用電力量は，⑼の場合を除き，取付けおよび取外しした電力量計ごとに⑴に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。 ⑼　計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には，料金の算定期間の使用電力量は，託送約款等に定めるところにより，お客さまと当社との協議によって定めます。 ⑽　従量制供給のお客さまについて，検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は，託送約款等に定めるところにより，お客さまと当社との協議によって定めます。 ⑾　記録型計量器により計量する場合は，記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行ないません。
~~34~~　**料金の算定** ⑴　料金は，次の場合を除き，料金の算定期間を「1月」として算定いたします。 イ　電気の供給を開始し，再開し，休止し，もしくは停止し，または需給契約が消滅した場合 ロ　契約種別，契約負荷設備，契約電流，契約容量，契約電力，力率等を変更したことにより，料金に変更があった場合 ハ　~~32~~（料金の算定期間）⑴の場合で検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，5日を上回り，または下回るとき。 ⑵　料金は，需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。	32　**料金の算定** ⑴　料金は，次の場合を除き，料金の算定期間を「1月」として算定いたします。 イ　電気の供給を開始し，再開し，休止し，もしくは停止し，または需給契約が消滅した場合 ロ　契約種別，契約負荷設備，契約電流，契約容量，契約電力，力率等を変更したことにより，料金に変更があった場合 ハ　30（料金の算定期間）⑴の場合で検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，5日を上回り，または下回るとき。 ⑵　料金は，需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。
~~35~~　**日割計算** ⑴　当社は，~~34~~（料金の算定）⑴イ，ロまたはハの場合は，次により料金を算定いたします。 イ　基本料金，最低料金，最低月額料金，基本使用料金または定額制供給の料金は，別表~~10~~（日割計算の基本算式）⑴イにより日割計算をいたします。 ロ　電力量料金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表~~10~~（日割計算の基本算式）⑴ハにより算定いたします。ただし，従量電灯の料金適用上の電力量区分，時間帯別電灯および~~ピークシフト季節別時間帯別電灯~~の昼間時間における料金適用上の電力量区分については，別表~~10~~（日割計算の基本算式）⑴ロにより日割計算をいたします。 ハ　再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表~~10~~（日割計算の基本算式）⑴ニにより算定いたします。 ニ　イ，ロおよびハによりがたい場合は，これに準じて算定いたします。 ⑵　~~34~~（料金の算定）⑴イの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には開始日および再開日を含み，休止日，停止日および消滅日を除きます。 また，~~34~~（料金の算定）⑴ロの場合により日割計算をするときは，変更後の	33　**日割計算** ⑴　当社は，32（料金の算定）⑴イ，ロまたはハの場合は，次により料金を算定いたします。 イ　基本料金，最低料金，最低月額料金，基本使用料金または定額制供給の料金は，別表6（日割計算の基本算式）⑴イにより日割計算をいたします。 ロ　電力量料金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表6（日割計算の基本算式）⑴ハにより算定いたします。ただし，従量電灯の料金適用上の電力量区分，時間帯別電灯Aおよび時間帯別電灯Bの昼間時間における料金適用上の電力量区分については，別表6（日割計算の基本算式）⑴ロにより日割計算をいたします。 ハ　再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表6（日割計算の基本算式）⑴ニにより算定いたします。 ニ　イ，ロおよびハによりがたい場合は，これに準じて算定いたします。 ⑵　32（料金の算定）⑴イの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には開始日および再開日を含み，休止日，停止日および消滅日を除きます。 また，32（料金の算定）⑴ロの場合により日割計算をするときは，変更後の

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）
料金は，変更のあった日から適用いたします。 ⑶　力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は，その前後の力率にもとづいて，別表~~10~~（日割計算の基本算式）⑴イにより日割計算をいたします。 ⑷　当社は，日割計算をする場合には，必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。	料金は，変更のあった日から適用いたします。 ⑶　力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は，その前後の力率にもとづいて，別表6（日割計算の基本算式）⑴イにより日割計算をいたします。 ⑷　当社は，日割計算をする場合には，必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。
~~36~~　料金の支払義務および支払期日 ⑴　お客さまの料金の支払義務は，次の日に発生いたします。 イ　従量制供給の場合は，検針日といたします。ただし，~~31~~（検針日）⑷の場合の料金または~~33~~（使用電力量の計量）⑴イもしくはハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし，また，~~33~~（使用電力量の計量）⑼の場合は，料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。 なお，~~33~~（使用電力量の計量）⑽の場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。 ロ　定額制供給の場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯，臨時電力および農事用電力Ｂの場合は，契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。 ハ　~~37~~（料金その他の支払方法）⑹の場合は，当該支払期に属する最終月のイまたはロによる日といたします。 ニ　需給契約が消滅した場合は，消滅日といたします。ただし，従量制供給の場合で，特別の事情があって需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。 ホ　農事用電力Ａのお客さまの1年の基本料金の合計が電気を使用する場合の基本料金の2月分を下回るときに申し受ける料金は，その金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日（明らかになった日が検針日の場合は，その検針日といたします。）といたします。 ⑵　お客さまの料金は，支払期日までに支払っていただきます。 ⑶　支払期日は，支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。 なお，支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は，支払期日を翌日といたします。また，翌日が日曜日または休日に該当するときは，さらにその翌日といたします。 ⑷　公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで，それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は，当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は，⑶にかかわらず，それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。	**34　料金の支払義務および支払期日** ⑴　お客さまの料金の支払義務は，次の日に発生いたします。 イ　従量制供給の場合は，検針日といたします。ただし，29（検針日）⑷の場合の料金または31（使用電力量の計量）⑴イもしくはハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし，また，31（使用電力量の計量）⑼の場合は，料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。 なお，31（使用電力量の計量）⑽の場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。 ロ　定額制供給の場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯，臨時電力および農事用電力Ｂの場合は，契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。 ハ　35（料金その他の支払方法）⑹の場合は，当該支払期に属する最終月のイまたはロによる日といたします。 ニ　需給契約が消滅した場合は，消滅日といたします。ただし，従量制供給の場合で，特別の事情があって需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。 ホ　農事用電力Ａのお客さまの1年の基本料金の合計が電気を使用する場合の基本料金の2月分を下回るときに申し受ける料金は，その金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日（明らかになった日が検針日の場合は，その検針日といたします。）といたします。 ⑵　お客さまの料金は，支払期日までに支払っていただきます。 ⑶　支払期日は，支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。 なお，支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は，支払期日を翌日といたします。また，翌日が日曜日または休日に該当するときは，さらにその翌日といたします。 ⑷　公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで，それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は，当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は，⑶にかかわらず，それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。
~~37~~　料金その他の支払方法 ⑴　料金については毎月，工事費負担金その他についてはそのつど，~~料金その他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは~~当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。 なお，料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は，次によります。 イ　お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える	**35　料金その他の支払方法** ⑴　料金については毎月，工事費負担金その他についてはそのつど，当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。 なお，料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は，次によります。 イ　お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022 年 4 月 12 日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023 年 6 月 1 日実施（案）
方法を希望される場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。 ロ　お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には，当社が指定した様式によっていただきます。 ハ　お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき，そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。 ⑵　お客さまが料金を⑴イ，ロまたはハにより支払われる場合は，次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。 イ　⑴イにより支払われる場合は，料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。 ロ　⑴ロにより支払われる場合は，料金がその金融機関等に払い込まれたとき。 ハ　⑴ハにより支払われる場合は，料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。 ⑶　当社は，⑴にかかわらず，当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて，債権回収会社が指定した様式により，料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合，⑵にかかわらず，債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。 ⑷　料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。 ⑸　~~31~~（検針日）⑷の場合，需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は，需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。 ⑹　料金については，当社は，当社に特別の事情がある場合で，あらかじめお客さまの承諾をえたときには，⑴にかかわらず，当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。 ⑺　料金については，当社は，お客さまが希望される場合には，あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。 なお，当社は，前受金について利息を付しません。 ⑻　臨時電灯，臨時電力および農事用電力Ｂについては，当社は，従量制供給の場合は予納金を，定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合には，これらは使用に先だって支払っていただきます。 なお，予納金および前払金は，原則として予想月額料金の 3 月分に相当する金額をこえないものとし，使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合，充当後の残額はお返しいたします。 また，当社は，予納金および前払金について利息を付しません。	方法を希望される場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。 ロ　お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には，当社が指定した様式によっていただきます。 ハ　お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき，そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。 ⑵　お客さまが料金を⑴イ，ロまたはハにより支払われる場合は，次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。 イ　⑴イにより支払われる場合は，料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。 ロ　⑴ロにより支払われる場合は，料金がその金融機関等に払い込まれたとき。 ハ　⑴ハにより支払われる場合は，料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。 ⑶　当社は，⑴にかかわらず，当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて，債権回収会社が指定した様式により，料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合，⑵にかかわらず，債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。 ⑷　料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。 ⑸　29（検針日）⑷の場合，需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は，需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。 ⑹　料金については，当社は，当社に特別の事情がある場合で，あらかじめお客さまの承諾をえたときには，⑴にかかわらず，当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。 ⑺　料金については，当社は，お客さまが希望される場合には，あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。 なお，当社は，前受金について利息を付しません。 ⑻　臨時電灯，臨時電力および農事用電力Ｂについては，当社は，従量制供給の場合は予納金を，定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合には，これらは使用に先だって支払っていただきます。 なお，予納金および前払金は，原則として予想月額料金の 3 月分に相当する金額をこえないものとし，使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合，充当後の残額はお返しいたします。 また，当社は，予納金および前払金について利息を付しません。

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）
~~38~~　**延 滞 利 息** ⑴　お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には，当社は，⑵の場合を除き，支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし，料金を~~37~~（料金その他の支払方法）⑴イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき，または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は，この限りではありません。 ⑵　~~54~~（需給契約の廃止）⑵または~~56~~（解約等）によって需給契約が消滅した場合または需給契約を解約した場合は，消滅日または解約日においてお客さまが支払期日を経過してなお支払われていない料金について，支払期日の翌日から消滅日または解約日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし，消滅日または解約日が支払期日の翌日から起算して 10 日以内である場合は，この限りではありません。 ⑶　延滞利息は，その算定の対象となる料金から，消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に対して，年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても，365日あたりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。 　なお，消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。 ⑷　延滞利息は，原則として，お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金（⑵の場合は，消滅日または解約日以降に支払義務が発生する料金といたします。）とあわせて支払っていただきます。	36　**延 滞 利 息** ⑴　お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には，当社は，⑵の場合を除き，支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし，料金を35（料金その他の支払方法）⑴イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき，または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は，この限りではありません。 ⑵　52（需給契約の廃止）⑵または54（解約等）によって需給契約が消滅した場合または需給契約を解約した場合は，消滅日または解約日においてお客さまが支払期日を経過してなお支払われていない料金について，支払期日の翌日から消滅日または解約日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし，消滅日または解約日が支払期日の翌日から起算して 10 日以内である場合は，この限りではありません。 ⑶　延滞利息は，その算定の対象となる料金から，消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に対して，年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても，365日あたりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。 　なお，消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。 ⑷　延滞利息は，原則として，お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金（⑵の場合は，消滅日または解約日以降に支払義務が発生する料金といたします。）とあわせて支払っていただきます。
~~39~~　**保　証　金** ⑴　当社は，お客さまが次のいずれかに該当する場合には，供給の開始もしくは再開に先だって，または供給継続の条件として，予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。 イ　支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合 ロ　新たに電気を使用し，または契約電力等を増加される場合で，次のいずれかに該当するとき。 (ｲ)　他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合 (ﾛ)　支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合 ⑵　予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は，お客さまの負荷率，操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。 ⑶　当社は，保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。 　なお，⑷により保証金を預けていただく場合は，そのときからあらためて 2 年以内の預かり期間を設定いたします。 ⑷　当社は，需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には，保証金~~およびその利息~~をお客さまの支払額に充当することがあります。~~この場合，保証金の利息をもって充当し，なお充当すべき金額があるときは，保証金より充当し，その残額をお返しいたします。~~また，当社は，あらためて⑴によって算定した保証金を預けていただくことがあります。	37　**保　証　金** ⑴　当社は，お客さまが次のいずれかに該当する場合には，供給の開始もしくは再開に先だって，または供給継続の条件として，予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。 イ　支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合 ロ　新たに電気を使用し，または契約電力等を増加される場合で，次のいずれかに該当するとき。 (ｲ)　他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合 (ﾛ)　支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合 ⑵　予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は，お客さまの負荷率，操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。 ⑶　当社は，保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。 　なお，⑷により保証金を預けていただく場合は，そのときからあらためて 2 年以内の預かり期間を設定いたします。 ⑷　当社は，需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には，保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。また，当社は，あらためて⑴によって算定した保証金を預けていただくことがあります。

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）
⑸　当社は，~~次により，~~保証金に利息を付しま~~す~~せん。 ~~イ　利息は，年0.2パーセントの単利とし，円未満の端数は切り捨てます。~~ ~~ロ　利息を付す期間は，預かり日からお返しする日の前日または充当日の前日までの期間といたします。ただし，当社があらかじめお知らせした予定日にお客さまの都合によって保証金をお返しできなかった場合は，その期間は利息を付す期間から除きます。~~ ⑹　当社は，保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には，保証金~~に利息を付して~~お返しいたします。	⑸　当社は，保証金に利息を付しません。 ⑹　当社は，保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には，保証金をお返しいたします。ただし，⑷により需給契約が消滅した場合で支払額に充当したときは，その残額をお返しいたします。
Ⅴ　使用および供給 ~~40~~　**適正契約の保持** 当社は，お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には，すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。	**Ⅴ　使用および供給** 38　**適正契約の保持** 当社は，お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には，すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。
~~41~~　**力率の保持** ⑴　需要場所の負荷の力率は，原則として，電灯契約のお客さまについては90パーセント以上，その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。 ⑵　お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は，それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし，やむをえない事情によって，2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は，進相用コンデンサの開放により，軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。 なお，進相用コンデンサは，~~別表6（~~進相用コンデンサ取付容量基準~~）~~を基準として取り付けていただきます。	39　**力率の保持** ⑴　需要場所の負荷の力率は，託送約款等に定めるところにより，原則として，電灯契約のお客さまについては90パーセント以上，その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。 ⑵　お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は，それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし，やむをえない事情によって，2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は，進相用コンデンサの開放により，軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。 なお，進相用コンデンサは，進相用コンデンサ取付容量基準を基準として取り付けていただきます。
~~42~~　**需要場所への立入りによる業務の実施** 当社は，次の業務を実施するため，お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 なお，お客さまのお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。 ⑴　需給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等需要場所内の当社の電気工作物の設計，施工，改修または検査 ⑵　78（保安に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務 ⑶　不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験，契約負荷設備，契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認 ⑷　計量器の検針または計量値の確認 ⑸　44（供給の停止），54（需給契約の廃止）⑴または56（解約等）により必要な処置 ⑹　その他この離島約款によって，需給契約の成立，変更もしくは終了等に必要な業務または当社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務	40　**需要場所への立入りによる業務の実施** 当社または当該配電事業者は，次の業務を実施するため，お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合（需給契約の終了後の立入りとなる場合を含みます。）には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 なお，お客さまのお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。 ⑴　需給地点に至るまでの当社または当該配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物の設計，施工，改修または検査 ⑵　61（保安に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務 ⑶　不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験，契約負荷設備，契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認 ⑷　計量器の検針または計量値の確認 ⑸　42（供給の停止），52（需給契約の廃止）⑴または54（解約等）により必要な処置 ⑹　その他この離島約款によって，需給契約の成立，変更もしくは終了等に必要な業務または当社もしくは当該配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）
~~43~~　**電気の使用にともなうお客さまの協力** ⑴　お客さまの電気の使用が，次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は，その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には，お客さまの負担で，必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし，とくに必要がある場合には，供給設備を変更し，または専用供給設備を施設して，これにより電気を使用していただきます。 イ　負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合 ロ　負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合 ハ　負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合 ニ　著しい高周波または高調波を発生する場合 ホ　その他イ，ロ，ハまたはニに準ずる場合 ⑵　お客さまが発電設備を当社の供給設備に電気的に接続して使用される場合は，⑴に準ずるものといたします。また，この場合は，法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。），その他の法令等にしたがい，当社の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。	41　**電気の使用にともなうお客さまの協力** ⑴　お客さまの電気の使用が，次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社，当該配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は，その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には，お客さまの負担で，託送約款等に定めるところにより，必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし，とくに必要がある場合には，お客さまの負担で，託送約款等に定めるところにより，当社または当該配電事業者が供給設備を変更し，または専用供給設備を施設して，これにより電気を使用していただきます。 イ　負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合 ロ　負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合 ハ　負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合 ニ　著しい高周波または高調波を発生する場合 ホ　その他イ，ロ，ハまたはニに準ずる場合 ⑵　お客さまが発電設備等を当社または当該配電事業者の供給設備に電気的に接続して使用される場合は，⑴に準ずるものといたします。また，この場合は，法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。），その他の法令等にしたがい，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。
~~44~~　**供給の停止** ⑴　お客さまが~~次のいずれか~~に該当する場合には，当社は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 ~~イ　お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合~~ ~~ロ　お客さまの需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し，または亡失して，当社に重大な損害を与えた場合~~ ~~ハ　63（引込線の接続）に反して，当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行なった場合~~ ⑵　お客さまが次のいずれかに該当する場合には，当社は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 なお，この場合には，供給停止の5日前までに予告いたします。 イ　お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合 ロ　お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合 ハ　~~この離島約款によって支払いを要することとなった~~料金以外の債務~~（延滞利息，保証金，違約金，工事費負担金その他この離島約款から生ずる金銭債務をいいます。）~~を支払われない場合	42　**供給の停止** ⑴　お客さまが託送約款等に定める供給の停止の理由に該当する場合には，当社または当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 ⑵　お客さまが次のいずれかに該当する場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 なお，この場合には，供給停止の5日前までに予告いたします。 イ　お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合 ロ　お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合 ハ　料金以外の債務を支払われない場合 ⑶　お客さまが次のいずれかに該当し，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 イ　公衆街路灯または農事用電力の場合で，契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。 ロ　農事用電力の場合で，契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）
⑶　お客さまが次のいずれかに該当し，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当社は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 イ　お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合 ロ　電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合 ハ　契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合 ~~ニ　公衆街路灯または農事用電力の場合で，契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。~~ ~~ホ~~　低圧電力の場合で，電灯または小型機器を使用されたとき。 ~~ヘ　農事用電力の場合で，契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。~~ ~~ト~~　42（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して，当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合 ~~チ~~　43（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合 ⑷　お客さまがその他この離島約款に反した場合には，当社は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。	⑷　お客さまが次のいずれかに該当し，当社または当該配電事業者がその旨を警告しても改めない場合には，当社または当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 イ　お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合 ロ　電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合 ハ　契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合 ニ　低圧電力の場合で，電灯または小型機器を使用されたとき。 ホ　40（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して，当社または当該配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合 ヘ　41（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合 ⑸　お客さまがその他この離島約款に反した場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
~~45~~　供給停止の解除 ~~44~~（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で，お客さまがその理由となった事実を解消し，かつ，その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには，当社は，すみやかに電気の供給を再開いたします。	**43　供給停止の解除** 42（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合で，お客さまがその理由となった事実を解消し，かつ，その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには，託送約款等に定めるところにより，当社または当該配電事業者は，すみやかに電気の供給を再開いたします。
~~46~~　供給停止期間中の料金 ~~44~~（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には，その停止期間中については，まったく電気を使用しない場合の月額料金を~~35~~（日割計算）により日割計算をして，料金を算定いたします。ただし，定額電灯，従量電灯Ａ，従量電灯Ｂ，公衆街路灯および深夜電力Ａのお客さまについては，停止期間中の料金を申し受けません。	**44　供給停止期間中の料金** 42（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合には，その停止期間中については，まったく電気を使用しない場合の月額料金を33（日割計算）により日割計算をして，料金を算定いたします。ただし，定額電灯，従量電灯Ａ，従量電灯Ｂ，公衆街路灯および深夜電力Ａのお客さまについては，停止期間中の料金を申し受けません。
~~47~~　違　約　金 ⑴　お客さまが~~44~~（供給の停止）⑶ロからへまでに該当し，そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には，当社は，その免れた金額の3倍に相当する金額を，違約金として申し受けます。 ⑵　⑴の免れた金額は，この離島約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と，不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。 ⑶　不正に使用した期間が確認できない場合は，6月以内で当社が決定した期間といたします。	**45　違　約　金** ⑴　お客さまが42（供給の停止）⑶もしくは⑷ロからニまでまたは託送約款等に定めるところにより違約金を申し受ける事由に該当し，そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には，当社は，その免れた金額の3倍に相当する金額を，違約金として申し受けます。 ⑵　⑴の免れた金額は，この離島約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と，不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。 ⑶　不正に使用した期間が確認できない場合は，6月以内で当社が決定した期間といたします。
~~48~~　供給の中止または使用の制限もしくは中止 ~~⑴~~　当社は，~~次の場合には~~，供給時間中に電気の供給を中止し，またはお客さまに電気の使用を制限し，もしくは中止していただくことがあります。 ~~イ　異常渇水等により電気の需給上やむをえない場合~~	**46　供給の中止または使用の制限もしくは中止** 当社または当該配電事業者は，託送約款等に定めるところにより，供給時間中に電気の供給を中止し，またはお客さまに電気の使用を制限し，もしくは中止していただくことがあります。

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

<table>
<tr><th>離島等供給約款［低圧用］　2022 年 4 月 12 日実施</th><th>離島等供給約款［低圧用］　2023 年 6 月 1 日実施（案）</th></tr>
<tr><td>~~ロ　当社の電気工作物に故障が生じ，または故障が生ずるおそれがある場合~~
~~ハ　当社の電気工作物の修繕，変更その他の工事上やむをえない場合~~
~~ニ　非常変災の場合~~
~~ホ　その他保安上必要がある場合~~
~~⑵　⑴の場合には，当社は，あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし，緊急やむをえない場合は，この限りではありません。~~</td><td></td></tr>
<tr><td>~~49~~　**制限または中止の料金割引**
⑴　当社は，~~48~~（供給の中止または使用の制限もしくは中止）~~⑴~~によって，定額電灯，従量電灯，時間帯別電灯，~~ピークシフト季節別時間帯別電灯~~，季節別高負荷率電灯，低圧高稼動契約，低圧電力および低圧季節別時間帯別電力に対する電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合~~には~~，次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし，その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は，そのお客さまについては割引いたしません。

イ　割引の対象
~~次の場合を除き，~~基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とし，従量電灯Ａの場合は最低料金および最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金とし，また，従量電灯Ｂで最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。）といたします。ただし，~~34~~（料金の算定）⑴イ，ロまたはハの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。
(ｲ)　定額電灯の場合
需要家料金，電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金といたします。
~~(ﾛ)　時間帯別電灯Ｓの場合~~
~~１月につき次の金額といたします。ただし，まったく電気を使用しない場合は，半額といたします。~~
~~ａ　契約容量が６キロボルトアンペア以下の場合~~
<table><tr><td>~~1契約につき~~</td><td>~~1,430円00銭~~</td></tr></table>
~~ｂ　契約容量が６キロボルトアンペアをこえる場合~~
<table><tr><td>~~1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで~~</td><td>~~1,980円00銭~~</td></tr><tr><td>~~上記をこえる1キロボルトアンペアにつき~~</td><td>~~330円00銭~~</td></tr></table>
ロ　割 引 率
１月中の制限し，または中止した延べ日数１日ごとに４パーセントといたします。
ハ　制限または中止延べ日数の計算
延べ日数は，１日のうち延べ１時間以上制限し，または中止した日を１日として計算いたします。
⑵　⑴による延べ日数を計算する場合には，電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社がお客さまに３日前までにお知らせして行なう制限または中止は，１月につき１日を限って計算に入れません。この場合の１月につき１日とは，料金の算定期間の１暦日における１回の工事による制限または中止の時間といたします。
⑶　臨時電灯，公衆街路灯，臨時電力，農事用電力，深夜電力および融雪用電力</td><td>47　**制限または中止の料金割引**
⑴　当社または当該配電事業者が，46（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって，定額電灯，従量電灯，時間帯別電灯Ａ，時間帯別電灯Ｂ，季節別高負荷率電灯，低圧高稼動契約，低圧電力および低圧季節別時間帯別電力に対する電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合，当社は次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし，その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は，そのお客さまについては割引いたしません。
イ　割引の対象
(ｲ)　定額電灯の場合
需要家料金，電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金といたします。
(ﾛ)　定額電灯以外の場合
基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とし，従量電灯Ａの場合は最低料金および最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金とし，また，従量電灯Ｂで最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。）といたします。ただし，32（料金の算定）⑴イ，ロまたはハの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。
ロ　割 引 率
１月中の制限し，または中止した延べ日数１日ごとに４パーセントといたします。
ハ　制限または中止延べ日数の計算
延べ日数は，１日のうち延べ１時間以上制限し，または中止した日を１日として計算いたします。
⑵　⑴による延べ日数を計算する場合には，電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社または当該配電事業者がお客さまに３日前までにお知らせして行なう制限または中止は，１月につき１日を限って計算に入れません。この場合の１月につき１日とは，料金の算定期間の１暦日における１回の工事による制限または中止の時間といたします。
⑶　臨時電灯，公衆街路灯，臨時電力，農事用電力，深夜電力Ａ，深夜電力Ｂお</td></tr>
</table>

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）
に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても⑴および⑵に準じて割引を行ない料金を算定いたします。ただし，深夜電力および融雪用電力の割引対象時間は，契約使用時間といたします。	よび融雪用電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても⑴および⑵に準じて割引を行ない料金を算定いたします。ただし，深夜電力A，深夜電力Bおよび融雪用電力の割引対象時間は，契約使用時間といたします。
~~50~~　**損害賠償の免責** ⑴　~~48~~（供給の中止または使用の制限もしくは中止）~~⑴~~によって電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 ⑵　~~44~~（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または~~56~~（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 ⑶　漏電その他の事故が生じた場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。	48　**損害賠償の免責** ⑴　46（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 ⑵　42（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または54（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 ⑶　漏電その他の事故が生じた場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
~~51~~　**設備の賠償** お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当社の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失した場合は，その設備について次の金額を賠償していただきます。 ⑴　修理可能の場合 修理費 ⑵　亡失または修理不可能の場合 帳簿価額と取替工費との合計額	49　**設備の賠償** ⑴　お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当社の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失した場合は，その設備について次の金額を賠償していただきます。 イ　修理可能の場合 修理費 ロ　亡失または修理不可能の場合 帳簿価額と取替工費との合計額 ⑵　お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当該配電事業者の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失したことにより，当社が当該配電事業者から賠償の請求を受けた場合は，当社は，その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。
Ⅵ　契約の変更および終了	**Ⅵ　契約の変更および終了**
~~52~~　**需給契約の変更** お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。	50　**需給契約の変更** お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。
~~53~~　**名義の変更** 相続その他の原因によって，新たなお客さまが，それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ，引き続き電気の使用を希望される場合は，名義変更の手続きによることができます。この場合には，当社が文書による申出を必要とするときを除き，口頭，電話等により申し出ていただきます。	51　**名義の変更** 相続その他の原因によって，新たなお客さまが，それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ，引き続き電気の使用を希望される場合は，名義変更の手続きによることができます。この場合には，当社が文書による申出を必要とするときを除き，口頭，電話等により申し出ていただきます。
~~54~~　**需給契約の廃止** ⑴　お客さまがこの離島約款にもとづく電気の使用を廃止しようとされる場合は，あらかじめその廃止期日を定めて，当社に通知していただきます。 当社は，原則として，お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。	52　**需給契約の廃止** ⑴　お客さまがこの離島約款にもとづく電気の使用を廃止しようとされる場合は，あらかじめその廃止期日を定めて，当社に通知していただきます。 当社または当該配電事業者は，原則として，お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）
⑵　需給契約は，~~56~~（解約等）および次の場合を除き，お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。 イ　当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は，通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。 ロ　当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は，需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。	⑵　需給契約は，54（解約等）および次の場合を除き，お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。 イ　当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は，通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。 ロ　当社または当該配電事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は，需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。
~~55~~　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算 お客さま（定額電灯，従量電灯Ａ，従量電灯Ｂ，臨時電灯，公衆街路灯，臨時電力，農事用電力Ｂおよび深夜電力のお客さまを除きます。）が，契約容量または契約電力を新たに設定し，または増加された日以降１年に満たないで需給契約を廃止しようとし，または契約容量もしくは契約電力を減少しようとされる場合には，当社は，需給契約の消滅または変更の日に，次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。 なお，季節別高負荷率電灯および低圧高稼動契約については，別表~~11~~（需給開始後の需給契約の廃止または変更にともない料金を精算する場合の料金）によります。 ただし，当社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合，または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。 ⑴　契約容量または契約電力を新たに設定された日以降１年に満たないで需給契約を廃止しようとされる場合 イ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から需給契約を廃止される日の前日までの期間の料金について，さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 ロ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定されたことにともない新たに施設した供給設備について，~~72（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額~~を申し受けます。 ⑵　契約容量または契約電力を増加された日以降１年に満たないで需給契約を廃止しようとされる場合 イ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から需給契約を廃止される日の前日までの期間の料金について，契約容量または契約電力を増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。 ロ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，~~72（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額~~を申し受けます。	**53　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算** お客さま（定額電灯，従量電灯Ａ，従量電灯Ｂ，臨時電灯，公衆街路灯，臨時電力，農事用電力Ｂ，深夜電力Ａおよび深夜電力Ｂのお客さまを除きます。）が，契約容量または契約電力を新たに設定し，または増加された日以降１年に満たないで需給契約を廃止しようとし，または契約容量もしくは契約電力を減少しようとされる場合には，当社は，需給契約の消滅または変更の日に，次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。 なお，季節別高負荷率電灯および低圧高稼動契約については，別表 7（需給開始後の需給契約の廃止または変更にともない料金を精算する場合の料金）によります。 ただし，当社または当該配電事業者が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合，または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。 ⑴　契約容量または契約電力を新たに設定された日以降１年に満たないで需給契約を廃止しようとされる場合 イ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から需給契約を廃止される日の前日までの期間の料金について，さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 ロ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定されたことにともない新たに施設した供給設備について，次の金額を申し受けます。 (ｲ)　当社の託送約款等に定めるところにより算定される臨時工事費と既に申し受けた工事費負担金との差額 (ﾛ)　当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等に係る請求を受けた場合はその金額 ⑵　契約容量または契約電力を増加された日以降１年に満たないで需給契約を廃止しようとされる場合 イ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から需給契約を廃止される日の前日までの期間の料金について，契約容量または契約電力を増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。 ロ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，次の金額を申し受けます。 (ｲ)　当社の託送約款等に定めるところにより算定される臨時工事費と既に

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）
	申し受けた工事費負担金との差額 (ﾛ)　当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等に係る請求を受けた場合はその金額
⑶　契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合 イ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について，減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 　なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。 ロ　当社は，供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について，~~72（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額~~を申し受けます。	⑶　契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合 イ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について，減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 　なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。 ロ　当社は，供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について，次の金額を申し受けます。 (ｲ)　当社の託送約款等に定めるところにより算定される臨時工事費と既に申し受けた工事費負担金との差額 (ﾛ)　当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等に係る請求を受けた場合はその金額
⑷　契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合 イ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について，減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容量または契約電力を下回る場合は，増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 　なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は，増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。 ロ　当社は，供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について，~~72（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額~~を申し受けます。	⑷　契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合 イ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について，減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容量または契約電力を下回る場合は，増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 　なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は，増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。 ロ　当社は，供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について，次の金額を申し受けます。 (ｲ)　当社の託送約款等に定めるところにより算定される臨時工事費と既に申し受けた工事費負担金との差額 (ﾛ)　当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等に係る請求を受けた場合はその金額
~~56~~　解　約　等 ⑴　44（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には，当社は，需給契約を解約することがあります。	54　解　約　等 ⑴　42（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には，当社は，需給契約を解約することがあります。

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）
なお，この場合には，その旨をお客さまにお知らせいたします。 ⑵　お客さまが，54（需給契約の廃止）⑴による通知をされないで，その需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかな場合には，当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。	なお，この場合には，その旨をお客さまにお知らせいたします。 ⑵　お客さまが，52（需給契約の廃止）⑴による通知をされないで，その需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかな場合には，当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。
~~57~~　**需給契約消滅後の債権債務関係** 需給契約期間中の料金その他の債権債務は，需給契約の消滅によっては消滅いたしません。	55　**需給契約消滅後の債権債務関係** 需給契約期間中の料金その他の債権債務は，需給契約の消滅によっては消滅いたしません。
Ⅶ　供給方法および工事 ~~58~~　**需給地点および施設** ⑴　電気の需給地点~~（電気の需給が行なわれる地点をいいます。）~~は，当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。 ~~⑵　需給地点は，需要場所内の地点とし，当社の電線路から最短距離にある場所を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし，次の場合には，お客さまと当社との協議により，需要場所以外の地点を需給地点とすることがあります。~~ ~~イ　山間地にある需要場所等，当社の電線路から遠隔地にあって将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合~~ ~~ロ　当社の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合~~ ~~ハ　1建物内の2以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。~~ ~~ニ　60（地中引込線）⑷により地中引込線によって電気を供給する場合~~ ~~ホ　その他特別の事情がある場合~~ ~~⑶　需給地点に至るまでの供給設備は，当社の所有とし，工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き，当社の負担で施設いたします。~~ ~~なお，当社は，お客さま（共同引込みにより電気の供給を受ける複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客さまの土地または建物に施設する引込線，変圧器，接続装置等の供給設備の施設場所をお客さまから無償で提供していただきます。~~ ~~⑷　付帯設備（⑶によりお客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し，または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいいます。）は，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設していただきます。この場合には，当社が付帯設備を無償で使用できるものといたします。~~	**Ⅶ　供給方法，工事および工事費の負担** 56　**供給方法，工事および施設** ⑴　電気の需給地点は，当社または当該配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。 ⑵　その他の供給方法および工事は，託送約款等に定めるところによります。 ⑶　当社の託送約款等に定めるところにより，契約者の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。 ⑷　お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合，⑶にかかわらず，当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。
~~59　架空引込線~~	

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）
~~(1)　当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を引込線によって行なう場合には，原則として架空引込線によるものとし，お客さまの建造物または補助支持物の引込線取付点までは，当社が施設いたします。この場合には，引込線取付点は，当社の電線路の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって，堅固に施設できる点をお客さまと当社との協議によって定めます。~~ ~~(2)　需給地点から引込開閉器に至るまでの配線（以下「引込口配線」といいます。）は，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設していただきます。~~ ~~(3)　引込線を取り付けるためお客さまの需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物は，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設していただきます。~~ ~~(4)　当社は，お客さまの承諾をえて，次により，お客さまの引込小柱を使用して他のお客さまへ電気を供給することがあります。~~ ~~イ　当社は，お客さまの引込小柱を使用して，他のお客さまへの引込線を施設いたします。この場合，その引込小柱から最短距離の場所にあるお客さまの建造物または補助支持物の取付点に至るまでの引込口配線は引込線とし，その引込線および引込小柱の管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また，需給地点は，お客さまへ引き込むための引込線の終端に変更いたします。~~ ~~ロ　イにより当社が管理を行なう引込線または引込小柱を改修し，または撤去する場合は，当社が工事を行なうものとし，この場合に生ずる撤去材料は，お客さまにお返しいたします。また，これにともない新たに施設される場合の引込線または引込小柱は，当社の所有とし，当社の負担で施設いたします。~~	
~~60　地中引込線~~ ~~(1)　架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上，経済上もしくは地域的な事情により不適当と認められる場合で，当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには，次のイまたはロの最も電源側に近い接続点までを当社が施設いたします。~~ ~~イ　お客さまが需要場所内に施設する開閉器，断路器または接続装置の接続点~~ ~~ロ　当社が施設する計量器（付属装置を含みます。）または接続装置の接続点~~ ~~なお，当社は，お客さまの土地または建物に接続装置を施設することがあります。~~ ~~(2)　(1)により当社の電線路と接続する電気設備の施設場所は，当社の電線路の最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり，原則として，地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず，かつ，安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし，お客さまと当社との協議によって定めます。~~ ~~なお，これ以外の場合には，需要場所内の地中引込線は，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設していただきます。~~ ~~イ　お客さまの構内における地中引込線のこう長が50メートル程度以内の場所~~ ~~ロ　建物の3階以下にある場所~~ ~~ハ　その他地中引込線の施設上特殊な工法，材料等を必要としない場所~~ ~~(3)　当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行なう場合の付帯設備は，次のものをいいます。~~ ~~イ　鉄管，暗きょ等お客さまの土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（π引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。）~~ ~~ロ　お客さまの土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定す~~	

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）
~~るためのものをいいます。）およびハンドホール~~ ~~ハ　その他イまたはロに準ずる設備~~ ~~(4)　接続を架空引込線によって行なうことができる場合で，お客さまの希望によりとくに地中引込線によって行なうときには，地中引込線は，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設していただきます。ただし，当社が，保安上または保守上適当と認めた場合は，(1)に準じて接続を行ないます。この場合，当社は，68（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。~~	
~~61　連接引込線等~~ ~~(1)　当社は，建物の密集場所等特別の事情がある場所では，連接引込線（1 需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の需要場所の需給地点に至る引込線をいいます。）または共同引込線（2 以上の需給契約に対して 1 引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。）による引込みで電気を供給することがあります。この場合，当社は，分岐装置をお客さまの土地または建物に施設することがあります。~~ ~~なお，お客さまの電気設備との接続点までは，当社が施設いたします。~~ ~~(2)　当社は，お客さまの承諾をえて，次により，お客さまの引込口配線を使用して他のお客さまへ電気を供給することがあります。~~ ~~イ　当社は，お客さまの引込口配線から分岐して，他のお客さまへの連接引込線を施設いたします。この場合，その引込口配線の終端までは共同引込線とし，その管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また，需給地点は，当社が管理を行なう共同引込線の終端に変更いたします。~~ ~~ロ　イにより当社が管理を行なう共同引込線を改修し，または撤去する場合は，当社が工事を行なうものとし，この場合に生ずる撤去材料は，お客さまにお返しいたします。また，これにともない新たに施設される共同引込線は，当社の所有とし，当社の負担で施設いたします。~~	
~~62　中高層集合住宅等への供給方法~~ ~~中高層集合住宅等の場合で，1 建物内の 2 以上の需要場所に電気を供給するときには，当社は，原則として 1 共同引込みをもって電気を供給いたします。~~ ~~なお，技術上その他やむをえない場合は，当社は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設し，電気を供給いたします。この場合，変圧器の 2 次側接続点までは，当社が施設いたします。~~	
~~63　引込線の接続~~ ~~当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続は，当社が行ないます。~~ ~~なお，お客さまの希望によって引込線の位置を変更し，またはこれに準ずる工事をする場合には，当社は，実費相当額を申し受けます。~~	
~~64　計量器等の取付け~~ ~~(1)　料金の算定上必要な計量器（電力量計等をいいます。），その付属装置（計量器箱，変成器，変成器箱，変成器の 2 次配線，通信装置，通信回線等をいいます。）および区分装置（時間を区分する装置等をいいます。）は，契約電力等に応じて当社が選定し，かつ，当社の所有とし，当社の負担で取り付けます。ただし，記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために当社がお客さまの電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはい~~	

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）
~~たしません。~~ ~~なお，次の場合には，お客さまの所有とし，お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。~~ ~~イ　お客さまの希望によって計量器の付属装置を施設する場合~~ ~~ロ　変成器の2次配線等で，当社規格以外のケーブルを必要とし，またはお客さまの希望によりとくに長い配線を必要とするため多額の費用を要する場合~~ ~~(2)　計量器，その付属装置および区分装置の取付位置は，適正な計量ができ，かつ，検針，検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所とし，お客さまと当社との協議によって定めます。~~ ~~なお，計量器，その付属装置および区分装置は，原則として屋外に取り付けます。~~ ~~(3)　計量器，その付属装置および区分装置の取付場所は，お客さまから無償で提供していただきます。また，(1)によりお客さまが施設するものについては，当社が無償で使用できるものといたします。~~ ~~(4)　当社は，記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することがあります。この場合には，当社が無償で使用できるものといたします。~~ ~~(5)　お客さまの希望によって計量器，その付属装置および区分装置の取付位置を変更し，またはこれに準ずる工事をする場合には，当社は，実費相当額を申し受けます。~~	
~~65　電流制限器等の取付け~~ ~~(1)　需要場所の電流制限器等は，当社の所有とし，当社の負担で取り付けます。~~ ~~(2)　電流制限器等の取付位置は原則として屋内とし，その取付場所はお客さまから無償で提供していただきます。~~ ~~(3)　お客さまの希望によって電流制限器等の取付位置を変更し，またはこれに準ずる工事をする場合には，当社は，実費相当額を申し受けます。~~	
~~66　専用供給設備~~ ~~(1)　当社は，次の場合には，68（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けてお客さまの専用設備として供給設備を施設いたします。~~ ~~イ　お客さまがとくに希望され，かつ，他のお客さまへの供給に支障がないと認められる場合~~ ~~ロ　43（電気の使用にともなうお客さまの協力）の場合~~ ~~ハ　お客さまの施設の保安上の理由，または需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他の需要が見込まれない等の事情により，特定のお客さまのみが使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合~~ ~~(2)　(1)の専用設備は，需給地点から需給地点に最も近い変電所までの電線路（配電盤，継電器およびその変電所の供給電圧と同位電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までの電線路を含みます。）に限ります。ただし，特別の事情がある場合は，供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器（1次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。~~ ~~(3)　当社は，供給設備を2以上のお客さまが共用する専用供給設備とすることがあります。ただし，(1)イの場合は，次に該当する場合で，いずれのお客さまにも承諾をいただいたときに限ります。~~ ~~イ　2以上のお客さまが同時に申込みをされる場合で，いずれのお客さまも専用供給設備から電気の供給を受けることを希望されるとき。~~	

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

<table>
<tr><th>離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施</th><th>離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）</th></tr>
<tr><td>~~ロ　お客さまが既に施設されている専用供給設備から電気の供給を受けることを希望される場合~~</td><td></td></tr>
<tr><td>~~Ⅷ　工事費の負担~~</td><td>57　工事費負担金等の申受けおよび精算
⑴　当社は，当社の託送約款等に定めるところにより，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金，臨時工事費，実費または実費相当額（以下「工事費負担金等」といいます。）を算定し，その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。
⑵　当社の託送約款等に定めるところにより，工事費負担金等の精算を行なう場合は，工事完成後すみやかに精算するものといたします。
⑶　お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は，当社は，当社の託送約款等に定めるところにより，要した費用の実費をお客さまから申し受けます。
⑷　お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合における工事費負担金等の申受けおよび精算は，⑴，⑵および⑶にかかわらず，次のとおりといたします。
イ　当社が，当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，お客さまへの電気の供給に伴う工事等に係る工事費負担金等の請求を受けた場合は，当社は，その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。
ロ　当社が，当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，工事完成後，工事費負担金等の精算を受けた場合は，当社は，工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。
ハ　お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合で，当社が当該配電事業者から，当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは，当社は，その金額をお客さまから申し受けます。</td></tr>
<tr><td>~~67　一般供給設備の工事費負担金~~
~~⑴　お客さまが新たに電気を使用し，または契約電力等を増加される場合で，これにともない新たに施設される配電設備（専用供給設備を除きます。）の工事こう長が無償こう長（架空の場合は1,000メートル，地中の場合は150メートルといたします。）をこえるときには，当社は，その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として申し受けます。~~
<table><tr><th>~~区　　分~~</th><th>~~単　　位~~</th><th>~~金　　額~~</th></tr><tr><td>~~架空配電設備の場合~~</td><td>~~超過こう長1メートルにつき~~</td><td>~~3,410円00銭~~</td></tr><tr><td>~~地中配電設備の場合~~</td><td>~~超過こう長1メートルにつき~~</td><td>~~27,720円00銭~~</td></tr></table>~~なお，張替えまたは添架を行なう場合は，架空配電設備についてはその工事こう長の60パーセント，地中配電設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する値を新たに施設される配電設備の工事こう長とみなします。~~
~~⑵　工事費負担金の対象となる供給設備は，需給地点から需給地点に最も近い供給変電所の引出口に施設される断路器の負荷側接続点に至るまでの配電設備といたします。~~</td><td></td></tr>
</table>

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）
~~⑶　工事費負担金は，需給契約ごとに算定いたします。ただし，1需要場所において2以上の需給契約を結ぶ場合は，需要場所ごとに算定いたします。~~ ~~⑷　2以上のお客さまが配電設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は，次によります。~~ ~~イ　2以上のお客さまから共同して申込みがあった場合の工事費負担金は，その代表のお客さまによる1申込みとみなして算定いたします。この場合，無償こう長は，⑴の無償こう長にお客さまの数を乗じてえた値といたします。~~ ~~ロ　2以上のお客さまから同時に申込みがあった場合の工事費負担金は，お客さまごとに算定いたします。この場合，それぞれのお客さまの配電設備の工事こう長については，共用される部分の工事こう長を共用するお客さまの数で除してえた値にそのお客さまが単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を，新たに施設される配電設備の工事こう長といたします。~~ ~~⑸　架空配電設備と地中配電設備とをあわせて施設する場合の⑴の超過こう長は，次により算定いたします。~~ ~~イ　地中配電設備の超過こう長は，地中配電設備の工事こう長から地中配電設備の無償こう長を差し引いた値といたします。~~ ~~ロ　架空配電設備の超過こう長は，架空配電設備の工事こう長といたします。ただし，地中配電設備の工事こう長が地中配電設備の無償こう長を下回る場合は，次によります。~~ ~~架空配電設備の超過こう長~~ ~~＝　架空配電設備の工事こう長　－　地中配電設備の無償こう長　－　地中配電設備の工事こう長~~ ~~×　架空配電設備の無償こう長 ／ 地中配電設備の無償こう長~~ ~~⑹　次の言葉は，Ⅷ（工事費の負担）においてそれぞれ次の意味で使用いたします。~~ ~~イ　配電設備~~ ~~発電所または変電所から他の発電所または変電所を経ないで需給地点に至る供給設備をいい，電線，引込線，変圧器およびこれらを支持し，または収納する工作物（支持物，がいし，支線，暗きょ，管等をいいます。）を含みます。~~ ~~ロ　工事こう長~~ ~~別表12（標準設計基準）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）にもとづき算定される需給地点から最も近い供給設備までの配電設備のこう長をいい，実際に施設されるこう長とは異なることがあります。~~ ~~なお，単位は，1メートルとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。~~ ~~⑺　Ⅷ（工事費の負担）の各項において，契約電力等を増加される場合とは，次の値が増加する場合をいいます。~~ ~~イ　定額電灯，臨時電灯Aおよび公衆街路灯Aの場合の契約負荷設備の総容量~~ ~~ロ　契約電流~~ ~~ハ　契約容量~~ ~~ニ　契約電力~~ ~~なお，供給電気方式を交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトから交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトに変更される場合は，契約電力等を増加されるものとみなします。~~	

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）
~~68　特別供給設備の工事費負担金~~ ~~お客さまが新たに電気を使用し，または契約電力等を増加される場合で，これにともない新たに特別の供給設備を施設するときには，当社は，次の金額を工事費負担金として申し受けます。~~ ~~(1)　お客さまの希望によって標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合は，標準設計で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）をこえる金額~~ ~~なお，標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合とは，次のいずれかに該当する場合をいいます。~~ ~~イ　お客さまへの供給に必要な標準設計をこえる電線，支持物または変圧器等を施設する場合~~ ~~ロ　標準設計による配電設備以外の配電設備から電気の供給を受ける場合~~ ~~ハ　その他お客さまへの供給に必要な標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合~~ ~~また，この場合も67（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。~~ ~~(2)　架空配電設備で電気を供給できるにもかかわらず，お客さまの希望によって地中配電設備を施設する場合は，イまたはロの金額~~ ~~イ　標準設計工事費をこえる金額~~ ~~なお，この場合も，67（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。~~ ~~ロ　需給地点が行政庁から認可，認定等を受けている市街地開発事業等（都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業をいいます。）に係る区域の場合は，イにかかわらず，その工事費の全額からケーブル，変圧器，開閉器等の工事費を差し引いた金額~~ ~~(3)　66（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は，その工事費の全額~~ ~~なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，66（専用供給設備）(2)によるものといたします。~~	
~~69　供給設備を変更する場合の工事費負担金~~ ~~(1)　新たな電気の使用または契約電力等の増加にともなわないで，お客さまの希望によって供給設備を変更する場合（お客さまとの電気の需給に直接関係する場合に限ります。）は，63（引込線の接続），64（計量器等の取付け）または65（電流制限器等の取付け）によって実費相当額を申し受ける場合を除き，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。~~ ~~(2)　43（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって供給設備を変更する場合には，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。~~	
~~70　特別供給設備等の工事費の算定~~ ~~68（特別供給設備の工事費負担金）および69（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の場合の工事費は，次により算定いたします。~~ ~~(1)　工事費は，お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き，次により算定した標準設計工事費といたします。~~ ~~イ　標準設計工事費は，工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費，工費および諸掛りの合計額といたします。~~	

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）
~~ロ　材料費は払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。~~ ~~ハ　撤去工事がある場合は，イにより算定される工事費の合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に，撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。~~ ~~ニ　お客さまの希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は，72（臨時工事費）に準じて算定いたします。~~ ~~(2)　お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は，(1)に準じて算定いたします。~~ ~~(3)　68（特別供給設備の工事費負担金）(1)または(2)イの場合で，その工事費を67（一般供給設備の工事費負担金）(1)に定める超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは，(1)および(2)にかかわらず，標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも67（一般供給設備の工事費負担金）(1)にもとづいて算定いたします。この場合，超過こう長1メートル当たりの金額を新たに施設される配電設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。~~ ~~(4)　当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔，管路等を利用して電気を供給する場合は，新たに施設される電線路に必要とされる回線数，管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。~~ ~~イ　鉄塔を利用して電気を供給する場合~~ $\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$ ~~ロ　管路等を利用して電気を供給する場合~~ $\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数} - \text{予備孔数}}$ ~~(5)　特例区域等のお客さまが新たに電気を使用し，または契約電力等を増加される場合（新たに電気を使用される場合で，当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない当社が新たに供給設備を施設するときには，当社は，67（一般供給設備の工事費負担金）または68（特別供給設備の工事費負担金）にかかわらず，その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。~~ ~~なお，この場合の工事費負担金は，68（特別供給設備の工事費負担金）の場合に準じて算定いたします。~~	
~~71　工事費負担金の申受けおよび精算~~ ~~(1)　当社は，工事費負担金を工事着手前に申し受けます。ただし，お客さまに特別の事情がある場合は，工事費負担金を工事着手後に申し受けることがあります。この場合，需給開始日までに申し受けます。~~ ~~(2)　お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は，工事費負担金に関する必要な事項について，工事着手前に工事費負担金契約書を作成いたします。~~ ~~(3)　工事費負担金は，次の場合には，工事完成後すみやかに精算するものといたします。~~ ~~イ　67（一般供給設備の工事費負担金）にもとづき算定される場合は，次に該当するとき。~~ ~~(イ)　設計変更等により，架空配電設備または地中配電設備のいずれかの工事こう長の変更の差異が5パーセントをこえる場合~~	

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）
~~(ﾛ)　その他特別の事情により，工事費負担金に差異が生じた場合~~ ~~ロ　68（特別供給設備の工事費負担金）（67〔一般供給設備の工事費負担金〕の超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて工事費を算定する場合は，イに準ずるものといたします。）および69（供給設備を変更する場合の工事費負担金）にもとづき算定される場合は，次に該当するとき。~~ ~~(ｲ)　設計変更により，電柱（鉄塔，鉄柱を含みます。），電線および変圧器等の主要材料の規格が変更となる場合，または主要材料の数量の変更（低圧引込線を除きます。）の差異が5パーセントをこえる場合~~ ~~(ﾛ)　設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合（設計から払出しまでの期間が短いときを除きます。）~~ ~~(ﾊ)　その他特別の事情により，工事費負担金に著しい差異が生じた場合~~ ~~(4)　当社は，お客さまの承諾をえて，専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。~~ ~~なお，その変更が供給設備を施設してから10年以内に行なわれる場合は，その専用供給設備を施設したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。~~ ~~(5)　居住用の分譲地として整備された地域等において，原則として1年以内にすべての建物が施設される場合で，すべてのお客さまが共同して申込みをされたときには，当社は，施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長にお客さまの数の70パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される67（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を当初に申し受けます。~~ ~~また，工事費負担金契約書に定める期日に既に供給を開始しているお客さまの数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は，共同して申込みをされたお客さまの数と供給を開始したお客さまの数とが異なる場合であっても，施設された配電設備に応じたものといたします。~~	
~~72　臨時工事費~~ ~~(1)　20（臨時電灯），25（臨時電力）または26（農事用電力）(2)によって電気の供給を受けるお客さまのために新たに供給設備を施設する場合には，当社は，新たに施設する供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を，臨時工事費として，原則として工事着手前に申し受けます。~~ ~~なお，撤去後の資材の残存価額は，変圧器，開閉器等の機器についてはその価額の95パーセント，その他の設備についてはその価額の50パーセントといたします。~~ ~~(2)　臨時工事費を申し受ける場合は，67（一般供給設備の工事費負担金），68（特別供給設備の工事費負担金）および69（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の工事費負担金は申し受けません。~~ ~~(3)　新たに施設する供給設備のうち，当社が将来の需要等を考慮して常置し，かつ，無償こう長に相当する部分については臨時工事費を申し受けません。~~ ~~(4)　臨時工事費の精算は，71（工事費負担金の申受けおよび精算）(3)ロの場合に準ずるものといたします。~~	
~~73　需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け~~ ~~供給設備の一部または全部を施設した後，お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は，当社は，要した費用の実費~~	

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）
~~を申し受けます。~~ ~~なお，実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても，測量監督等に多額の費用を要したときは，その実費を申し受けます。~~	
~~Ⅸ~~　保　　安	**Ⅷ　保　　安**
~~74~~　**保安の責任** 当社は，需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の当社の電気工作物について，保安の責任を負います。	58　**保安の責任** 当社または当該配電事業者は，託送約款等に定めるところにより，需給地点に至るまでの供給設備（当社または当該配電事業者が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物について，保安の責任を負います。
~~75~~　**調　　査** ⑴　当社は，法令~~で~~定めるところにより，お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。 ~~なお，係員は，所定の証明書を提示いたします。~~ ~~⑵　調査は，次の事項について行ないます。ただし，必要がないと認められる場合には，その一部を省略することがあります。~~ ~~イ　絶縁抵抗値または漏えい電流値の測定~~ ~~ロ　接地抵抗値の測定~~ ~~ハ　点検~~ ~~⑶　当社は，⑴の調査の結果，技術基準に適合していると認めるときはその旨を，適合していないと認めるときは技術基準に適合させるためにとるべき措置およびその措置をとらなかった場合に生ずると予想される結果を，お客さまにお知らせいたします。~~ ~~なお，調査結果の通知は，調査年月日，係員，調査についての照会先等を記載した文書により，原則として調査時に行ないます。~~	59　**調　　査** 当社または当該配電事業者は，法令および託送約款等に定めるところにより，お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。
~~76　調査等の委託~~ ~~⑴　当社は，75（調査）の業務の全部または一部を経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）に委託することがあります。~~ ~~⑵　当社は，⑴によって委託した場合には，委託先の名称，所在地および委託した業務内容等を記載した文書等により，お客さまにお知らせいたします。~~	
~~77~~　**調査に対するお客さまの協力** ⑴　お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には，その工事が完成したとき，すみやかにその旨を当社または登録調査機関に通知していただきます。 ⑵　当社は，~~75~~（調査）~~⑴~~により調査を行なうにあたり，必要があるときは，お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。	60　**調査に対するお客さまの協力** ⑴　お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には，その工事が完成したとき，すみやかにその旨を当社，当該配電事業者または経済産業大臣の登録を受けた調査機関に通知していただきます。 ⑵　当社または当該配電事業者は，59（調査）により調査を行なうにあたり，必要があるときは，お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。
~~78~~　**保安に対するお客さまの協力** ⑴　次の場合には，お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には，当社は，ただちに適当な処置をいたします。 イ　お客さまが，引込線，計量器等その需要場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認め	61　**保安に対するお客さまの協力** ⑴　託送約款等に定めるところにより，次の場合には，お客さまからすみやかにその旨を当社または当該配電事業者に通知していただきます。この場合には，当社または当該配電事業者は，ただちに適当な処置をいたします。 イ　お客さまが，引込線，計量器等その需要場所内の当社または当該配電事業

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）
た場合 ロ　お客さまが，お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり，それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合 ⑵　お客さまが当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置，変更または修繕工事をされる場合は，あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また，物件の設置，変更または修繕工事をされた後，その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には，すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において，保安上とくに必要があるときには，当社は，お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。	者の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合 ロ　お客さまが，お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり，それが当社または当該配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合 ⑵　お客さまが当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備等を含みます。）の設置，変更または修繕工事をされる場合は，あらかじめその内容を当社または当該配電事業者に通知していただきます。また，物件の設置，変更または修繕工事をされた後，その物件が当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には，すみやかにその内容を当社または当該配電事業者に通知していただきます。これらの場合において，保安上とくに必要があるときには，当社または当該配電事業者は，お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。
~~79~~　**検査または工事の受託** ⑴　お客さまは，保安上必要な電気工作物の検査を当社に申し込むことができます。 ⑵　⑴の申込みを受けた場合には，当社は，すみやかに検査を行ないます。この場合には，当社は，検査料として実費を申し受けます。ただし，軽易なものについては，無料とすることがあります。 ⑶　お客さまは，保安上必要な電気工作物の工事を当社に申し込むことができます。 ⑷　⑶の申込みを受けた場合には，当社は，できる限りこれを受託いたします。受託したときには，当社は，実費を申し受けます。ただし，電線被覆損傷個所のテープ巻き等の軽易なものについては，材料費（消耗品を除きます。）のみを申し受けます。	62　**検査または工事の受託** ⑴　お客さまは，保安上必要な電気工作物の検査を当社または当該配電事業者に申し込むことができます。 ⑵　⑴の申込みを受けた場合には，当社または当該配電事業者は，すみやかに検査を行ないます。この場合には，当社または当該配電事業者は，検査料として実費を申し受けます。ただし，軽易なものについては，無料とすることがあります。 ⑶　お客さまは，保安上必要な電気工作物の工事を当社または当該配電事業者に申し込むことができます。 ⑷　⑶の申込みを受けた場合には，当社または当該配電事業者は，できる限りこれを受託いたします。受託したときには，当社または当該配電事業者は，実費を申し受けます。ただし，電線被覆損傷個所のテープ巻き等の軽易なものについては，材料費（消耗品を除きます。）のみを申し受けます。
~~80~~　**自家用電気工作物** お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については，この離島約款のうち次のものは，適用いたしません。 ⑴　75（調査） ~~⑵　76（調査等の委託）~~ ⑶　77（調査に対するお客さまの協力） ⑷　79（検査または工事の受託）	63　**自家用電気工作物** お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については，この離島約款のうち次のものは，適用いたしません。 ⑴　59（調査） ⑵　60（調査に対するお客さまの協力） ⑶　62（検査または工事の受託）
附　　則 **1　この離島約款の実施期日** この離島約款は，~~2022年4月12日~~から実施いたします。	**附　　則** **1　この離島約款の実施期日** この離島約款は，2023年6月1日から実施いたします。
4　深夜電力Ｃのお客さまについての特別措置 ⑴　適用範囲 イ　毎日午前1時から午前6時までの時間を限り，動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であり，かつ，この離島約款実施の際現に変更前の離島供給約款（以下「旧離島約款」といいます。）附則4（深夜電力Ｃのお客さまについての特別措置）	**4　深夜電力Ｃのお客さまについての特別措置** ⑴　適用範囲 イ　毎日午前1時から午前6時までの時間を限り，動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であり，かつ，この離島約款実施の際現に変更前の離島供給約款（以下「旧離島約款」といいます。）附則4（深夜電力Ｃのお客さまについての特別措置）

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）
の適用を受けている場合に適用いたします。	の適用を受けている場合に適用いたします。
ロ　次のいずれかに該当する場合には，イにかかわらず，深夜電力Ｃを適用いたします。ただし，負荷設備をすべて取り外された場合を除きます。	ロ　次のいずれかに該当する場合には，イにかかわらず，深夜電力Ｃを適用いたします。ただし，負荷設備をすべて取り外された場合を除きます。
(ｲ)　旧離島約款附則４（深夜電力Ｃのお客さまについての特別措置）にかかわる供給設備を設置している需要場所において，お客さまが新たに電気を使用される場合で，お客さまが１年を通じて深夜電力Ｃの適用を受けることを希望されるとき。	(ｲ)　旧離島約款附則４（深夜電力Ｃのお客さまについての特別措置）にかかわる供給設備を設置している需要場所において，お客さまが新たに電気を使用される場合で，お客さまが１年を通じて深夜電力Ｃの適用を受けることを希望されるとき。
(ﾛ)　契約負荷設備を変更し，契約負荷設備の変更後の総容量が，変更前の総容量を上回らない場合	(ﾛ)　契約負荷設備を変更し，契約負荷設備の変更後の総容量が，変更前の総容量を上回らない場合
⑵　契 約 電 力	⑵　契 約 電 力
契約電力は，深夜電力Ｂに準じて定めます。	契約電力は，深夜電力Ｂに準じて定めます。
⑶　供 給 条 件	⑶　供 給 条 件
イ　他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。	イ　他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。
ロ　専用の屋内電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。	ロ　専用の屋内電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。
ハ　当社は，供給設備の状況により，⑴の使用開始時刻を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，契約使用時間の延長または短縮は行ないません。	ハ　当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，⑴の使用開始時刻を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，契約使用時間の延長または短縮は行ないません。
ニ　契約使用時間以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。	ニ　契約使用時間以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。
ホ　契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は，原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。	ホ　契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は，原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。
ヘ　契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，~~64（計量器等の取付け）⑴~~にいう区分装置として取り扱うものといたします。	ヘ　契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。
⑷　料　　金	⑷　料　　金
料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が~~31,400円~~を下回る場合は，別表２（燃料費調整）⑴~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が~~31,400円~~を上回る場合は，別表２（燃料費調整）⑴~~ニ~~によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。	料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）⑴ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）⑴ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
イ　基本料金	イ　基本料金
基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。	基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。
契約電力1キロワットにつき　209円00銭	契約電力1キロワットにつき　248円60銭
ロ　電力量料金	ロ　電力量料金
電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。	電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

<table>
<tr><th>離島等供給約款［低圧用］　2022 年 4 月 12 日実施</th><th>離島等供給約款［低圧用］　2023 年 6 月 1 日実施（案）</th></tr>
<tr><td>1キロワット時につき　10円54銭
⑸　そ　の　他
イ　お客さまが希望される場合には，1 需要場所において，深夜電力Ｃ以外の契約種別による電気の供給と深夜電力Ｃによる電気の供給とをあわせて受けることができます。
ロ　その他の事項については，深夜電力Ｂに準ずるものといたします。</td><td>1キロワット時につき　27円10銭
⑸　そ　の　他
イ　お客さまが希望される場合には，1 需要場所において，深夜電力Ｃ以外の契約種別による電気の供給と深夜電力Ｃによる電気の供給とをあわせて受けることができます。
ロ　その他の事項については，深夜電力Ｂに準ずるものといたします。</td></tr>
<tr><td></td><td>5　時間帯別電灯Ｓのお客さまについての特別措置
⑴　適 用 範 囲
電灯または小型機器を使用する需要で，この離島約款実施の際現に旧離島約款 17（時間帯別電灯）⑶の適用を受けている場合に適用いたします。
⑵　供給電気方式，供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は，交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとすることがあります。
⑶　契約容量
契約容量は，時間帯別電灯Ａに準じて定めます。
⑷　時間帯区分
時間帯区分は，次のとおりといたします。
イ　昼間時間
毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。
ロ　夜間時間
昼間時間以外の時間をいいます。
⑸　料　　金
料金は，基本使用料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表 2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
イ　基本使用料金
基本使用料金は，契約容量に応じ 1 月につき次のとおりといたします。
(ｲ)　契約容量が 6 キロボルトアンペア以下の場合
1契約につき　8,451円60銭
ただし，まったく電気を使用しない場合は，次のとおりといたします。</td></tr>
</table>

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）
	1契約につき　833円80銭 (ﾛ)　契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合 1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで　9,160円00銭 上記をこえる1キロボルトアンペアにつき　369円60銭 ただし，まったく電気を使用しない場合は，次のとおりといたします。 1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで　1,188円00銭 上記をこえる1キロボルトアンペアにつき　184円80銭 ロ　電力量料金 電力量料金は，その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。 (ｲ)　昼間時間 基本使用料金適用電力量をこえる1キロワット時につき　49円19銭 基本使用料金適用電力量は，1月につき200キロワット時といたします。 (ﾛ)　夜間時間 1キロワット時につき　27円99銭 (6)　そ の 他 イ　当社は，31（使用電力量の計量）に準じて使用電力量を計量いたします。 ロ　当社は，33（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。ただし，基本使用料金および基本使用料金適用電力量の日割計算は，別表6（日割計算の基本算式）(1)イおよびロ(ﾎ)によるものといたします。 ハ　当社は，47（制限または中止の料金割引）に準じて割引を行ない料金を算定いたします。なお，割引の対象は，47（制限または中止の料金割引）(1)イにかかわらず1月につき次の金額といたします。ただし，まったく電気を使用しない場合は，半額といたします。 (ｲ)　契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合 1契約につき　1,667円60銭 (ﾛ)　契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合 1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで　2,376円00銭 上記をこえる1キロボルトアンペアにつき　369円60銭 ニ　夜間蓄熱式機器の取付けもしくは取替えまたは取外しをされる場合は，当社に申し出ていただきます。 ホ　当社は，別表5（夜間蓄熱式機器）に定める夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。 ヘ　Ⅶ（供給方法，工事および工事費の負担）に定める事項については，契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約容量が増加しない場合は，契約容量が増加したものとして，従量電灯Ｃに準じて取り扱うものといたします。 ト　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）
	6　ピークシフト季節別時間帯別電灯のお客さまについての特別措置 ⑴　適 用 範 囲 電灯または小型機器を使用する需要で，この離島約款実施の際現に旧離島約款18（ピークシフト季節別時間帯別電灯）の適用を受けている場合に適用いたします。 ⑵　供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。 ⑶　契 約 容 量 契約容量は，原則として従量電灯Ｃに準じて定めます。 ただし，お客さまの希望により，電流を制限する計量器により電流を制限する場合，または当社もしくは当該配電事業者の電流制限器を取り付ける場合は，契約容量は，原則として電流を制限する計量器により制限される電流または電流制限器の定格電流にもとづき次により算定いたします。 イ　電流を制限する計量器による場合 $\text{入力（キロボルトアンペア）} = \frac{\text{制限される電流}}{\text{（アンペア）}} \times 100\text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$ ロ　電流制限器による場合 $\text{入力（キロボルトアンペア）} = \frac{\text{電流制限器の}}{\text{定格電流（アンペア）}} \times 100\text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$ なお，電流制限器とは，16（従量電灯）⑴ハ(ﾛ)および⑵ハ(ﾛ)における電流制限器をいいます。 ⑷　時間帯区分 時間帯区分は，次のとおりといたします。 イ　ピーク時間 夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。 ロ　昼間時間 毎日午前7時から午後11時までの時間をいいます。ただし，ピーク時間を除きます。 ハ　夜間時間 ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。 ⑸　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバ

<table>
<tr><th>離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施</th><th>離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）</th></tr>
<tr><td></td><td>ーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
イ　基本料金
基本料金は，契約容量に応じ１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。
(ｲ)　契約容量が６キロボルトアンペア以下の場合
1契約につき　1,667円60銭
(ﾛ)　契約容量が６キロボルトアンペアをこえる場合
1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで　2,376円00銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき　369円60銭
ロ　電力量料金
電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。
(ｲ)　ピーク時間
1キロワット時につき　63円99銭
(ﾛ)　昼間時間
最初の90キロワット時までの1キロワット時につき　29円27銭
90キロワット時をこえ230キロワット時までの1キロワット時につき　36円58銭
230キロワット時をこえる1キロワット時につき　46円56銭
(ﾊ)　夜間時間
1キロワット時につき　27円68銭
⑹　契 約 期 間
契約期間は，7（需給契約の成立および契約期間）⑵にかかわらず，次によります。
イ　契約期間は，需給契約またはその変更が成立した日から，料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。
ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
ハ　契約期間満了に先だって，原則として他の契約種別に変更することはできません。
⑺　そ　の　他
イ　当社は，31（使用電力量の計量）に準じて使用電力量を計量いたします。
ロ　当社は，33（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。ただし，昼間時間における料金適用上の電力量区分の日割計算は，別表 6（日割計算の基本算式）⑴ロ(ﾊ)によるものといたします。
ハ　当社は，47（制限または中止の料金割引）に準じて割引を行ない料金を算定いたします。
ニ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。</td></tr>
<tr><td>~~5~~　時間帯別電灯Ａにおける５時間通電機器等を使用されるお客さまについての特</td><td>7　時間帯別電灯Ａにおける５時間通電機器等を使用されるお客さまについての特</td></tr>
</table>

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）
別措置 ~~(1)　適　　用~~ ~~イ~~　5時間通電機器にかかわる取扱い ~~(ｲ)~~　当社は，~~33~~（使用電力量の計量）⑸イに該当し，毎日午前1時から午前6時まで以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断する夜間蓄熱式機器を5時間通電機器といたします。 なお，当社は，供給設備の状況により，5時間通電機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし，通電時間の延長または短縮は行ないません。 ~~(ﾛ)~~　当社は，次のいずれかに該当する夜間蓄熱式機器を5時間通電機器として取り扱います。ただし，これらの5時間通電機器を使用される需要場所において，5時間通電機器をすべて取り外された場合を除きます。 ~~a~~　この離島約款実施の際現に旧離島約款附則5（時間帯別電灯Ａにおける5時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）において5時間通電機器の適用を受けている夜間蓄熱式機器 ~~b~~　5時間通電機器にかかわる供給設備を設置している需要場所において，お客さまが新たに電気を使用される場合の~~(ｲ)~~に該当する夜間蓄熱式機器 ~~c~~　~~a~~または~~b~~に該当する夜間蓄熱式機器を使用される需要場所において，取付けまたは取替えをされた~~(ｲ)~~に該当する夜間蓄熱式機器 ~~(ﾊ)~~　時間帯別電灯Ａ適用の際現に時間帯別電灯Ｓ，深夜電力Ｃ，附則~~6~~（時間帯別電灯Ｂにおける8時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）~~(1)~~ロ~~(ﾛ)~~もしくは~~(ﾊ)~~，または附則~~7~~（低圧高稼動契約における5時間通電機器を使用されるお客さまについての特別措置）⑵もしくは⑶の適用を受けている5時間通電機器は，~~(ﾛ)~~に準ずるものといたします。 ~~(ﾆ)~~　~~(ﾛ)~~または~~(ﾊ)~~の場合で，当社が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は，夜間時間に使用されたものといたします。また，この場合の各時間帯別の使用電力量は，電力量計ごとに~~33~~（使用電力量の計量）⑶により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。 ~~ロ~~　通電制御型夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い ~~(ｲ)~~　当社は，次の~~a~~または~~b~~に該当する夜間蓄熱式機器を通電開始時刻が制御可能な夜間蓄熱式機器（以下「通電制御型夜間蓄熱式機器」といいます。）といたします。 ~~a~~　次のいずれにも該当する機能を有する貯湯式電気温水器 ~~(a)~~　給水温度を検知できること。 ~~(b)~~　~~(a)~~の給水温度にもとづいてお客さまが必要とされる湯温および湯量に沸きあげるための熱量を算出できること。 ~~(c)~~　~~(b)~~の熱量から所要通電時間数を算出できること。 ~~(d)~~　毎日の夜間時間（33〔使用電力量の計量〕⑸イの場合は通電時間といたします。）の終了時刻から(c)の所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。 ~~b~~　~~a~~に準ずる場合で，当社が認めたもの。 ~~(ﾛ)~~　当社は，次のいずれかに該当する夜間蓄熱式機器を通電制御型夜間蓄熱式機器として取り扱います。ただし，これらの夜間蓄熱式機器を使用される需要場所において，通電制御型夜間蓄熱式機器をすべて取り外された場合を除きます。 ~~a~~　この離島約款実施の際現に旧離島約款附則5（時間帯別電灯Ａにおけ	**別措置** ⑴　5時間通電機器にかかわる取扱い イ　当社は，31（使用電力量の計量）⑸イに該当し，毎日午前1時から午前6時まで以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断する夜間蓄熱式機器を5時間通電機器といたします。 なお，当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，5時間通電機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし，通電時間の延長または短縮は行ないません。 ロ　当社は，次のいずれかに該当する夜間蓄熱式機器を5時間通電機器として取り扱います。ただし，これらの5時間通電機器を使用される需要場所において，5時間通電機器をすべて取り外された場合を除きます。 (ｲ)　この離島約款実施の際現に旧離島約款附則5（時間帯別電灯Ａにおける5時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）において5時間通電機器の適用を受けている夜間蓄熱式機器 (ﾛ)　5時間通電機器にかかわる供給設備を設置している需要場所において，お客さまが新たに電気を使用される場合のイに該当する夜間蓄熱式機器 (ﾊ)　(ｲ)または(ﾛ)に該当する夜間蓄熱式機器を使用される需要場所において，取付けまたは取替えをされたイに該当する夜間蓄熱式機器 ハ　時間帯別電灯Ａ適用の際現に時間帯別電灯Ｓ，深夜電力Ｃ，附則8（時間帯別電灯Ｂにおける8時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）⑵ロもしくはハ，または附則9（低圧高稼動契約における5時間通電機器を使用されるお客さまについての特別措置）⑵もしくは⑶の適用を受けている5時間通電機器は，ロに準ずるものといたします。 ニ　ロまたはハの場合で，当社または当該配電事業者が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は，夜間時間に使用されたものといたします。また，この場合の各時間帯別の使用電力量は，電力量計ごとに31（使用電力量の計量）⑶により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。 ⑵　通電制御型夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い イ　当社は，次の(ｲ)または(ﾛ)に該当する夜間蓄熱式機器を通電開始時刻が制御可能な夜間蓄熱式機器（以下「通電制御型夜間蓄熱式機器」といいます。）といたします。 (ｲ)　次のいずれにも該当する機能を有する貯湯式電気温水器 a　給水温度を検知できること。 b　aの給水温度にもとづいてお客さまが必要とされる湯温および湯量に沸きあげるための熱量を算出できること。 c　bの熱量から所要通電時間数を算出できること。 d　毎日の夜間時間（31〔使用電力量の計量〕⑸イの場合は通電時間といたします。）の終了時刻からcの所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。 (ﾛ)　(ｲ)に準ずる場合で，当社が認めたもの。 ロ　当社は，次のいずれかに該当する夜間蓄熱式機器を通電制御型夜間蓄熱式機器として取り扱います。ただし，これらの夜間蓄熱式機器を使用される需要場所において，通電制御型夜間蓄熱式機器をすべて取り外された場合を除きます。 (ｲ)　この離島約款実施の際現に旧離島約款附則5（時間帯別電灯Ａにおける5時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）において

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）
る5時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）において通電制御型夜間蓄熱式機器の適用を受けている夜間蓄熱式機器 ~~b~~　通電制御型夜間蓄熱式機器にかかわる供給設備を設置している需要場所において，お客さまが新たに電気を使用される場合の~~(イ) a~~または~~b~~に該当する夜間蓄熱式機器 ~~c~~　~~a~~または~~b~~に該当する夜間蓄熱式機器を使用される需要場所において，取付けまたは取替えをされた~~(イ) a~~または~~b~~に該当する夜間蓄熱式機器 ~~(ハ)~~　時間帯別電灯Ａ適用の際現に附則~~6~~（時間帯別電灯Ｂにおける8時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）~~(1)ハ(ロ)~~もしくは~~(ハ)~~，または附則~~8~~（深夜電力Ｂにおける通電制御型夜間蓄熱式機器を使用されるお客さまについての特別措置）~~(1)ロ~~もしくは~~ハ~~の適用を受けている夜間蓄熱式機器は，~~(ロ)~~に準ずるものといたします。 ~~(ニ)~~　当社は，~~(イ) a~~または~~b~~に定める通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。 ~~(2)　料　　金~~ ~~5時間通電機器または通電制御型夜間蓄熱式機器を使用される場合の料金は，17（時間帯別電灯）(1)ホにかかわらず，17（時間帯別電灯）(1)ホによって料金として算定された金額から，(3)に定める割引対象容量にもとづき，イによって算定された5時間通電機器割引額またはロによって算定された通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を差し引いたものといたします。~~ ~~イ　5時間通電機器割引額~~ ~~5時間通電機器割引額は，1月につき次によって算定された金額といたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の5時間通電機器割引額は，半額といたします。~~ ~~貯湯式電気温水器の割引対象容量1キロボルトアンペアにつき　253円00銭~~ ~~蓄熱式電気暖房器等の機器の割引対象容量1キロボルトアンペアにつき　198円00銭~~ ~~ロ　通電制御型夜間蓄熱式機器割引額~~ ~~通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は，1月につき次によって算定された金額といたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は，半額といたします。~~ ~~貯湯式電気温水器の割引対象容量1キロボルトアンペアにつき　209円00銭~~ ~~蓄熱式電気暖房器等の機器の割引対象容量1キロボルトアンペアにつき　176円00銭~~ ~~ハ　最低月額料金~~ ~~17（時間帯別電灯）(1)ホ(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計からイまたはロによって算定された5時間通電機器割引額または通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を差し引いてえた金額が次の最低月額料金を下回る場合は，その1月の料金は，次の最低月額料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。~~ ~~1契約につき　336円60銭~~	通電制御型夜間蓄熱式機器の適用を受けている夜間蓄熱式機器 (ロ)　通電制御型夜間蓄熱式機器にかかわる供給設備を設置している需要場所において，お客さまが新たに電気を使用される場合のイ(イ)または(ロ)に該当する夜間蓄熱式機器 (ハ)　(イ)または(ロ)に該当する夜間蓄熱式機器を使用される需要場所において，取付けまたは取替えをされたイ(イ)または(ロ)に該当する夜間蓄熱式機器 ハ　時間帯別電灯Ａ適用の際現に附則8（時間帯別電灯Ｂにおける8時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）(3)ロもしくはハ，または附則10（深夜電力Ｂにおける通電制御型夜間蓄熱式機器を使用されるお客さまについての特別措置）(2)もしくは(3)の適用を受けている夜間蓄熱式機器は，ロに準ずるものといたします。 ニ　当社は，イ(イ)または(ロ)に定める通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）
~~(3)　割引対象容量~~ ~~イ　貯湯式電気温水器の割引対象容量は次に定める場合を除き，(1)イ(ﾛ)ａまたは(1)ロ(ﾛ)ａの適用を受ける貯湯式電気温水器の総容量（入力）といたします。~~ ~~(ｲ)　5時間通電機器または通電制御型夜間蓄熱式機器を変更された場合は，貯湯式電気温水器の割引対象容量は，次のとおりといたします。~~ ~~ａ　変更後の貯湯式電気温水器の総容量（入力）が，変更前の貯湯式電気温水器の割引対象容量を上回らない場合は，変更後の貯湯式電気温水器の総容量（入力）~~ ~~ｂ　変更後の貯湯式電気温水器の総容量（入力）が，変更前の貯湯式電気温水器の割引対象容量を上回る場合は，変更前の貯湯式電気温水器の割引対象容量~~ ~~(ﾛ)　時間帯別電灯Ａに契約種別を変更される場合は，貯湯式電気温水器の割引対象容量は，変更前の需給契約における貯湯式電気温水器の割引対象容量といたします。~~ ~~ロ　蓄熱式電気暖房器等の機器の割引対象容量は次に定める場合を除き，(1)イ(ﾛ)ａまたは(1)ロ(ﾛ)ａの適用を受ける蓄熱式電気暖房器等の機器の総容量（入力）といたします。~~ ~~(ｲ)　5時間通電機器または通電制御型夜間蓄熱式機器を変更された場合は，蓄熱式電気暖房器等の機器の割引対象容量は，次のとおりといたします。~~ ~~ａ　変更後の蓄熱式電気暖房器等の機器の総容量（入力）が，変更前の蓄熱式電気暖房器等の機器の割引対象容量を上回らない場合は，変更後の蓄熱式電気暖房器等の機器の総容量（入力）~~ ~~ｂ　変更後の蓄熱式電気暖房器等の機器の総容量（入力）が，変更前の蓄熱式電気暖房器等の機器の割引対象容量を上回る場合は，変更前の蓄熱式電気暖房器等の機器の割引対象容量~~ ~~(ﾛ)　時間帯別電灯Ａに契約種別を変更される場合は，蓄熱式電気暖房器等の機器の割引対象容量は，変更前の需給契約における蓄熱式電気暖房器等の機器の割引対象容量といたします。~~ ~~ハ　5時間通電機器割引額および通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を算定する場合の割引対象容量の単位は，1キロボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。~~ ~~(4)　5時間通電機器等に対する料金割引~~ ~~イ　(2)イの適用を受ける夜間蓄熱式機器については，(2)ロは適用いたしません。~~ ~~ロ　5時間通電機器または通電制御型夜間蓄熱式機器の取付けもしくは取替えまたは取外しをされたことにより料金に変更があった場合は，5時間通電機器割引額および通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は，(5)イ(ｲ)により日割計算をいたします。~~ ~~ハ　通電制御型夜間蓄熱式機器の取付けまたは取替えをされた場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は，お客さまの申出にもとづいて当社が通電制御型夜間蓄熱式機器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。~~ ~~ニ　供給停止期間中の5時間通電機器割引額および通電制御型夜間蓄熱式機器割引額については，(5)イ(ｲ)の「日割計算対象日数」を停止期間中の日数として日割計算をいたします。~~ ~~なお，この場合，5時間通電機器割引額および通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は，まったく電気を使用しない場合のものといたします。~~ ~~(5)　そ　の　他~~ ~~イ　17（時間帯別電灯）(1)ヘ(ｲ)の場合は，5時間通電機器割引額または通電制~~	

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）
~~御型夜間蓄熱式機器割引額の日割計算は，次によるものといたします。~~ ~~(ｲ)　5時間通電機器割引額または通電制御型夜間蓄熱式機器割引額の日割計算の基本算式~~ ~~1月の該当割引額×　日割計算対象日数 ／ 検針期間の日数~~ ~~ただし，34（料金の算定）(1)ハに該当する場合は，~~ ~~日割計算対象日数 ／ 検針期間の日数 は，日割計算対象日数 ／ 暦日数 といたします。~~ ~~(ﾛ)　電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(ｲ)の「検針期間の日数」は，別表10（日割計算の基本算式）(2)イおよびロによります。また，「暦日数」は，別表10（日割計算の基本算式）(4)イおよびロによります。~~ ~~ロ　49（制限または中止の料金割引）に定める事項については，従量電灯Bに準ずるものといたします。~~ ~~ハ　その他の事項については，時間帯別電灯Aに準ずるものといたします。~~	
~~6~~　時間帯別電灯Bにおける8時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置 ~~(1)　適　　用~~ ~~ｲ~~　8時間通電機器にかかわる取扱い ~~(ｲ)~~　当社は，次のいずれにも該当する夜間蓄熱式機器（~~ﾊ~~の適用を受ける夜間蓄熱式機器を除きます。）を8時間通電機器といたします。 ~~a~~　主として毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間に通電する機能を有すること。 ~~b~~　~~a~~の通電時間中に蓄熱のために使用されること。 なお，当社は，供給設備の状況により，~~33~~（使用電力量の計量）(5)イの場合の8時間通電機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし，通電時間の延長または短縮は行ないません。 ~~(ﾛ)~~　当社は，次のいずれかに該当する夜間蓄熱式機器を8時間通電機器として取り扱います。ただし，これらの夜間蓄熱式機器を使用される需要場所において，8時間通電機器をすべて取り外された場合を除きます。 ~~a~~　この離島約款実施の際現に旧離島約款附則6（時間帯別電灯Bにおける8時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）において8時間通電機器の適用を受けている夜間蓄熱式機器 ~~b~~　8時間通電機器にかかわる供給設備を設置している需要場所において，お客さまが新たに電気を使用される場合の~~(ｲ) a~~および~~b~~に該当する夜間蓄熱式機器 ~~c~~　~~a~~または~~b~~に該当する夜間蓄熱式機器を使用される需要場所において，取付けまたは取替えをされた~~(ｲ) a~~および~~b~~に該当する夜間蓄熱式機器 ~~(ﾊ)~~　当社は，~~(ｲ) a~~および~~b~~に定める8時間通電機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，8時間通電機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。 ~~ﾛ~~　5時間通電機器にかかわる取扱い ~~(ｲ)~~　当社は，~~33~~（使用電力量の計量）(5)イに該当し，毎日午前1時から午前6時まで以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断する夜間蓄熱式機器を5時間通電機器といたします。	8　時間帯別電灯Bにおける8時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置 (1)　8時間通電機器にかかわる取扱い イ　当社は，次のいずれにも該当する夜間蓄熱式機器（(3)の適用を受ける夜間蓄熱式機器を除きます。）を8時間通電機器といたします。 (ｲ)　主として毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間に通電する機能を有すること。 (ﾛ)　(ｲ)の通電時間中に蓄熱のために使用されること。 なお，当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，31（使用電力量の計量）(5)イの場合の8時間通電機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし，通電時間の延長または短縮は行ないません。 ロ　当社は，次のいずれかに該当する夜間蓄熱式機器を8時間通電機器として取り扱います。ただし，これらの夜間蓄熱式機器を使用される需要場所において，8時間通電機器をすべて取り外された場合を除きます。 (ｲ)　この離島約款実施の際現に旧離島約款附則6（時間帯別電灯Bにおける8時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）において8時間通電機器の適用を受けている夜間蓄熱式機器 (ﾛ)　8時間通電機器にかかわる供給設備を設置している需要場所において，お客さまが新たに電気を使用される場合のイ(ｲ)および(ﾛ)に該当する夜間蓄熱式機器 (ﾊ)　(ｲ)または(ﾛ)に該当する夜間蓄熱式機器を使用される需要場所において，取付けまたは取替えをされたイ(ｲ)および(ﾛ)に該当する夜間蓄熱式機器 ハ　当社は，イ(ｲ)および(ﾛ)に定める8時間通電機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，8時間通電機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。 (2)　5時間通電機器にかかわる取扱い イ　当社は，31（使用電力量の計量）(5)イに該当し，毎日午前1時から午前6時まで以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断する夜間蓄熱式機器を5時間通電機器といたします。

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）
なお，当社は，供給設備の状況により，5時間通電機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし，通電時間の延長または短縮は行ないません。	なお，当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，5時間通電機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし，通電時間の延長または短縮は行ないません。
~~(ﾛ)~~　当社は，次のいずれかに該当する夜間蓄熱式機器を5時間通電機器として取り扱います。ただし，これらの5時間通電機器を使用される需要場所において，5時間通電機器をすべて取り外された場合を除きます。	ロ　当社は，次のいずれかに該当する夜間蓄熱式機器を5時間通電機器として取り扱います。ただし，これらの5時間通電機器を使用される需要場所において，5時間通電機器をすべて取り外された場合を除きます。
~~a~~　この離島約款実施の際現に旧離島約款附則6（時間帯別電灯Ｂにおける8時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）において5時間通電機器の適用を受けている夜間蓄熱式機器	(ｲ)　この離島約款実施の際現に旧離島約款附則6（時間帯別電灯Ｂにおける8時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）において5時間通電機器の適用を受けている夜間蓄熱式機器
~~b~~　5時間通電機器にかかわる供給設備を設置している需要場所において，お客さまが新たに電気を使用される場合の~~(ｲ)~~に該当する夜間蓄熱式機器	(ﾛ)　5時間通電機器にかかわる供給設備を設置している需要場所において，お客さまが新たに電気を使用される場合のｲに該当する夜間蓄熱式機器
~~c~~　~~a~~または~~b~~に該当する夜間蓄熱式機器を使用される需要場所において，取付けまたは取替えをされた~~(ｲ)~~に該当する夜間蓄熱式機器	(ﾊ)　(ｲ)または(ﾛ)に該当する夜間蓄熱式機器を使用される需要場所において，取付けまたは取替えをされたｲに該当する夜間蓄熱式機器
~~(ﾊ)~~　時間帯別電灯Ｂ適用の際現に時間帯別電灯Ｓ，深夜電力Ｃ，附則~~5~~（時間帯別電灯Ａにおける5時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）(1)~~ｲ(ﾛ)~~もしくは~~(ﾊ)~~，または附則~~7~~（低圧高稼動契約における5時間通電機器を使用されるお客さまについての特別措置）(2)もしくは(3)の適用を受けている5時間通電機器は，~~(ﾛ)~~に準ずるものといたします。	ハ　時間帯別電灯Ｂ適用の際現に時間帯別電灯Ｓ，深夜電力Ｃ，附則7（時間帯別電灯Ａにおける5時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）(1)ロもしくはハ，または附則9（低圧高稼動契約における5時間通電機器を使用されるお客さまについての特別措置）(2)もしくは(3)の適用を受けている5時間通電機器は，ロに準ずるものといたします。
~~(ﾆ)~~　~~(ﾛ)~~または~~(ﾊ)~~の場合で，当社が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は，夜間時間に使用されたものといたします。また，この場合の各時間帯別の使用電力量は，電力量計ごとに~~33~~（使用電力量の計量）(3)により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。	ニ　ロまたはハの場合で，当社または当該配電事業者が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は，夜間時間に使用されたものといたします。また，この場合の各時間帯別の使用電力量は，電力量計ごとに31（使用電力量の計量）(3)により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。
~~ﾊ~~　通電制御型夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い	(3)　通電制御型夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い
~~(ｲ)~~　当社は，次の~~a~~または~~b~~に該当する夜間蓄熱式機器を通電制御型夜間蓄熱式機器といたします。	ｲ　当社は，次の(ｲ)または(ﾛ)に該当する夜間蓄熱式機器を通電制御型夜間蓄熱式機器といたします。
~~a~~　次のいずれにも該当する機能を有する貯湯式電気温水器	(ｲ)　次のいずれにも該当する機能を有する貯湯式電気温水器
~~(a)~~　給水温度を検知できること。	a　給水温度を検知できること。
~~(b)~~　~~(a)~~の給水温度にもとづいてお客さまが必要とされる湯温および湯量に沸きあげるための熱量を算出できること。	b　aの給水温度にもとづいてお客さまが必要とされる湯温および湯量に沸きあげるための熱量を算出できること。
~~(c)~~　~~(b)~~の熱量から所要通電時間数を算出できること。	c　bの熱量から所要通電時間数を算出できること。
~~(d)~~　主として毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間に通電する機能を有し，毎日午前7時（~~33~~〔使用電力量の計量〕(5)イの場合は通電時間の終了時刻といたします。）から~~(c)~~の所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。	d　主として毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間に通電する機能を有し，毎日午前7時（31〔使用電力量の計量〕(5)イの場合は通電時間の終了時刻といたします。）からｃの所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。
~~b~~　~~a~~に準ずる場合で，当社が認めたもの。	(ﾛ)　(ｲ)に準ずる場合で，当社が認めたもの。
~~(ﾛ)~~　当社は，次のいずれかに該当する夜間蓄熱式機器を通電制御型夜間蓄熱式機器として取り扱います。ただし，これらの夜間蓄熱式機器を使用される需要場所において，通電制御型夜間蓄熱式機器をすべて取り外された場合を除きます。	ロ　当社は，次のいずれかに該当する夜間蓄熱式機器を通電制御型夜間蓄熱式機器として取り扱います。ただし，これらの夜間蓄熱式機器を使用される需要場所において，通電制御型夜間蓄熱式機器をすべて取り外された場合を除きます。
~~a~~　この離島約款実施の際現に旧離島約款附則6（時間帯別電灯Ｂにおける8時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）において通電制御型夜間蓄熱式機器の適用を受けている夜間蓄熱式機器	(ｲ)　この離島約款実施の際現に旧離島約款附則6（時間帯別電灯Ｂにおける8時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）において通電制御型夜間蓄熱式機器の適用を受けている夜間蓄熱式機器
~~b~~　通電制御型夜間蓄熱式機器にかかわる供給設備を設置している需要場所において，お客さまが新たに電気を使用される場合の~~(ｲ)a~~または~~b~~に該当する夜間蓄熱式機器	(ﾛ)　通電制御型夜間蓄熱式機器にかかわる供給設備を設置している需要場所において，お客さまが新たに電気を使用される場合のｲ(ｲ)または(ﾛ)に該当する夜間蓄熱式機器
~~c~~　~~a~~または~~b~~に該当する夜間蓄熱式機器を使用される需要場所におい	(ﾊ)　(ｲ)または(ﾛ)に該当する夜間蓄熱式機器を使用される需要場所におい

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施

て，取付けまたは取替えをされた~~(ｲ) a~~または~~b~~に該当する夜間蓄熱式機器

~~(ﾊ)~~　時間帯別電灯Ｂ適用の際現に附則~~5~~（時間帯別電灯Ａにおける5時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）~~(1)~~ロ~~(ﾛ)~~もしくは~~(ﾊ)~~，または附則~~8~~（深夜電力Ｂにおける通電制御型夜間蓄熱式機器を使用されるお客さまについての特別措置）~~(1)ロ~~もしくは~~ﾊ~~の適用を受けている夜間蓄熱式機器は，~~(ﾛ)~~に準ずるものといたします。

~~(ﾆ)~~　当社は，~~(ｲ) a~~または~~b~~に定める通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

~~(2)　料　　金~~

~~8時間通電機器，5時間通電機器または通電制御型夜間蓄熱式機器を使用される場合の料金は，17（時間帯別電灯）(2)ホにかかわらず，17（時間帯別電灯）(2)ホによって料金として算定された金額から，(3)に定める割引対象容量にもとづき，イによって算定された8時間通電機器割引額，ロによって算定された5時間通電機器割引額またはハによって算定された通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を差し引いたものといたします。~~

~~イ　8時間通電機器割引額~~

~~8時間通電機器割引額は，1月につき次によって算定された金額といたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の8時間通電機器割引額は，半額といたします。~~

~~貯湯式電気温水器の割引対象容量1キロボルトアンペアにつき~~	~~33円00銭~~
~~蓄熱式電気暖房器等の機器の割引対象容量1キロボルトアンペアにつき~~	~~22円00銭~~

~~ロ　5時間通電機器割引額~~

~~5時間通電機器割引額は，1月につき次によって算定された金額といたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の5時間通電機器割引額は，半額といたします。~~

~~貯湯式電気温水器の割引対象容量1キロボルトアンペアにつき~~	~~275円00銭~~
~~蓄熱式電気暖房器等の機器の割引対象容量1キロボルトアンペアにつき~~	~~209円00銭~~

~~ハ　通電制御型夜間蓄熱式機器割引額~~

~~通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は，1月につき次によって算定された金額といたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は，半額といたします。~~

~~貯湯式電気温水器の割引対象容量1キロボルトアンペアにつき~~	~~242円00銭~~
~~蓄熱式電気暖房器等の機器の割引対象容量1キロボルトアンペアにつき~~	~~198円00銭~~

~~ニ　最低月額料金~~

~~17（時間帯別電灯）(2)ホ(ｲ)および(ﾛ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計からイ，ロまたはハによって算定された8時間通電機器割引額，5時間通電機器割引額または通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を差し引いてえた金額が次の最低月額料金を下回る場合は，その1月の料金は，次の最~~

離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）

て，取付けまたは取替えをされたイ(ｲ)または(ﾛ)に該当する夜間蓄熱式機器

ハ　時間帯別電灯Ｂ適用の際現に附則7（時間帯別電灯Ａにおける5時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）(2)ロもしくはハ，または附則10（深夜電力Ｂにおける通電制御型夜間蓄熱式機器を使用されるお客さまについての特別措置）(2)もしくは(3)の適用を受けている夜間蓄熱式機器は，ロに準ずるものといたします。

ニ　当社は，イ(ｲ)または(ﾛ)に定める通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）
~~低月額料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。~~ ~~1契約につき　336円60銭~~ ~~(3)　割引対象容量~~ ~~イ　貯湯式電気温水器の割引対象容量は次に定める場合を除き，(1)イ(ﾛ)a，(1)ロ(ﾛ)aまたは(1)ハ(ﾛ)aの適用を受ける貯湯式電気温水器の総容量（入力）といたします。~~ ~~(ｲ)　8時間通電機器，5時間通電機器または通電制御型夜間蓄熱式機器を変更された場合は，貯湯式電気温水器の割引対象容量は，次のとおりといたします。~~ ~~a　変更後の貯湯式電気温水器の総容量（入力）が，変更前の貯湯式電気温水器の割引対象容量を上回らない場合は，変更後の貯湯式電気温水器の総容量（入力）~~ ~~b　変更後の貯湯式電気温水器の総容量（入力）が，変更前の貯湯式電気温水器の割引対象容量を上回る場合は，変更前の貯湯式電気温水器の割引対象容量~~ ~~(ﾛ)　時間帯別電灯Bに契約種別を変更される場合は，貯湯式電気温水器の割引対象容量は，変更前の需給契約における貯湯式電気温水器の割引対象容量といたします。~~ ~~ロ　蓄熱式電気暖房器等の機器の割引対象容量は次に定める場合を除き，(1)イ(ﾛ)a，(1)ロ(ﾛ)aまたは(1)ハ(ﾛ)aの適用を受ける蓄熱式電気暖房器等の機器の総容量（入力）といたします。~~ ~~(ｲ)　8時間通電機器，5時間通電機器または通電制御型夜間蓄熱式機器を変更された場合は，蓄熱式電気暖房器等の機器の割引対象容量は，次のとおりといたします。~~ ~~a　変更後の蓄熱式電気暖房器等の機器の総容量（入力）が，変更前の蓄熱式電気暖房器等の機器の割引対象容量を上回らない場合は，変更後の蓄熱式電気暖房器等の機器の総容量（入力）~~ ~~b　変更後の蓄熱式電気暖房器等の機器の総容量（入力）が，変更前の蓄熱式電気暖房器等の機器の割引対象容量を上回る場合は，変更前の蓄熱式電気暖房器等の機器の割引対象容量~~ ~~(ﾛ)　時間帯別電灯Bに契約種別を変更される場合は，蓄熱式電気暖房器等の機器の割引対象容量は，変更前の需給契約における蓄熱式電気暖房器等の機器の割引対象容量といたします。~~ ~~ハ　8時間通電機器割引額，5時間通電機器割引額および通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を算定する場合の割引対象容量の単位は，1キロボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。~~ ~~(4)　8時間通電機器等に対する料金割引~~ ~~イ　(2)ロの適用を受ける夜間蓄熱式機器については，(2)イおよびハは適用いたしません。~~ ~~ロ　(2)ハの適用を受ける夜間蓄熱式機器については，(2)イは適用いたしません。~~ ~~ハ　8時間通電機器，5時間通電機器または通電制御型夜間蓄熱式機器の取付けもしくは取替えまたは取外しをされたことにより料金に変更があった場合は，8時間通電機器割引額，5時間通電機器割引額および通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は，(5)イ(ｲ)により日割計算をいたします。~~ ~~ニ　通電制御型夜間蓄熱式機器の取付けまたは取替えをされた場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は，お客さまの申出にもとづいて当社が通電制御型夜間蓄熱式機器であることを確認した日以降の料金について適用いたしま~~	

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）
~~す。~~ ~~ホ　供給停止期間中の8時間通電機器割引額，5時間通電機器割引額および通電制御型夜間蓄熱式機器割引額については，⑸イ(ｲ)の「日割計算対象日数」を停止期間中の日数として日割計算をいたします。~~ ~~なお，この場合，8時間通電機器割引額，5時間通電機器割引額および通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は，まったく電気を使用しない場合のものといたします。~~ ~~⑸　そ　の　他~~ ~~イ　17（時間帯別電灯）⑵ヘ(ｲ)の場合は，8時間通電機器割引額，5時間通電機器割引額または通電制御型夜間蓄熱式機器割引額の日割計算は，次によるものといたします。~~ ~~(ｲ)　8時間通電機器割引額，5時間通電機器割引額または通電制御型夜間蓄熱式機器割引額の日割計算の基本算式~~ ~~1月の該当割引額×　日割計算対象日数 ／ 検針期間の日数~~ ~~ただし，34（料金の算定）⑴ハに該当する場合は，~~ ~~日割計算対象日数 ／ 検針期間の日数　は　日割計算対象日数 ／ 暦日数　といたします。~~ ~~(ﾛ)　電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(ｲ)の「検針期間の日数」は，別表10（日割計算の基本算式）⑵イおよびロによります。また，「暦日数」は，別表10（日割計算の基本算式）⑷イおよびロによります。~~ ~~ロ　49（制限または中止の料金割引）に定める事項については，従量電灯Ｂに準ずるものといたします。~~ ~~ハ　その他の事項については，時間帯別電灯Ｂに準ずるものといたします。~~	
~~7~~　**低圧高稼動契約における5時間通電機器を使用されるお客さまについての特別措置** ⑴　当社は，別表~~8~~（夜間蓄熱式機器）⑶に該当し，毎日午前1時から午前6時まで以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断する夜間蓄熱式機器を5時間通電機器といたします。 なお，当社は，供給設備の状況により，5時間通電機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし，通電時間の延長または短縮は行ないません。 ⑵　当社は，次のいずれかに該当する夜間蓄熱式機器を5時間通電機器として取り扱います。ただし，これらの5時間通電機器を使用される需要場所において，5時間通電機器をすべて取り外された場合を除きます。 イ　この離島約款実施の際現に旧離島約款附則7（低圧高稼動契約における5時間通電機器を使用されるお客さまについての特別措置）において5時間通電機器の適用を受けている夜間蓄熱式機器 ロ　5時間通電機器にかかわる供給設備を設置している需要場所において，お客さまが新たに電気を使用される場合の⑴に該当する夜間蓄熱式機器 ハ　イまたはロに該当する夜間蓄熱式機器を使用される需要場所において，取付けまたは取替えをされた⑴に該当する夜間蓄熱式機器 ⑶　低圧高稼動契約適用の際現に時間帯別電灯Ｓ，深夜電力Ｃ，附則~~5~~（時間帯別電灯Ａにおける5時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）⑴~~イ(ﾛ)~~もしくは~~(ﾊ)~~，または附則~~6~~（時間帯別電灯Ｂにおける8時間通電	9　**低圧高稼動契約における5時間通電機器を使用されるお客さまについての特別措置** ⑴　当社は，別表5（夜間蓄熱式機器）⑶に該当し，毎日午前1時から午前6時まで以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断する夜間蓄熱式機器を5時間通電機器といたします。 なお，当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，5時間通電機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし，通電時間の延長または短縮は行ないません。 ⑵　当社は，次のいずれかに該当する夜間蓄熱式機器を5時間通電機器として取り扱います。ただし，これらの5時間通電機器を使用される需要場所において，5時間通電機器をすべて取り外された場合を除きます。 イ　この離島約款実施の際現に旧離島約款附則7（低圧高稼動契約における5時間通電機器を使用されるお客さまについての特別措置）において5時間通電機器の適用を受けている夜間蓄熱式機器 ロ　5時間通電機器にかかわる供給設備を設置している需要場所において，お客さまが新たに電気を使用される場合の⑴に該当する夜間蓄熱式機器 ハ　イまたはロに該当する夜間蓄熱式機器を使用される需要場所において，取付けまたは取替えをされた⑴に該当する夜間蓄熱式機器 ⑶　低圧高稼動契約適用の際現に時間帯別電灯Ｓ，深夜電力Ｃ，附則7（時間帯別電灯Ａにおける5時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）⑴ロもしくはハ，または附則8（時間帯別電灯Ｂにおける8時間通電機器

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）
機器等を使用されるお客さまについての特別措置）~~(1)~~ロ~~(ﾛ)~~もしくは~~(ﾊ)~~の適用を受けている5時間通電機器は，(2)に準ずるものといたします。	等を使用されるお客さまについての特別措置）(2)ロもしくはハの適用を受けている5時間通電機器は，(2)に準ずるものといたします。
~~8~~　深夜電力Ｂにおける通電制御型夜間蓄熱式機器を使用されるお客さまについての特別措置 ~~(1)　適　　用~~ ~~イ~~　当社は，次の~~(ｲ)~~または~~(ﾛ)~~に該当する貯湯式電気温水器または蓄熱式電気暖房器等の機器を通電制御型夜間蓄熱式機器といたします。 ~~(ｲ)~~　次のいずれにも該当する機能を有する貯湯式電気温水器 ~~a~~　給水温度を検知できること。 ~~b~~　~~a~~の給水温度にもとづいてお客さまが必要とされる湯温および湯量に沸きあげるための熱量を算出できること。 ~~c~~　~~b~~の熱量から所要通電時間数を算出できること。 ~~d~~　契約使用時間終了時刻から~~c~~の所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。 ~~(ﾛ)~~　~~(ｲ)~~に準ずる場合で，当社が認めたもの。 ~~ロ~~　当社は，次のいずれかに該当する貯湯式電気温水器または蓄熱式電気暖房器等の機器を通電制御型夜間蓄熱式機器として取り扱います。ただし，これらの貯湯式電気温水器または蓄熱式電気暖房器等の機器を使用される需要場所において，通電制御型夜間蓄熱式機器をすべて取り外された場合を除きます。 ~~(ｲ)~~　この離島約款実施の際現に旧離島約款附則8（深夜電力Ｂにおける通電制御型夜間蓄熱式機器を使用されるお客さまについての特別措置）において通電制御型夜間蓄熱式機器の適用を受けている貯湯式電気温水器または蓄熱式電気暖房器等の機器 ~~(ﾛ)~~　通電制御型夜間蓄熱式機器にかかわる供給設備を設置している需要場所において，お客さまが新たに電気を使用される場合の~~イ(ｲ)~~または~~(ﾛ)~~に該当する貯湯式電気温水器または蓄熱式電気暖房器等の機器 ~~(ﾊ)~~　~~(ｲ)~~または~~(ﾛ)~~に該当する貯湯式電気温水器または蓄熱式電気暖房器等の機器を使用される需要場所において，取付けまたは取替えをされた~~イ(ｲ)~~または~~(ﾛ)~~に該当する貯湯式電気温水器または蓄熱式電気暖房器等の機器 ~~ハ~~　深夜電力Ｂ適用の際現に附則~~5~~（時間帯別電灯Ａにおける5時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）~~(1)~~ロ~~(ﾛ)~~もしくは~~(ﾊ)~~または附則~~6~~（時間帯別電灯Ｂにおける8時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）~~(1)~~ハ~~(ﾛ)~~もしくは~~(ﾊ)~~の適用を受けている通電制御型夜間蓄熱式機器は，~~ロ~~に準ずるものといたします。 ~~ニ~~　通電制御型夜間蓄熱式機器の取付けもしくは取替えまたは取外しをされる場合は，当社に申し出ていただきます。 ~~ホ~~　当社は，~~イ(ｲ)~~または~~(ﾛ)~~に定める通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。 ~~(2)　料　　金~~ ~~(1)の適用を受ける通電制御型夜間蓄熱式機器を使用される場合の料金は，27（深夜電力）(2)ニにかかわらず，27（深夜電力）(2)ニによって料金として算定された金額から，次によって算定された通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を差し引いたものといたします。~~ ~~通電制御型夜間　　＝割引対象額×　　15パーセント~~	**10　深夜電力Ｂにおける通電制御型夜間蓄熱式機器を使用されるお客さまについての特別措置** (1)　当社は，次のイまたはロに該当する貯湯式電気温水器または蓄熱式電気暖房器等の機器を通電制御型夜間蓄熱式機器といたします。 イ　次のいずれにも該当する機能を有する貯湯式電気温水器 (ｲ)　給水温度を検知できること。 (ﾛ)　(ｲ)の給水温度にもとづいてお客さまが必要とされる湯温および湯量に沸きあげるための熱量を算出できること。 (ﾊ)　(ﾛ)の熱量から所要通電時間数を算出できること。 (ﾆ)　契約使用時間終了時刻から(ﾊ)の所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。 ロ　イに準ずる場合で，当社が認めたもの。 (2)　当社は，次のいずれかに該当する貯湯式電気温水器または蓄熱式電気暖房器等の機器を通電制御型夜間蓄熱式機器として取り扱います。ただし，これらの貯湯式電気温水器または蓄熱式電気暖房器等の機器を使用される需要場所において，通電制御型夜間蓄熱式機器をすべて取り外された場合を除きます。 イ　この離島約款実施の際現に旧離島約款附則8（深夜電力Ｂにおける通電制御型夜間蓄熱式機器を使用されるお客さまについての特別措置）において通電制御型夜間蓄熱式機器の適用を受けている貯湯式電気温水器または蓄熱式電気暖房器等の機器 ロ　通電制御型夜間蓄熱式機器にかかわる供給設備を設置している需要場所において，お客さまが新たに電気を使用される場合の(1)イまたはロに該当する貯湯式電気温水器または蓄熱式電気暖房器等の機器 ハ　イまたはロに該当する貯湯式電気温水器または蓄熱式電気暖房器等の機器を使用される需要場所において，取付けまたは取替えをされた(1)イまたはロに該当する貯湯式電気温水器または蓄熱式電気暖房器等の機器 (3)　深夜電力Ｂ適用の際現に附則7（時間帯別電灯Ａにおける5時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）(2)ロもしくはハまたは附則8（時間帯別電灯Ｂにおける8時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）(3)ロもしくはハの適用を受けている通電制御型夜間蓄熱式機器は，(2)に準ずるものといたします。 (4)　通電制御型夜間蓄熱式機器の取付けもしくは取替えまたは取外しをされる場合は，当社に申し出ていただきます。 (5)　当社は，(1)イまたはロに定める通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）
~~蓄熱式機器割引額~~ ~~割引対象額　＝　27（深夜電力）(2)ニ(イ)の基本料金　＋　その1月の使用電力量に27（深夜電力）(2)ニ(ロ)の該当料金を適用して算定された金額~~ ~~(3)　通電制御型夜間蓄熱式機器割引額の算定~~ ~~イ　契約負荷設備に通電制御型夜間蓄熱式機器以外の負荷設備がある場合または通電制御型夜間蓄熱式機器を変更された場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は，(4)に定める割引対象容量にもとづき，次の算式によって算定いたします。~~ ~~通電制御型夜間蓄熱式機器割引額　＝割引対象額×　15パーセント×　割引対象率~~ ~~割引対象率＝貯湯式電気温水器の割引対象容量および蓄熱式電気暖房器等の機器の割引対象容量の合計／契約負荷設備の総容量（入力）×100~~ ~~なお，割引対象率の単位は，1パーセントとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。~~ ~~ロ　通電制御型夜間蓄熱式機器の取付けもしくは取外しをされ，または割引対象率が変更となることにより，料金に変更があった場合は，35（日割計算）に準じて日割計算をいたします。~~ ~~ハ　通電制御型夜間蓄熱式機器の取付けまたは取替えをされた場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は，お客さまの申出にもとづいて当社が通電制御型夜間蓄熱式機器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。~~ ~~ニ　ロまたは34（料金の算定）(1)ロの場合で，日割計算をするときは，料金に変更のあった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。この場合，それぞれの期間の使用電力量は，その1月の使用電力量を料金に変更のあった日の前後の期間の日数に契約電力を乗じた値の比率であん分したものといたします。~~ ~~ホ　49（制限または中止の料金割引）によって割引を行なう場合は，通電制御型夜間蓄熱式機器割引額の割引対象額は，(2)によって算定された割引対象額から49（制限または中止の料金割引）による割引額を差し引いたものといたします。~~ ~~(4)　割引対象容量~~ ~~イ　貯湯式電気温水器の割引対象容量は次に定める場合を除き，(1)ロ(イ)の適用を受ける貯湯式電気温水器の総容量（入力）といたします。~~ ~~(イ)　通電制御型夜間蓄熱式機器を変更された場合は，貯湯式電気温水器の割引対象容量は，次のとおりといたします。~~ ~~a　変更後の貯湯式電気温水器の総容量（入力）が，変更前の貯湯式電気温水器の割引対象容量を上回らない場合は，変更後の貯湯式電気温水器の総容量（入力）~~ ~~b　変更後の貯湯式電気温水器の総容量（入力）が，変更前の貯湯式電気温水器の割引対象容量を上回る場合は，変更前の貯湯式電気温水器の割引対象容量~~ ~~(ロ)　深夜電力Bに契約種別を変更される場合は，貯湯式電気温水器の割引対象容量は，変更前の需給契約における貯湯式電気温水器の割引対象容量といたします。~~	

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）
~~ロ　蓄熱式電気暖房器等の機器の割引対象容量は次に定める場合を除き，(1)ロ(ｲ)の適用を受ける蓄熱式電気暖房器等の機器の総容量（入力）といたします。~~ ~~(ｲ)　通電制御型夜間蓄熱式機器を変更された場合は，蓄熱式電気暖房器等の機器の割引対象容量は，次のとおりといたします。~~ ~~a　変更後の蓄熱式電気暖房器等の機器の総容量（入力）が，変更前の蓄熱式電気暖房器等の機器の割引対象容量を上回らない場合は，変更後の蓄熱式電気暖房器等の機器の総容量（入力）~~ ~~b　変更後の蓄熱式電気暖房器等の機器の総容量（入力）が，変更前の蓄熱式電気暖房器等の機器の割引対象容量を上回る場合は，変更前の蓄熱式電気暖房器等の機器の割引対象容量~~ ~~(ﾛ)　深夜電力Ｂに契約種別を変更される場合は，蓄熱式電気暖房器等の機器の割引対象容量は，変更前の需給契約における蓄熱式電気暖房器等の機器の割引対象容量といたします。~~	
	11　この離島約款の実施にともなう切替措置 この離島約款実施の日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては，32（料金の算定）および33（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。
別　　表 1　再生可能エネルギー発電促進賦課金 (1)　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。 なお，当社は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を~~あらかじめ当社の事務所に掲示~~いたします。 (2)　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 イ　(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，ロの場合を除き，当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価にかかわる納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。 ロ　定額制供給の場合は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯，臨時電力および農事用電力Ｂで，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，イにいう検針日は，応当日といたします。 (3)　再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は，次により算定いたします。 なお，再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。 (ｲ)　定額制供給の場合 a　定額電灯および公衆街路灯Ａ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は，各契約負荷設備ごとの(1)に定	別　　表 1　再生可能エネルギー発電促進賦課金 (1)　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。 なお，当社は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。 (2)　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 イ　(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，ロの場合を除き，当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価にかかわる納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。 ロ　定額制供給の場合は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯，臨時電力および農事用電力Ｂで，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，イにいう検針日は，応当日といたします。 (3)　再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は，次により算定いたします。 なお，再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。 (ｲ)　定額制供給の場合 a　定額電灯および公衆街路灯Ａ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は，各契約負荷設備ごとの(1)に定

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）
める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。 b　臨時電灯Ａ，臨時電力，農事用電力Ｂおよび深夜電力Ａ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は，各契約種別ごとの⑴に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。 (ﾛ)　従量制供給の場合 再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その１月の使用電力量に⑴に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯Ａの場合は，最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は，最低料金適用電力量に⑴に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。また，電力量料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その１月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに⑴に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。 なお，最低料金適用電力量とは，１契約につき最初の７キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。 ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第１項の規定により認定を受けた場合で，お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は，次のとおりといたします。 (ｲ)　(ﾛ)の場合を除き，お客さまからの申出の直後の４月の検針日から翌年の４月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第５項または第６項の規定により認定を取り消された場合は，その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気にかかわる再生可能エネルギー発電促進賦課金は，イにかかわらず，イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から，再生可能エネルギー特別措置法第37条第３項第１号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第３項第２号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。 なお，減免額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。 (ﾛ)　定額制供給の場合は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯，臨時電力および農事用電力Ｂで，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，(ｲ)にいう検針日は，応当日といたします。	める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。 b　臨時電灯Ａ，臨時電力，農事用電力Ｂおよび深夜電力Ａ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は，各契約種別ごとの⑴に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。 (ﾛ)　従量制供給の場合 再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その１月の使用電力量に⑴に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯Ａの場合は，最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は，最低料金適用電力量に⑴に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。また，電力量料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その１月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに⑴に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。 なお，最低料金適用電力量とは，１契約につき最初の７キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。 ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第１項の規定により認定を受けた場合で，お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は，次のとおりといたします。 (ｲ)　(ﾛ)の場合を除き，お客さまからの申出の直後の４月の検針日から翌年の４月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第５項または第６項の規定により認定を取り消された場合は，その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気にかかわる再生可能エネルギー発電促進賦課金は，イにかかわらず，イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から，再生可能エネルギー特別措置法第37条第３項第１号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第３項第２号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。 なお，減免額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。 (ﾛ)　定額制供給の場合は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯，臨時電力および農事用電力Ｂで，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，(ｲ)にいう検針日は，応当日といたします。
２　燃料費調整 ⑴　燃料費調整額の算定 イ　平均燃料価格 原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。 なお，平均燃料価格は，100円単位とし，100円未満の端数は，10円の位で四捨五入いたします。 平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ Ａ＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格	**２　燃料費調整** ⑴　燃料費調整額の算定 イ　平均燃料価格 原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。 なお，平均燃料価格は，100円単位とし，100円未満の端数は，10円の位で四捨五入いたします。 平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ Ａ＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）
B＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格 C＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格 α＝0.1152 β＝0.2714 γ＝0.7386 なお，各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は，1 円とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。	B＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格 C＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格 α＝0.0259 β＝0.2563 γ＝0.8915 なお，各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は，1 円とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 ロ　基準燃料価格 原油換算値 1 キロリットル当たりの基準燃料価格は，83,500 円といたします。 ハ　調整上限燃料価格 原油換算値 1 キロリットル当たりの調整上限燃料価格は，125,300 円といたします。
~~ロ~~　燃料費調整単価 燃料費調整単価は，各契約種別ごとに~~次~~の算式によって算定された値といたします。 なお，燃料費調整単価の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。	三　燃料費調整単価 燃料費調整単価は，各契約種別ごとに(ｲ)または(ﾛ)の算式によって算定された値といたします。 なお，燃料費調整単価の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
~~(ｲ)~~　1 キロリットル当たりの平均燃料価格が ~~31,400 円~~を下回る場合 燃料費調整単価 ＝ (~~31,400円~~－平均燃料価格) × (2)の基準単価 / 1,000 ~~(ﾛ)~~　1 キロリットル当たりの平均燃料価格が ~~31,400 円~~を上回り，かつ，~~47,100 円~~以下の場合 燃料費調整単価 ＝ (平均燃料価格－~~31,400円~~) × (2)の基準単価 / 1,000 ~~(ﾊ)~~　1 キロリットル当たりの平均燃料価格が ~~47,100 円~~を上回る場合 平均燃料価格は，~~47,100 円~~といたします。 燃料費調整単価 ＝ (~~47,100円~~－~~31,400円~~) × (2)の基準単価 / 1,000	(ｲ)　定額電灯，従量電灯，臨時電灯，公衆街路灯，低圧電力，臨時電力または農事用電力の場合 a　1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合 燃料費調整単価 ＝ (基準燃料価格－平均燃料価格) × (2)の基準単価 / 1,000 b　1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回り，かつ，調整上限燃料価格以下の場合 燃料費調整単価 ＝ (平均燃料価格－基準燃料価格) × (2)の基準単価 / 1,000 c　1 キロリットル当たりの平均燃料価格が調整上限燃料価格を上回る場合 平均燃料価格は，調整上限燃料価格といたします。 燃料費調整単価 ＝ (調整上限燃料価格－基準燃料価格) × (2)の基準単価 / 1,000 (ﾛ)　(ｲ)以外の場合 a　1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合 燃料費調整単価 ＝ (基準燃料価格－平均燃料価格) × (2)の基準単価 / 1,000 b　1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合 燃料費調整単価 ＝ (平均燃料価格－基準燃料価格) × (2)の基準単価 / 1,000
~~ﾊ~~　燃料費調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。 (ｲ)　各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，(ﾛ)の場合を除き，次のとおりといたします。	ホ　燃料費調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。 (ｲ)　各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，(ﾛ)の場合を除き，次のとおりといたします。

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ﾛ)　定額制供給の場合は，各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯，臨時電力および農事用電力Ｂで，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，(ｲ)にいう検針日は，応当日といたします。

~~ニ~~　燃料費調整額

(ｲ)　定額制供給の場合

a　定額電灯および公衆街路灯Ａ

燃料費調整額は，~~ロ~~によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

b　臨時電灯Ａ，臨時電力，農事用電力Ｂおよび深夜電力Ａ

燃料費調整額は，~~ロ~~によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

(ﾛ)　従量制供給の場合

燃料費調整額は，その１月の使用電力量に~~ロ~~によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯Ａの場合は，最低

離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ﾛ)　定額制供給の場合は，各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯，臨時電力および農事用電力Ｂで，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，(ｲ)にいう検針日は，応当日といたします。

ハ　燃料費調整額

(ｲ)　定額制供給の場合

a　定額電灯および公衆街路灯Ａ

燃料費調整額は，ニによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

b　臨時電灯Ａ，臨時電力，農事用電力Ｂおよび深夜電力Ａ

燃料費調整額は，ニによって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

(ﾛ)　従量制供給の場合

燃料費調整額は，その１月の使用電力量にニによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯Ａの場合は，最低料金の燃料費調整額は，最低料金適用電力量にニによって算定された燃料

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施

料金の燃料費調整額は，最低料金適用電力量に~~ロ~~によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また，電力量料金の燃料費調整額は，その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに~~ロ~~によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

⑵　基 準 単 価

基準単価は，平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ　定額制供給の場合

(ｲ)　定額電灯および公衆街路灯Ａ

基準単価は,各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電灯	10ワットまでの1灯につき	85銭9厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1円71銭7厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	3円43銭5厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	5円15銭2厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	8円58銭8厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	8円58銭8厘
小型機器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	2円56銭5厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	5円13銭0厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	5円13銭0厘

(ﾛ)　臨時電灯Ａ

基準単価は，契約負荷設備の総容量（入力）によって，1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	6銭9厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	13銭9厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	13銭9厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1円38銭4厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1円38銭4厘

(ﾊ)　臨時電力

基準単価は，次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は，契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1円45銭4厘

(ﾆ)　農事用電力Ｂ（育苗温床用電力）

基準単価は，次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は，契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半

離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）

費調整単価を適用して算定いたします。また，電力量料金の燃料費調整額は，その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに三によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

⑵　基 準 単 価

基準単価は，平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ　定額制供給の場合

(ｲ)　定額電灯および公衆街路灯Ａ

基準単価は,各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電灯	10ワットまでの1灯につき	76銭5厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1円52銭9厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	3円05銭9厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	4円58銭8厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	7円64銭7厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	7円64銭7厘
小型機器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	2円28銭5厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	4円56銭8厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	4円56銭8厘

(ﾛ)　臨時電灯Ａ

基準単価は，契約負荷設備の総容量（入力）によって，1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	6銭2厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	12銭3厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	12銭3厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1円23銭3厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1円23銭3厘

(ﾊ)　臨時電力

基準単価は，次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は，契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1円29銭6厘

(ﾆ)　農事用電力Ｂ（育苗温床用電力）

基準単価は，次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は，契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）
額といたします。 契約電力1キロワット1日につき　2円61銭8厘 (ﾎ)　深夜電力Ａ 基準単価は，1月につき次のとおりといたします。 1契約につき　22円11銭0厘 ロ　従量制供給の場合 基準単価は，次のとおりといたします。 1キロワット時につき　22銭1厘 (3)　燃料費調整単価等の~~掲示~~ 当社は，(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格，1トン当たりの平均石炭価格および(1)~~ﾛ~~によって算定された燃料費調整単価を~~当社の事務所に掲示~~いたします。	契約電力1キロワット1日につき　2円33銭2厘 (ﾎ)　深夜電力Ａ 基準単価は，1月につき次のとおりといたします。 1契約につき　19円69銭0厘 ロ　従量制供給の場合 基準単価は，次のとおりといたします。 1キロワット時につき　19銭7厘 (3)　燃料費調整単価等のお知らせ 当社は，(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格，1トン当たりの平均石炭価格および(1)ニによって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。
	3　離島ユニバーサルサービス調整 (1)　離島ユニバーサルサービス調整額の算定 イ　離島平均燃料価格 原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。 なお，離島平均燃料価格は，100円単位とし，100円未満の端数は，10円の位で四捨五入いたします。 離島平均燃料価格＝Ａ×α Ａ＝各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格 α＝1.0000 なお，各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格の単位は，1円とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。 ロ　離島基準燃料価格 原油換算値1キロリットル当たりの離島基準燃料価格は，79,300円といたします。 ハ　離島調整上限燃料価格 原油換算値1キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は，119,000円といたします。 ニ　離島ユニバーサルサービス調整単価 離島ユニバーサルサービス調整単価は，次の算式によって算定された値といたします。 なお，離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は，1銭とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。 (ｲ)　1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を下回る場合 離島ユニバーサルサービス調整単価 ＝(離島基準燃料価格－離島平均燃料価格)×$\frac{(2)\text{の離島基準単価}}{1,000}$ (ﾛ)　1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を上回り，かつ，離島調整上限燃料価格以下の場合 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）

＝(離島平均燃料価格－離島基準燃料価格) × $\frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$

(ﾊ)　1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合

離島平均燃料価格は，離島調整上限燃料価格といたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価

＝(離島調整上限燃料価格－離島基準燃料価格) × $\frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$

ホ　離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は，その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(ｲ)　各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，(ﾛ)の場合を除き，次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ﾛ)　定額制供給の場合は，各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日とい

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）

たします。ただし，臨時電灯，臨時電力および農事用電力Ｂで，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，(ｲ)にいう検針日は，応当日といたします。

ヘ　離島ユニバーサルサービス調整額

(ｲ) 定額制供給の場合

ａ　定額電灯および公衆街路灯Ａ

離島ユニバーサルサービス調整額は，ニによって算定された各契約負荷設備ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価の合計といたします。

ｂ　臨時電灯Ａ，臨時電力，農事用電力Ｂおよび深夜電力Ａ

離島ユニバーサルサービス調整額は，ニによって算定された各契約種別ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。

(ﾛ) 従量制供給の場合

離島ユニバーサルサービス調整額は，その 1 月の使用電力量にニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯Ａの場合は，最低料金の離島ユニバーサルサービス調整額は，最低料金適用電力量にニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。また，電力量料金の離島ユニバーサルサービス調整額は，その 1 月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

⑵　離島基準単価

離島基準単価は，離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

イ　定額制供給の場合

(ｲ)　定額電灯および公衆街路灯Ａ

離島基準単価は，各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電灯	10 ワットまでの 1 灯につき	4 厘
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	9 厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	1 銭 8 厘
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	2 銭 5 厘
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	4 銭 3 厘
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	4 銭 3 厘
小型機器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	1 銭 3 厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2 銭 5 厘
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	2 銭 5 厘

(ﾛ)　臨時電灯Ａ

離島基準単価は，契約負荷設備の総容量（入力）によって，1 日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	0 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	1 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	1 厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	7 厘

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

<table>
<tr><th>離島等供給約款［低圧用］　2022 年 4 月 12 日実施</th><th>離島等供給約款［低圧用］　2023 年 6 月 1 日実施（案）</th></tr>
<tr><td></td><td>
<table><tr><td>総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合
1 キロボルトアンペアまでごとに</td><td>7 厘</td></tr></table>
(ハ)　臨時電力
離島基準単価は，次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の離島基準単価は，契約電力が 1 キロワットの場合の離島基準単価の半額といたします。
<table><tr><td>契約電力 1 キロワット 1 日につき</td><td>8 厘</td></tr></table>
(ニ)　農事用電力Ｂ（育苗温床用電力）
離島基準単価は，次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の離島基準単価は，契約電力が 1 キロワットの場合の離島基準単価の半額といたします。
<table><tr><td>契約電力 1 キロワット 1 日につき</td><td>1 銭 3 厘</td></tr></table>
(ホ)　深夜電力Ａ
離島基準単価は，1 月につき次のとおりといたします。
<table><tr><td>1 契約につき</td><td>11 銭 0 厘</td></tr></table>
ロ　従量制供給の場合
離島基準単価は，次のとおりといたします。
<table><tr><td>1 キロワット時につき</td><td>1 厘</td></tr></table>
⑶　離島ユニバーサルサービス調整単価等のお知らせ
当社は，⑴イの各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格および⑴ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。
</td></tr>
<tr><td>~~3　契約負荷設備の総容量の算定~~
~~⑴　差込口の数と電気機器の数が異なる場合は，次によって算定された値にもとづき，契約負荷設備の総容量を算定いたします。~~
~~イ　電気機器の数が差込口の数を上回る場合~~
~~差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合，最大の入力の電気機器から順次対象といたします。~~
~~ロ　電気機器の数が差込口の数を下回る場合~~
~~電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。~~
~~(イ)　住宅，アパート，寮，病院，学校，寺院およびこれに準ずるもの。~~
~~1 差込口につき　　50 ボルトアンペア~~
~~(ロ)　(イ)以外の場合~~
~~1 差込口につき　　100 ボルトアンペア~~
~~⑵　契約負荷設備の容量を確認できない場合は，同一業種の 1 回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき，契約負荷設備の総容量（入力）を算定いたします。~~</td><td></td></tr>
<tr><td>~~4　負荷設備の入力換算容量~~
~~⑴　照明用電気機器~~
~~照明用電気機器の換算容量は，次のイ，ロ，ハおよびニによります。~~
~~イ　けい光灯~~
<table><tr><td rowspan="2"></td><td colspan="2">~~換　算　容　量~~</td></tr><tr><td>~~入　力（ボルトアンペア）~~</td><td>~~入　力（ワット）~~</td></tr></table></td><td></td></tr>
</table>

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施

~~高力率型~~	~~管灯の定格消費電力(ワット)×150パーセント~~	~~管灯の定格消費電力(ワット)×125パーセント~~
~~低力率型~~	~~管灯の定格消費電力(ワット)×200パーセント~~	

~~ロ　ネオン管灯~~

~~2次電圧(ボルト)~~	~~換算容量~~		
	~~入力(ボルトアンペア)~~		~~入力(ワット)~~
	~~高力率型~~	~~低力率型~~	
~~3,000~~	~~30~~	~~80~~	~~30~~
~~6,000~~	~~60~~	~~150~~	~~60~~
~~9,000~~	~~100~~	~~220~~	~~100~~
~~12,000~~	~~140~~	~~300~~	~~140~~
~~15,000~~	~~180~~	~~350~~	~~180~~

~~ハ　スリームラインランプ~~

~~管の長さ(ミリメートル)~~	~~換算容量~~	
	~~入力(ボルトアンペア)~~	~~入力(ワット)~~
~~999以下~~	~~40~~	~~40~~
~~1,149 〃~~	~~60~~	~~60~~
~~1,556 〃~~	~~70~~	~~70~~
~~1,759 〃~~	~~80~~	~~80~~
~~2,368 〃~~	~~100~~	~~100~~

~~ニ　水銀灯~~

~~出力(ワット)~~	~~換算容量~~		
	~~入力(ボルトアンペア)~~		~~入力(ワット)~~
	~~高力率型~~	~~低力率型~~	
~~40以下~~	~~60~~	~~130~~	~~50~~
~~60 〃~~	~~80~~	~~170~~	~~70~~
~~80 〃~~	~~100~~	~~190~~	~~90~~
~~100 〃~~	~~150~~	~~200~~	~~130~~
~~125 〃~~	~~160~~	~~290~~	~~145~~
~~200 〃~~	~~250~~	~~400~~	~~230~~
~~250 〃~~	~~300~~	~~500~~	~~270~~
~~300 〃~~	~~350~~	~~550~~	~~325~~
~~400 〃~~	~~500~~	~~750~~	~~435~~
~~700 〃~~	~~800~~	~~1,200~~	~~735~~

離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）

~~1,000 〃~~	~~1,200~~	~~1,750~~	~~1,005~~

~~(2)　誘導電動機~~

~~イ　単相誘導電動機~~

~~(イ)　出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は，換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。~~

~~(ロ)　出力がワット表示のものは，次のとおりといたします。~~

~~出力（ワット）~~	~~換算容量~~		
	~~入力（ボルトアンペア）~~		~~入力(ワット)~~
	~~高力率型~~	~~低力率型~~	
~~35以下~~	~~―~~	~~160~~	~~出力（ワット）×133.0パーセント~~
~~45 〃~~	~~―~~	~~180~~	
~~65 〃~~	~~―~~	~~230~~	
~~100 〃~~	~~250~~	~~350~~	
~~200 〃~~	~~400~~	~~550~~	
~~400 〃~~	~~600~~	~~850~~	
~~550 〃~~	~~900~~	~~1,200~~	
~~750 〃~~	~~1,000~~	~~1,400~~	

~~ロ　3相誘導電動機~~

~~換算容量（入力〔キロワット〕）~~
~~出力（馬力）　×93.3パーセント~~
~~出力（キロワット）×125.0パーセント~~

~~(3)　レントゲン装置~~

~~レントゲン装置の換算容量は，次によります。~~

~~なお，レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は，いずれか大きい換算容量といたします。~~

~~装置種別（携帯型および移動型を含みます。）~~	~~最高定格管電圧（キロボルトピーク）~~	~~管電流（短時間定格電流）（ミリアンペア）~~	~~換算容量（入力〔キロボルトアンペア〕）~~
~~治療用装置~~		~~―~~	~~定格1次最大入力（キロボルトアンペア）の値といたします。~~
~~診察用装置~~	~~95以下~~	~~20以下~~	~~1~~
		~~20超過　30以下~~	~~1.5~~
		~~30 〃　50 〃~~	~~2~~

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）
~~50 〃 100 〃　3~~ ~~100 〃 200 〃　4~~ ~~200 〃 300 〃　5~~ ~~300 〃 500 〃　7.5~~ ~~500 〃 1,000 〃　10~~ ~~95超過100以下　200以下　5~~ ~~200超過 300以下　6~~ ~~300 〃 500 〃　8~~ ~~500 〃 1,000 〃　13.5~~ ~~100超過125以下　500以下　9.5~~ ~~500超過1,000以下　16~~ ~~125超過150以下　500以下　11~~ ~~500超過1,000以下　19.5~~ ~~蓄電器放電式診察用装置　コンデンサ容量0.75マイクロファラッド以下　1~~ ~~0.75マイクロファラッド超過1.5マイクロファラッド以下　2~~ ~~1.5 〃 3 〃　3~~ ~~(4)　電気溶接機~~ ~~電気溶接機の換算容量は，次の算式によって算定された値といたします。~~ ~~イ　日本工業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合~~ ~~入力（キロワット）＝最大定格1次入力（キロボルトアンペア）×70パーセント~~ ~~ロ　イ以外の場合~~ ~~入力（キロワット）＝実測した1次入力（キロボルトアンペア）×70パーセント~~ ~~(5)　そ の 他~~ ~~イ　(1)，(2)，(3)および(4)によることが不適当と認められる電気機器の換算容量（入力）は，実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし，特別の事情がある場合は，定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。~~ ~~ロ　動力と一体をなし，かつ，動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は，動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。~~ ~~ハ　予備設備であることが明らかな電気機器については，契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。~~	
~~5~~　加重平均力率の算定 (1)　加重平均力率は，次の算式によって算定された値といたします。	4　加重平均力率の算定 (1)　加重平均力率は，次の算式によって算定された値といたします。

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施

加重平均力率（パーセント）

$$= \frac{100\text{パーセント} \times \left[\text{電熱器総容量}\right] + 90\text{パーセント} \times \left[\text{力率90パーセントの機器総容量}\right] + 80\text{パーセント} \times \left[\text{力率80パーセントの機器総容量}\right]}{\text{機器総容量}}$$

⑵　低圧高稼動契約における加重平均力率は，⑴にかかわらず，次のとおりといたします。

イ　電灯または小型機器の力率は，100パーセントといたします。

ロ　動力の力率は，次のとおりといたします。

(ｲ)　~~23~~（低圧電力）⑷イに準じて動力の基準電力を算定する場合は，電気機器の力率をそれぞれの入力によって次の算式により加重平均してえた値といたします。この場合，電気機器の力率は，~~別表6（~~進相用コンデンサ取付容量基準~~）の基準~~に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント，取り付けてないものについては80パーセント，電熱器については100パーセントといたします。

動力の加重平均力率（パーセント）

$$= \frac{100\text{パーセント} \times \left[\text{電熱器総容量}\right] + 90\text{パーセント} \times \left[\text{力率90パーセントの機器総容量}\right] + 80\text{パーセント} \times \left[\text{力率80パーセントの機器総容量}\right]}{\text{機器総容量}}$$

(ﾛ)　~~23~~（低圧電力）⑷ロに準じて動力の基準電力を算定する場合は，100パーセントといたします。

ハ　加重平均力率は，次の算式により算定された値といたします。

加重平均力率（パーセント）

$$= \frac{\text{イの力率（パーセント）} \times \text{電灯または小型機器の基準電力} + \text{ロの力率（パーセント）} \times \text{動力の基準電力}}{\text{契約電力}}$$

離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）

加重平均力率（パーセント）

$$= \frac{100\text{パーセント} \times \left[\text{電熱器総容量}\right] + 90\text{パーセント} \times \left[\text{力率90パーセントの機器総容量}\right] + 80\text{パーセント} \times \left[\text{力率80パーセントの機器総容量}\right]}{\text{機器総容量}}$$

⑵　低圧高稼動契約における加重平均力率は，⑴にかかわらず，次のとおりといたします。

イ　電灯または小型機器の力率は，100パーセントといたします。

ロ　動力の力率は，次のとおりといたします。

(ｲ)　22（低圧電力）⑷イに準じて動力の基準電力を算定する場合は，電気機器の力率をそれぞれの入力によって次の算式により加重平均してえた値といたします。この場合，電気機器の力率は，進相用コンデンサ取付容量基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント，取り付けてないものについては80パーセント，電熱器については100パーセントといたします。

動力の加重平均力率（パーセント）

$$= \frac{100\text{パーセント} \times \left[\text{電熱器総容量}\right] + 90\text{パーセント} \times \left[\text{力率90パーセントの機器総容量}\right] + 80\text{パーセント} \times \left[\text{力率80パーセントの機器総容量}\right]}{\text{機器総容量}}$$

(ﾛ)　22（低圧電力）⑷ロに準じて動力の基準電力を算定する場合は，100パーセントといたします。

ハ　加重平均力率は，次の算式により算定された値といたします。

加重平均力率（パーセント）

$$= \frac{\text{イの力率（パーセント）} \times \text{電灯または小型機器の基準電力} + \text{ロの力率（パーセント）} \times \text{動力の基準電力}}{\text{契約電力}}$$

~~6　進相用コンデンサ取付容量基準~~

~~進相用コンデンサの容量は，次のとおりといたします。~~

~~⑴　照明用電気機器~~

~~イ　けい光灯~~

~~進相用コンデンサをけい光灯に内蔵する場合の進相用コンデンサ取付容量は，次によります。~~

~~使用電圧（ボルト）~~	~~管灯の定格消費電力（ワット）~~	~~コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）~~	
		~~50ヘルツ~~	~~60ヘルツ~~
~~100~~	~~10~~	~~4.5~~	~~3.5~~
	~~15~~	~~5.5~~	~~4.5~~
	~~20~~	~~9~~	~~5.5~~
	~~30~~	~~11~~	~~9~~
	~~40~~	~~17~~	~~14~~

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）

	~~60~~	~~21~~	~~17~~
	~~80~~	~~30~~	~~25~~
	~~100~~	~~36~~	~~30~~
~~200~~	~~40~~	~~4.5~~	~~3.5~~
	~~60~~	~~5.5~~	~~4.5~~
	~~80~~	~~7~~	~~5.5~~
	~~100~~	~~9~~	~~7~~

~~ロ　ネオン管灯~~

~~2次電圧（ボルト）~~	~~変圧器容量（ボルトアンペア）~~	~~コンデンサ取付容量(マイクロファラッド)~~	
		~~50ヘルツ~~	~~60ヘルツ~~
~~3,000~~	~~80~~	~~30~~	~~20~~
~~6,000~~	~~100~~	~~50~~	~~30~~
~~9,000~~	~~200~~	~~75~~	~~50~~
~~12,000~~	~~300~~	~~100~~	~~50~~
~~15,000~~	~~350~~	~~150~~	~~75~~

~~ハ　水銀灯（標準周波数50ヘルツおよび60ヘルツの場合といたします。）~~

~~出力（ワット）~~	~~コンデンサ取付容量(マイクロファラッド)~~	
	~~100ボルト~~	~~200ボルト~~
~~50以下~~	~~30~~	~~7~~
~~100 〃~~	~~50~~	~~9~~
~~250 〃~~	~~75~~	~~15~~
~~300 〃~~	~~100~~	~~20~~
~~400 〃~~	~~150~~	~~30~~
~~700 〃~~	~~250~~	~~50~~
~~1,000 〃~~	~~300~~	~~75~~

~~(2)　誘導電動機~~

~~イ　個々にコンデンサを取り付ける場合~~

~~(イ)　単相誘導電動機~~

~~使用電圧（ボルト）~~		~~100~~				~~200~~			
~~電動機定格出力~~	~~馬力~~	~~1/8~~	~~1/4~~	~~1/2~~	~~1~~	~~1/8~~	~~1/4~~	~~1/2~~	~~1~~
	~~キロワット~~	~~0.1~~	~~0.2~~	~~0.4~~	~~0.75~~	~~0.1~~	~~0.2~~	~~0.4~~	~~0.75~~

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）

~~コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）~~	~~50ヘルツ~~	~~50~~	~~75~~	~~75~~	~~100~~	~~20~~	~~20~~	~~30~~	~~40~~
	~~60ヘルツ~~	~~40~~	~~50~~	~~75~~	~~100~~	~~20~~	~~20~~	~~30~~	~~40~~

~~(ﾛ)　3相誘導電動機（使用電圧200ボルトの場合といたします。）~~

~~電動機定格出力~~	~~馬力~~	~~1/4~~	~~1/2~~	~~1~~	~~2~~	~~3~~	~~5~~	~~7.5~~	~~10~~	~~15~~	~~20~~	~~25~~	~~30~~	~~40~~	~~50~~
	~~キロワット~~	~~0.2~~	~~0.4~~	~~0.75~~	~~1.5~~	~~2.2~~	~~3.7~~	~~5.5~~	~~7.5~~	~~11~~	~~15~~	~~18.5~~	~~22~~	~~30~~	~~37~~
~~コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）~~	~~50ヘルツ~~	~~15~~	~~20~~	~~30~~	~~40~~	~~50~~	~~75~~	~~100~~	~~150~~	~~200~~	~~250~~	~~300~~	~~400~~	~~500~~	~~600~~
	~~60ヘルツ~~	~~10~~	~~15~~	~~20~~	~~30~~	~~40~~	~~50~~	~~75~~	~~100~~	~~150~~	~~200~~	~~250~~	~~300~~	~~400~~	~~500~~

~~ﾛ　一括してコンデンサを取り付ける場合~~

~~やむをえない事情によって2以上の電動機に対して一括してコンデンサを取り付ける場合のコンデンサの容量は，各電動機の定格出力に対応するイに定めるコンデンサの容量の合計といたします。~~

~~(3)　電気溶接機（使用電圧200ボルトの場合といたします。）~~

~~イ　交流アーク溶接機~~

~~溶接機最大入力（キロボルトアンペア）~~	~~3以上~~	~~5以上~~	~~7.5以上~~	~~10以上~~	~~15以上~~	~~20以上~~	~~25以上~~	~~30以上~~	~~35以上~~	~~40以上~~	~~45以上50未満~~
~~コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）~~	~~100~~	~~150~~	~~200~~	~~250~~	~~300~~	~~400~~	~~500~~	~~600~~	~~700~~	~~800~~	~~900~~

~~ﾛ　交流抵抗溶接機~~

~~イの容量の50パーセントといたします。~~

~~(4)　その他~~

~~(1)，(2)および(3)によることが不適当と認められる電気機器については，機器の特性に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。~~

~~7　契約容量および契約電力の算定方法~~

~~従量電灯Cまたは低圧電力のお客さまが契約主開閉器により契約容量または契約電力を定めることを希望される場合には，契約容量または契約電力は，次により算定いたします。ただし，契約電力を算定する場合は，力率（100パーセントといたします。）を乗じます。~~

~~(1)　供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合~~

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times \frac{1}{1,000}$$

~~なお，交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は，200ボルトといたします。~~

~~(2)　供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合~~

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

~~8~~　**夜間蓄熱式機器**

(1)　夜間蓄熱式機器とは，主として毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間（時間帯別電灯Ｂおよび時間帯別電灯Ｓにおいては毎日午後 10 時から翌日の

5　**夜間蓄熱式機器**

(1)　夜間蓄熱式機器とは，主として毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間（時間帯別電灯Ｂおよび時間帯別電灯Ｓにおいては毎日午後 10 時から翌日の

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）
午前8時までの時間といたします。）に通電する機能を有し，通電時間中に蓄熱のために使用される貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。 ⑵　⑴の「主として夜間時間に通電する機能」とは，次の場合を含みます。 イ　お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合 ロ　~~33~~（使用電力量の計量）⑸イの場合で，当社が夜間時間以外の時間に当該機器への電気の供給をしゃ断する装置を取り付けた場合 ⑶　特別の事情がある場合は，お客さまと当社との協議のうえ，夜間蓄熱式機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合，当該夜間蓄熱式機器については，専用の屋内電路を施設し，直接当該夜間蓄熱式機器に接続していただきます。また，当社は，夜間時間以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。 　なお，当社は，供給設備の状況により，当該夜間蓄熱式機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし，通電時間の延長または短縮は行ないません。	午前8時までの時間といたします。）に通電する機能を有し，通電時間中に蓄熱のために使用される貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。 ⑵　⑴の「主として夜間時間に通電する機能」とは，次の場合を含みます。 イ　お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合 ロ　31（使用電力量の計量）⑸イの場合で，当社または当該配電事業者が夜間時間以外の時間に当該機器への電気の供給をしゃ断する装置を取り付けた場合 ⑶　特別の事情がある場合は，お客さまと当社または当該配電事業者との協議のうえ，夜間蓄熱式機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合，当該夜間蓄熱式機器については，専用の屋内電路を施設し，直接当該夜間蓄熱式機器に接続していただきます。また，当社または当該配電事業者は，夜間時間以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。 　なお，当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，当該夜間蓄熱式機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし，通電時間の延長または短縮は行ないません。
~~9　使用電力量の協定~~ ~~使用電力量を協議によって定める場合の基準は，原則として次によります。~~ ~~⑴　過去の使用電力量による場合~~ ~~次のいずれかによって算定いたします。ただし，協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電流，契約容量または契約電力の変更があった場合は，料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。~~ ~~イ　前月または前年同月の使用電力量による場合~~ ~~前月または前年同月の使用電力量 / 前月または前年同月の料金の算定期間の日数~~ ~~×協定の対象となる期間の日数~~ ~~ロ　前3月間の使用電力量による場合~~ ~~前3月間の使用電力量 / 前3月間の料金の算定期間の日数~~ ~~×協定の対象となる期間の日数~~ ~~⑵　使用された負荷設備の容量と使用時間による場合~~ ~~使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。~~ ~~⑶　取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で，取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。~~ ~~取替後の計量器によって計量された使用電力量 / 取替後の計量器によって計量された期間の日数~~ ~~×協定の対象となる期間の日数~~ ~~⑷　参考のために取り付けた計量器の計量による場合~~ ~~参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。~~ ~~なお，この場合の計量器の取付けは，64（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。~~	

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）
~~(5)　公差をこえる誤差により修正する場合~~ ~~計量電力量 / 100パーセント＋(±誤差率)~~ ~~なお，公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は，次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。~~ ~~イ　お客さまの申出により測定したときは，申出の日の属する月~~ ~~ロ　当社が発見して測定したときは，発見の日の属する月~~	
~~10~~　**日割計算の基本算式** (1)　日割計算の基本算式は，次のとおりといたします。 イ　基本料金，最低料金，最低月額料金，基本使用料金または定額制供給の料金を日割りする場合 1月の該当料金×（日割計算対象日数／検針期間の日数） ただし，~~34~~（料金の算定）(1)ハに該当する場合は， （日割計算対象日数／検針期間の日数）は，（日割計算対象日数／暦日数）といたします。 ロ　料金適用上の電力量区分を日割りする場合 (ｲ)　従量電灯Ａの電力量区分を日割りする場合 最低料金適用電力量＝7キロワット時×（日割計算対象日数／検針期間の日数） なお，最低料金適用電力量とは，イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。 (ﾛ)　従量電灯Ｂおよび従量電灯Ｃの電力量区分を日割りする場合 第1段階料金適用電力量＝120キロワット時×（日割計算対象日数／検針期間の日数） なお，第1段階料金適用電力量とは，最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 第2段階料金適用電力量＝180キロワット時×（日割計算対象日数／検針期間の日数） なお，第2段階料金適用電力量とは，120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 (ﾊ)　時間帯別電灯Ａおよびピークシフト季節別時間帯別電灯の昼間時間における料金適用上の電力量区分を日割りする場合 第1段階料金適用電力量＝90キロワット時×（日割計算対象日数／検針期間の日数） なお，第1段階料金適用電力量とは，最初の90キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 第2段階料金適用電力量＝140キロワット時×（日割計算対象日数／検針期間の日数） なお，第2段階料金適用電力量とは，90キロワット時をこえ230キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 (ﾆ)　時間帯別電灯Ｂの昼間時間における料金適用上の電力量区分を日割りする場合 第1段階料金適用電力量＝80キロワット時×　日割計算対象日数	6　**日割計算の基本算式** (1)　日割計算の基本算式は，次のとおりといたします。 イ　基本料金，最低料金，最低月額料金，基本使用料金または定額制供給の料金を日割りする場合 1月の該当料金×（日割計算対象日数／検針期間の日数） ただし，32（料金の算定）(1)ハに該当する場合は， （日割計算対象日数／検針期間の日数）は，（日割計算対象日数／暦日数）といたします。 ロ　料金適用上の電力量区分を日割りする場合 (ｲ)　従量電灯Ａの電力量区分を日割りする場合 最低料金適用電力量＝7キロワット時×（日割計算対象日数／検針期間の日数） なお，最低料金適用電力量とは，イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。 (ﾛ)　従量電灯Ｂおよび従量電灯Ｃの電力量区分を日割りする場合 第1段階料金適用電力量＝120キロワット時×（日割計算対象日数／検針期間の日数） なお，第1段階料金適用電力量とは，最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 第2段階料金適用電力量＝180キロワット時×（日割計算対象日数／検針期間の日数） なお，第2段階料金適用電力量とは，120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 (ﾊ)　時間帯別電灯Ａおよびピークシフト季節別時間帯別電灯の昼間時間における料金適用上の電力量区分を日割りする場合 第1段階料金適用電力量＝90キロワット時×（日割計算対象日数／検針期間の日数） なお，第1段階料金適用電力量とは，最初の90キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 第2段階料金適用電力量＝140キロワット時×（日割計算対象日数／検針期間の日数） なお，第2段階料金適用電力量とは，90キロワット時をこえ230キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 (ﾆ)　時間帯別電灯Ｂの昼間時間における料金適用上の電力量区分を日割りする場合 第1段階料金適用電力量＝80キロワット時×　日割計算対象日数

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）
検針期間の日数 なお，第1段階料金適用電力量とは，最初の80キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 第2段階料金適用電力量＝120キロワット時×$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお，第2段階料金適用電力量とは，80キロワット時をこえ200キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 (ホ)　時間帯別電灯Ｓにおける基本使用料金適用電力量を日割りする場合 基本使用料金適用電力量＝200キロワット時×$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ (ヘ)　(イ)，(ロ)，(ハ)，(ニ)または(ホ)によって算定された最低料金適用電力量，第1段階料金適用電力量，第2段階料金適用電力量および基本使用料金適用電力量の単位は，1キロワット時とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。 (ト)　~~34~~（料金の算定）(1)ハに該当する場合は，(イ)，(ロ)，(ハ)，(ニ)および(ホ)の $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$は，$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$といたします。 ハ　日割計算に応じて電力量料金を算定する場合 (イ)　~~34~~（料金の算定）(1)イまたはハの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。 (ロ)　~~34~~（料金の算定）(1)ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また，季節別高負荷率電灯，低圧高稼動契約，低圧電力，臨時電力（従量制供給のものに限ります。）および農事用電力Ａのお客さまにおいて，料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は，料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。 ニ　日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合 (イ)　~~34~~（料金の算定）(1)イまたはハの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。 (ロ)　~~34~~（料金の算定）(1)ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。 (2)　電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は，次のとおりといたします。 イ　電気の供給を開始した場合 開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から，需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。 ロ　需給契約が消滅した場合 消滅日の直前の検針日から，当社が次回の検針日としてお客さまにあらか	検針期間の日数 なお，第1段階料金適用電力量とは，最初の80キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 第2段階料金適用電力量＝120キロワット時×$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお，第2段階料金適用電力量とは，80キロワット時をこえ200キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 (ホ)　時間帯別電灯Ｓにおける基本使用料金適用電力量を日割りする場合 基本使用料金適用電力量＝200キロワット時×$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ (ヘ)　(イ)，(ロ)，(ハ)，(ニ)または(ホ)によって算定された最低料金適用電力量，第1段階料金適用電力量，第2段階料金適用電力量および基本使用料金適用電力量の単位は，1キロワット時とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。 (ト)　32（料金の算定）(1)ハに該当する場合は，(イ)，(ロ)，(ハ)，(ニ)および(ホ)の $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$は，$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$といたします。 ハ　日割計算に応じて電力量料金を算定する場合 (イ)　32（料金の算定）(1)イまたはハの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。 (ロ)　32（料金の算定）(1)ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また，季節別高負荷率電灯，低圧高稼動契約，低圧電力，臨時電力（従量制供給のものに限ります。）および農事用電力Ａのお客さまにおいて，料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は，料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。 ニ　日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合 (イ)　32（料金の算定）(1)イまたはハの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。 (ロ)　32（料金の算定）(1)ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。 (2)　電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は，次のとおりといたします。 イ　電気の供給を開始した場合 開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から，需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。 ロ　需給契約が消滅した場合 消滅日の直前の検針日から，当社が次回の検針日としてお客さまにあらか

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

<table>
<tr><th>離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施</th><th>離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）</th></tr>
<tr><td>じめお知らせした日の前日までの日数といたします。
⑶　定額制供給の場合または~~33~~（使用電力量の計量）⑽の場合は，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅したときの⑴イおよびロにいう検針期間の日数は，⑵に準ずるものといたします。この場合，⑵にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日とし，当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は，消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。
⑷　電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の⑴イおよびロにいう暦日数は，次のとおりといたします。
イ　電気の供給を開始した場合
そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。
ロ　需給契約が消滅した場合
そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。
⑸　供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は，⑴イの日割計算対象日数は，停止期間中の日数といたします。この場合，停止期間中の日数には，電気の供給を停止した日を含み，電気の供給を再開した日は含みません。また，停止日に電気の供給を再開する場合は，その日は停止期間中の日数には含みません。</td><td>じめお知らせした日の前日までの日数といたします。
⑶　定額制供給の場合または31（使用電力量の計量）⑽の場合は，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅したときの⑴イおよびロにいう検針期間の日数は，⑵に準ずるものといたします。この場合，⑵にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日とし，当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は，消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。
⑷　電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の⑴イおよびロにいう暦日数は，次のとおりといたします。
イ　電気の供給を開始した場合
そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。
ロ　需給契約が消滅した場合
そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。
⑸　供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は，⑴イの日割計算対象日数は，停止期間中の日数といたします。この場合，停止期間中の日数には，電気の供給を停止した日を含み，電気の供給を再開した日は含みません。また，停止日に電気の供給を再開する場合は，その日は停止期間中の日数には含みません。</td></tr>
<tr><td>**~~11~~　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともない料金を精算する場合の料金**
⑴　季節別高負荷率電灯の場合
料金は，~~19~~（季節別高負荷率電灯）⑷を適用いたします。ただし，19（季節別高負荷率電灯）⑷イおよびロに定める基本料金および電力量料金は次のとおりといたします。
イ　基本料金
基本料金は，1月につき19（季節別高負荷率電灯）⑷イの該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，19（季節別高負荷率電灯）⑷イの該当料金の半額に10パーセントを割増ししたものを適用いたします。
ロ　電力量料金
電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。
なお，その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。
<table>
<tr><th></th><th>夏　季　料　金</th><th>その他季料金</th></tr>
<tr><td>1キロワット時につき</td><td>30円89銭</td><td>28円08銭</td></tr>
</table>
⑵　低圧高稼動契約の場合
料金は，22（低圧高稼動契約）⑸を適用いたします。ただし，22（低圧高稼動契約）⑸イおよびロに定める基本料金および電力量料金は次のとおりといたします。</td><td>**7　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともない料金を精算する場合の料金**
⑴　季節別高負荷率電灯の場合
料金は，18（季節別高負荷率電灯）⑷を適用いたします。ただし，18（季節別高負荷率電灯）⑷イおよびロに定める基本料金および電力量料金は次のとおりといたします。
イ　基本料金
基本料金は，1月につき18（季節別高負荷率電灯）⑷イの該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，18（季節別高負荷率電灯）⑷イの該当料金の半額に10パーセントを割増ししたものを適用いたします。
ロ　電力量料金
電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。
なお，その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。
<table>
<tr><th></th><th>夏　季　料　金</th><th>その他季料金</th></tr>
<tr><td>1キロワット時につき</td><td>41円72銭</td><td>38円91銭</td></tr>
</table>
⑵　低圧高稼動契約の場合
料金は，21（低圧高稼動契約）⑸を適用いたします。ただし，21（低圧高稼動契約）⑸イおよびロに定める基本料金および電力量料金は次のとおりといたします。</td></tr>
</table>

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施

イ　基本料金

基本料金は，1月につき22（低圧高稼動契約）⑸イの該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，22（低圧高稼動契約）⑸イの該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

ロ　電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏　季　料　金	その他季料金
1キロワット時につき	22円56銭	20円52銭

~~12　標準設計基準~~

~~⑴　適　　用~~

~~この標準設計基準は，Ⅷ（工事費の負担）に定める標準設計で施設する場合の工事費の算定に適用いたします。~~

~~この標準設計基準に明記していない場合は，技術基準その他関係法令，当社設計基準等にもとづき，技術的に適当と認められる設計によるものといたします。この場合，その設計を標準設計といたします。~~

~~⑵　単　　位~~

~~この基準においては，単位を次の記号で表示いたします。~~

~~単　　位~~	~~記　　号~~
~~ボルト~~	~~V~~
~~アンペア~~	~~A~~
~~キロアンペア~~	~~kA~~
~~キロボルトアンペア~~	~~kVA~~
~~メガボルトアンペア~~	~~MVA~~
~~ミリメートル~~	~~mm~~
~~メートル~~	~~m~~
~~キロメートル~~	~~km~~
~~平方ミリメートル~~	~~mm^2~~
~~平方センチメートル~~	~~cm^2~~
~~ミリグラム~~	~~mg~~

~~⑶　高圧または低圧電線路~~

~~イ　一般基準~~

~~(イ)　電圧降下の許容限度~~

離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）

イ　基本料金

基本料金は，1月につき21（低圧高稼動契約）⑸イの該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，21（低圧高稼動契約）⑸イの該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

ロ　電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏　季　料　金	その他季料金
1キロワット時につき	33円39銭	31円35銭

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）
~~高圧または低圧電線路（需給地点から需給地点に最も近い発電所または変電所の引出口もしくは供給変圧器の引出側端子までの電線路）における電圧降下の許容限度の標準は，次によるものといたします。~~	

~~電圧降下の許容限度の標準値~~

~~電線路の公称電圧（V）~~	~~電圧降下の許容限度の標準値（V）~~
~~100~~	~~6~~
~~200~~	~~20~~
~~3,300~~	~~300~~
~~6,600~~	~~600~~

~~ただし，既設電線路を利用する場合または他のお客さまと同時に供給設備を施設する場合は，他のお客さまの電圧降下および法令で定められた電圧維持基準等を考慮して施設いたします。~~

~~(ﾛ)　経 過 地~~

~~高圧または低圧電線路の経過地は，技術上，地形，用地事情および保守，保安に支障のない範囲で，電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。~~

~~(ﾊ)　電線路の種類~~

~~高圧または低圧電線路の種類は，架空電線路といたします。ただし，架空電線路を施設することが法令上認められない場合または技術上，経済上もしくは地域的な事情により不適当と認められる場合には，その他の方法によるものといたします。~~

~~(ﾆ)　電線路の設計~~

~~電線路の設計については，その地域に施設される電気工作物の設計と同等のものをこえないものといたします。~~

~~ﾛ　架空電線路~~

~~(ｲ)　電線路の施設~~

~~a　高圧または低圧架空電線路は，単独の電線路の施設，他の架空電線路との併架，電線の張替え等のうち，技術上著しく困難な場合を除き，最も経済的な方法により施設いたします。~~

~~b　高圧架空電線路を単独に新設する場合には，原則として1回線といたします。~~

~~(ﾛ)　支持物の種類~~

~~高圧または低圧架空電線路の支持物には，コンクリート柱または複合柱を使用し，その選定にあたっては技術上，経済上適当なものといたします。ただし，コンクリート柱または複合柱を使用することが技術上，経済上不適当と認められる場合は，他の支持物を使用いたします。~~

~~(ﾊ)　標準径間~~

~~高圧または低圧架空電線路の標準径間は，次によるものといたします。~~

~~標　準　径　間~~

~~施　設　区　域~~	~~標　準　径　間（m）~~
~~市　街　地~~	~~45~~
~~そ　の　他~~	~~55~~

~~(ﾆ)　支持物の長さ~~

~~高圧または低圧架空電線路の支持物の長さは，施設場所の状況に応じた根入れ，電線の弛度，装柱，交叉，建物，引込線，積雪等を考慮し当社が~~

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）

~~通常使用しているもののうち必要最小のものを次の中から選定いたします。~~

~~支持物の長さ~~

~~支持物の長さ(m)~~	~~10　12　14　16~~

~~(ｶ)　がいし~~

~~高圧または低圧架空電線路で使用するがいしは，次によるものといたします。~~

~~がいしの種類~~

~~使用個所別~~ / ~~電圧別~~	~~引通し個所~~	~~引留め個所~~
~~低　圧~~	~~低圧用一体化ラック~~	~~低圧用一体化ラック~~
	~~低圧ピンがいし~~	~~低圧引留がいし~~
	~~低圧引留がいし~~	~~ＤＶグリップ~~
~~高　圧~~	~~高圧中実ピンがいし~~	~~高圧中実耐張がいし~~

~~(ﾍ)　架空電線の種類および太さ~~

~~a　高圧または低圧架空電線には，硬銅線を使用いたします。ただし，技術上，経済上不適当と認められる場合は，他の適当な材質のものを使用いたします。~~

~~b　高圧または低圧架空電線の種類は，絶縁電線を使用いたします。~~

~~c　高圧または低圧架空電線の太さは，許容電流，短絡電流，電圧降下，機械的強度等を考慮し，必要最小のものを次の中から選定いたします。ただし，技術上，経済上不適当と認められる場合は，架空ケーブル等，他の適当な電線を使用することがあります。~~

~~電線の種類，太さおよび許容電流~~

~~（単位：A）~~

~~種　類~~ / ~~太　さ~~		~~高　圧 絶縁電線 (ＯＣ)~~	~~低　圧 絶縁電線 (ＯＷ)~~	~~引込用ビニル 絶縁電線（ＤＶ）~~	
				~~2心~~	~~3心~~
~~単　線（mm）~~	~~3.2~~	~~—~~	~~—~~	~~61~~	~~54~~
	~~5.0~~	~~142~~	~~103~~	~~—~~	~~—~~
~~より線（mm²）~~	~~22~~	~~—~~	~~—~~	~~127~~	~~111~~
	~~60~~	~~276~~	~~206~~	~~—~~	~~193~~
	~~100~~	~~—~~	~~—~~	~~—~~	~~262~~
	~~150~~	~~487~~	~~—~~	~~—~~	~~—~~

~~(ﾄ)　架空電線の配列および変台装柱~~

~~a　高圧または低圧架空電線の配列は，特殊な場合を除き水平または垂直といたします。~~

~~b　柱上に変圧器を施設する場合は，変台装柱または懸垂装柱とし，1次側~~

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）

~~に使用する開閉器は高圧カットアウトといたします。~~

~~(ﾁ)　柱上変圧器の容量~~

~~柱上変圧器の容量は，需要の実情を考慮し，当社が通常使用しているもののうち必要最小のものを次の中から選定いたします。~~

~~柱上変圧器容量~~

容　　量(kVA)
5　10　20　30　50　75　100　50＋30*　100＋50*

~~(注) 変圧器容量50＋30kVAおよび100＋50kVAは，灯動共用変圧器の容量といたします。~~

~~(ﾘ)　電力用変圧器の結線~~

~~3相供給に対しては，原則として単相変圧器2台を使用したV結線または灯動共用変圧器の使用により供給いたします。ただし，技術上，経済上適当と認められる場合は，単相変圧器3台を△結線により供給することがあります。~~

~~(ﾇ)　高圧負荷開閉器の取付けおよびその種類と容量~~

~~a　高圧架空電線路の系統運用または保守のために必要な個所には高圧負荷開閉器を取り付けます。~~

~~b　高圧負荷開閉器の種類は，気中を標準といたします。ただし，技術上やむをえない場合には，他の種類の開閉器を施設することがあります。~~

~~c　高圧負荷開閉器の容量は，負荷電流および短絡電流を考慮し，当社が通常使用しているもののうち必要最小のものを次の中から選定いたします。~~

~~高圧負荷開閉器容量~~

容　量（A）	300*　400

~~（注）高圧負荷開閉器容量300Aは，ＳＯＧ型開閉器の容量といたします。~~

~~(ﾙ)　特殊線路~~

~~a　塩，ちりなどの汚損地域に施設する架空電線路には，その程度に応じた耐塩設備を使用いたします。~~

~~なお，汚損地域の区分は次によるものといたします。~~

~~塩，塵埃汚損区分表~~

汚損種類	塩			塵　埃
汚損区分	海岸からのおおよその距離 ま　た　は 想定最大等価塩分付着量			想定最大等価塵埃付着量（塩分換算）
	軽汚損地区	中汚損地区	重汚損地区	0.12mg/cm²以上
	15km以下 または 0.06mg/cm²以上	4.0km以下 または 0.12mg/cm²以上	1.5km以下 または 0.35mg/cm²以上	

~~b　雷雨発生のおそれの多い地域に施設する架空電線路には，その程度に応じた耐雷設備を使用いたします。~~

~~c　雪害，風害等の発生のおそれの多い地域に施設する架空電線路には，その程度に応じた耐害設備を使用いたします。~~

~~ハ　地中電線路~~

~~(ｲ)　電線路の施設~~

~~高圧または低圧地中電線路の施設方式は，原則として管路式といたします~~

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）

~~す。ただし，次の場合は直接埋設式または暗きょ式とすることがあります。~~

~~なお，暗きょ式にはキャブ（ＣＡＢ）方式および電線共同溝（Ｃ・Ｃ・ＢＯＸ）方式を含むものといたします。~~

~~ａ　直接埋設式~~

~~車輌その他の重量物の圧力を受けるおそれがなく，かつ，再掘削が容易にできる場合~~

~~ｂ　暗きょ式~~

~~当該電線路を含めて多数のケーブルを同一場所に施設する場合~~

~~(ﾛ)　ケーブルの種類および太さ~~

~~ａ　高圧または低圧地中電線路に使用するケーブルの種類は，原則としてビニル外装ケーブルといたします。~~

~~ｂ　ケーブルの太さは，許容電流，短絡電流，電圧降下，機械的強度等を考慮し，必要最小のものを次の中から選定いたします。~~

~~ケーブルの太さ~~

~~電　圧　別~~	~~ケーブルの太さ（㎟）~~
~~低　　圧~~	~~8　14　22　60　150　250~~
~~高　　圧~~	~~22　38　60　100　150　200　250　325~~

~~ｃ　ケーブルの許容電流は，日本電線工業会規格に準じて算定いたします。~~

~~(ﾊ)　配電塔，高圧キャビネットおよび接続箱の使用~~

~~ａ　高圧ケーブルを分岐する場合または変圧器を施設する場合は，配電塔を使用することがあります。~~

~~ｂ　高圧で電気の供給を受けるお客さま等に対する地中引込線が当社の電柱および配電塔から単独引込みで施設することが困難な場合，もしくは，将来困難になることが予想される場合には，π引込用として高圧キャビネットを使用いたします。~~

~~ｃ　低圧ケーブルを分岐する場合は，接続箱を使用いたします。~~

~~(4)　変 電 設 備~~

~~イ　結 線 法~~

~~結線法は，次の結線を標準といたします。~~

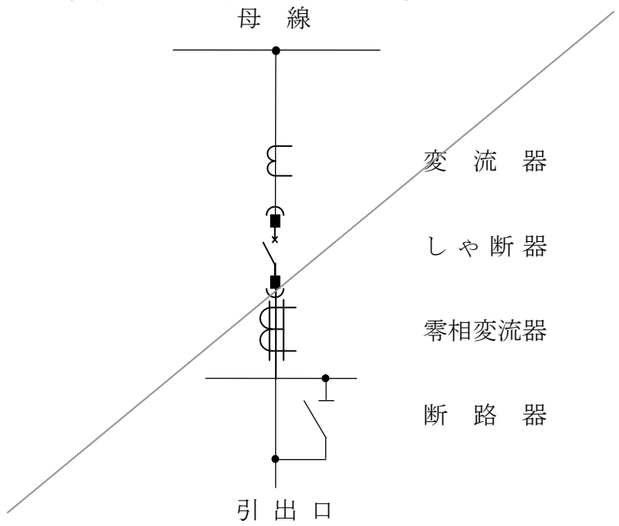

離島等供給約款［低圧用］　2022年4月12日実施	離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施（案）
~~ロ　しゃ断器~~ ~~(ｲ)　しゃ断器は，当社が通常使用しているもののうち，その回路電圧に応じ，最大負荷時の電流および現に構成され，また将来構成されることが予想されている系統構成について計算した短絡容量から判断し，次の中から必要最小のものを選定いたします。~~ ~~し　や　断　器　容　量~~ ~~定格電圧（V）~~ ／ ~~しゃ断器容量~~ ~~kA~~ ／ ~~(MVA)~~ ~~3,600~~ ／ ~~16.0~~ ~~(100)~~ ~~25.0~~ ~~(160)~~ ~~7,200~~ ／ ~~12.5~~ ~~(160)~~ ~~20.0~~ ~~(250)~~ ~~(ﾛ)　将来の系統構成は，5年程度先を目標といたします。（断路器および変流器についても同様といたします。）~~ ~~ハ　断 路 器~~ ~~断路器は，当社が通常使用しているもののうち，その回路電圧に応じ，最大負荷時の電流および現に構成され，また将来構成されることが予想されている系統構成について計算した短絡容量から判断し，必要最小のものを使用いたします。~~ ~~ニ　変 流 器~~ ~~変流器は，当社が通常使用しているもののうち，その回路電圧に応じ，最大負荷時の電流および現に構成され，また将来構成されることが予想されている系統構成について計算した短絡容量から判断し，必要最小のものを使用いたします。~~ ~~ホ　配 電 盤~~ ~~配電盤には，原則として電流計およびしゃ断器操作用ハンドルならびに運転に必要な器具を取り付けます。また，必要に応じ電力計，電圧計，無効電力計等を取り付けます。~~ ~~ヘ　保護装置~~ ~~電線路には，短絡または地絡を生じた場合に自動的に電路をしゃ断するために必要な保護継電装置を施設いたします。~~ ~~ト　変電設備の設計~~ ~~変電設備の形式，付属設備等は，その変電所において，他に施設される設備と同等のものをこえないものといたします。~~	

３　料金の算出の根拠

料金の算出の根拠

料金率は，当社の供給区域（離島を除く。）において小売電気事業者により行なわれると見込まれる小売供給に係る料金の水準と同程度となるよう，低圧で電気の供給を受ける需要に対する供給条件として設定されたみなし小売電気事業者（東北電力株式会社）の特定小売供給約款等の料金率と同様といたしました。